

東京の福祉保健 2023 分野別取組

📍 東京都福祉局・保健医療局

はじめに

我が国では、世界でも類を見ないスピードで少子高齢化が進み、人口は既に減少に転じており、東京においては、団塊の世代が後期高齢者になる令和12年をピークに減少に転じ、令和17年には都民の4人に1人が高齢者になると見込まれています。

時代の大きな転換点を迎える中で、将来世代に確かな「安心」を引き継ぐためには、中長期的な視点に立って、福祉・保健・医療施策を総合的に展開していくことが必要です。

こうした考えの下、平成18年2月に「福祉・健康都市 東京ビジョン」を取りまとめ、以来、社会経済環境の変化や災害等の緊急・突発的な事態にも対応しながら、福祉・保健・医療サービスの充実を図ってきました。

令和3年3月策定の、2040年代を見据え東京の新たな将来像とその実現に向けて進むべき道のりを示した『未来の東京』戦略においても、子供や高齢者、障害者をはじめ、誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京の実現を目指して、様々な政策を盛り込んでいます。

また福祉保健局は、本年7月に「福祉局」「保健医療局」として再編され、新たなスタートを切りました。福祉・保健・医療の各分野で横断的な対応が必要な課題や、今後新たに発生する政策課題等にも両局で連携して対応していきます。

このたび発行する「東京の福祉保健2023 分野別取組」は、福祉局及び保健医療局が所管する施策のうち、令和5年度に重点的に取り組む事業を分野別に取りまとめたものです。

今後とも、大都市「東京」にふさわしい、福祉・保健・医療施策を積極的に展開していきます。

令和5年
東京都福祉局・保健医療局

目 次

大都市東京にふさわしい福祉・保健・医療施策の展開

大都市東京にふさわしい福祉・保健・医療施策の展開に向けて.....	2
都における各種計画.....	5
令和5年度福祉局及び保健医療局予算の概要.....	24
令和5年度予算における主な新規・拡充事業.....	25

分野別事業展開

第1 地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します	
【子供家庭分野】	36
1 こども基本条例を踏まえ、子供目線に立った施策を推進します	
2 保育サービスの充実に向けた取組を推進します	
3 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します	
4 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します	
第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します	
【高齢者分野】	60
1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します	
2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します	
3 認知症施策を総合的に推進します	
4 介護人材等の確保・定着・育成を支援します	
第3 障害者がいきいきと暮らせる社会の実現を目指します	
【障害者分野】	84
1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します	
2 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します	
3 保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します	
4 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します	

第4 都民の生活を支える取組を推進します

【生活福祉分野】 106

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます
- 2 地域生活課題への対応に向けた取組を進めます
- 3 福祉人材の確保・定着・育成への取組を充実します
- 4 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

第5 ライフステージを通じた健康づくりの取組を推進します

【保健分野】 118

- 1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します
- 2 難病患者の療養生活を支援します
- 3 自殺対策を総合的に推進します

第6 都民の安心を支える質の高い医療提供体制の整備を進めます

【医療分野】 130

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します
- 3 がん・循環器病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境の整備を進めます
- 4 医療人材の確保・育成を支援します
- 5 都立病院機構による行政的医療の安定的かつ継続的な提供や地域医療の充実等に向けた取組を支援します

第7 多様化する健康危機から都民を守ります

【健康安全分野】 153

- 1 危険ドラッグ等の速やかな排除、薬物の乱用防止を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します
- 2 健康危機から都民を守る体制を確保します
- 3 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します

第8 様々な感染症から都民の生命と健康を守ります

【感染症対策分野】 161

- 1 新型インフルエンザなどの新興・再興感染症等の発生予防及びまん延を防止する対策を強化します
- 2 新型コロナウイルス感染症の法的位置付けの変更後も必要な保健・医療提供体制を維持し、段階的に移行を進めます

第9 広域的な自治体としての役割を着実に果たします	
	【横断的取組】 170
1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します	
2 区市町村の主体的な施策展開を支援します	
3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します	
第10 福祉・保健・医療における様々な施策を総合的に支援します	
	【横断的取組】 178
1 福祉・保健・医療分野におけるDXを推進します	
2 福祉人材対策を総合的に推進します	

参 考

審議会等の検討状況について.....	186
福祉・保健・医療に係る普及啓発	
様々な啓発活動への参加	187
キャンペーンキャラクター.....	190
シンボルマーク等	194

大都市東京にふさわしい 福祉・保健・医療施策の展開

大都市東京にふさわしい

福祉・保健・医療施策の展開に向けて

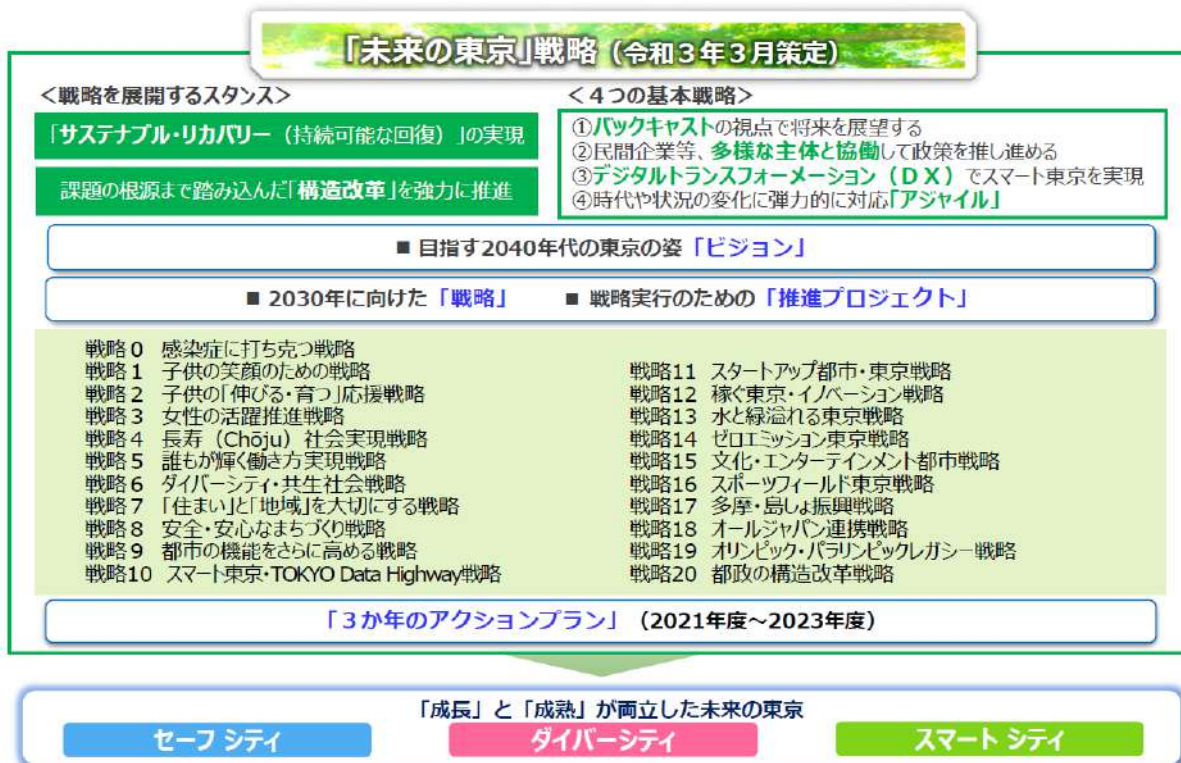
（「福祉改革」「医療改革」の取組と「福祉・健康都市 東京ビジョン」）

- 都は、これまで、「利用者本位の新しい福祉」、「患者中心の医療」という、福祉、保健、医療サービスを利用する人の主体的な選択を重視した、様々な改革を進めてきました。
- 福祉分野では、措置から契約へとサービスの利用の仕組みが大きく変化する中で、「東京都福祉改革推進プラン」（平成12年）、「T O K Y O福祉改革S T E P 2」（平成14年）を発表し、多くの事業者が競い合って提供する多様なサービスの中から、利用者自らがサービスを選択し利用する「利用者本位の新しい福祉」の実現を目指す取組をスタートしました。
- また、保健医療分野では、平成12年に「東京発医療改革」を発表し、医療における透明性、信頼性、効率性の3つの不足を克服し、「365日24時間の安全・安心」と「患者中心の医療」の実現を目指す取組を開始しました。
- 平成16年8月には、少子高齢社会に対応し、健康に対する都民の安心を確保するため、福祉局と健康局を統合し、福祉保健局が発足しました。平成18年2月には、「福祉改革」と「医療改革」を更に前進させ、確かな「安心」を次世代に引き継ぐため、福祉と保健医療の両分野を貫く基本方針として「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定し、あらためて都の取組姿勢を明らかにしました。
- 以降、この「ビジョン」で示した方針を基本に、福祉・保健・医療に関わる各種の分野別計画を定め、施策を推進しています。

（「3つのシティ」と『未来の東京』戦略）

- 平成28年12月、都は「都民ファースト」の視点に立ち、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の「3つのシティ」を実現し、「新しい東京」をつくるため、平成29年度から平成32年（2020年）度までの4か年を計画期間とする「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」を策定しました。

- 令和元年12月には、3つのシティを更に進化させるため、未来を見据えた長期的な視点に立ち、東京の進むべき道のりを示す長期戦略に着手し、その土台となる『未来の東京』戦略ビジョン（以下、「戦略ビジョン」という。）を発表しました。
- その後、新型コロナとの闘いの中で生じた社会の変化や、浮き彫りとなった新たな課題を踏まえ、戦略ビジョンを進化させ、令和3年3月、『未来の東京』戦略を策定しました。令和5年1月には、複雑化・高度化する社会情勢や人口減少社会の到来を見据え、持続可能な東京を実現するため、『未来の東京』戦略 version up 2023』を発表しました。
- これらに加え、「東京都子供・子育て支援総合計画」をはじめとした少子・高齢・障害の福祉三分野の主要計画や、「保健医療計画」「がん対策推進計画」「健康推進プラン21（第二次）」等に記載した様々な事業を着実に実施しながら、誰もが安心して、いきいきと生活できる、活躍できる大都市東京の実現に向け、福祉・保健・医療施策を積極的に展開していきます。



- 令和5年7月には、都民の生命と健康を守り、福祉・保健・医療サービスを将来に渡って支えていくため、「福祉保健局」を「福祉局」と「保健医療局」に再編しました。これまで培った福祉・保健・医療の連携を継承した上で、高い専門性と機動性を発揮し、各分野で深刻化する課題や今後顕在化する新たな社会的課題等に着実に対応していきます。

福祉保健局組織改正の全体像

福祉局		福祉保健局		保健医療局	
総務部	総務課 職員課	総務部		総務部	総務課 職員課
企画部	企画政策課 計理課 <small>(東京都福祉保健財団 東京都社会福祉事業団)</small>	企画部		企画部	企画政策課 健康危機管理調整課 計理課 <small>(東京都医学総合研究所)</small>
指導監査部	指導調整課 指導第一課 指導第二課	指導監査部		保健政策部	保健政策課 健康推進課 疾病対策課 国民健康保険課 保健所
生活福祉部	企画課 保護課 地域福祉課 医療助成課 西多摩福祉事務所	医療政策部		医療政策部	医療政策課 救急災害医療課 医療安全課 医療人材課 監察医務院 看護専門学校
子供・子育て支援部	企画課 家庭支援課 育成支援課 保育支援課 児童自立支援施設 女性相談センター 児童相談所	生活福祉部		都立病院支援部	法人調整課 <small>(東京都立病院機構)</small>
高齢者施策推進部	企画課 介護保険課 在宅支援課 施設支援課 <small>(東京都健康長寿医療センター)</small>	高齢社会対策部		健康安全部	健康安全課 食品監視課 業務課 環境保健衛生課 健康安全研究センター 市場衛生検査所 食肉衛生検査所 動物愛護相談センター
障害者施策推進部	企画課 地域生活支援課 施設サービス支援課 精神保健医療課 心身障害者福祉センター 障害者福祉会館 療育医療センター 療育センター 精神保健福祉センター	少子社会対策部		感染症対策部	計画課 調査・分析課 防疫課 医療体制整備第一課 医療体制整備第二課
		障害者施策推進部			
		健康安全部			
		感染症対策部			
		都立病院支援部			



上段：本庁組織、下段：事業所及び政策連携団体等

都における各種計画

(令和3年3月)

『未来の東京』戦略
新たな都政の羅針盤として作成する
都の総合計画

(平成18年2月)

福祉・健康都市 東京ビジョン
福祉と保健医療の両分野を貫く基本方針
分野別計画の策定・推進の基本

分野別計画

※各計画の概要については次頁以降に掲載

子供・子育て支援総合計画	令和2年度～ 令和6年度
ひとり親家庭自立支援計画	令和2年度～ 令和6年度
社会的養育推進計画	令和2年度～ 令和11年度
高齢者保健福祉計画 (介護保険事業支援計画・老人福祉計画)	令和3年度～ 令和5年度
高齢者の居住安定確保プラン (高齢者居住安定確保計画)	令和3年度～ 令和8年度
障害者・障害児施策推進計画 (障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)	令和3年度～ 令和5年度
福祉のまちづくり推進計画	平成31年度～ 令和5年度
地域福祉支援計画	令和3年度～ 令和8年度
アルコール健康障害対策推進計画	平成31年度～ 令和5年度
保健医療計画	平成30年度～ 令和5年度
がん対策推進計画	平成30年度～ 令和5年度
健康推進プラン21(第二次)	平成25年度～ 令和5年度
医療費適正化計画	平成30年度～ 令和5年度
自殺総合対策計画	令和5年度～ 令和9年度
感染症予防計画	平成30年3月 改定
食品安全推進計画	令和3年度～ 令和7年度
動物愛護管理推進計画	令和3年度～ 令和12年度
ギャンブル等依存症対策推進計画	令和4年度～ 令和6年度

子供・子育て支援総合計画

■ 計画策定の趣旨等

- 子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策法第9条に基づく都道府県子どもの貧困対策計画とを合わせて一体的に策定
- 福祉、保健、医療、雇用、教育などにわたる子供・子育て支援の総合計画
- 計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間（第2期計画）令和4年度に中間見直し

■ 理念

- ・ 全ての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する
- ・ 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する
- ・ 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する

■ 視点

- ・ 「全ての子育て家庭」への支援の視点
- ・ 子供と子育て家庭の立場からの視点
- ・ 広域的な自治体の役割からの視点
- ・ 家庭を「一体的に」捉える視点
- ・ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点

■ 目標と取組内容

- 1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり
子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを通じて切れ目なく支援する体制を整備。また、全ての子供たちの育ちを切れ目なく支援
- 2 乳幼児期における教育・保育の充実
乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよう必要な支援を実施
- 3 子供の成長段階に応じた支援の充実
次代を担う子供たちが、自ら学び考え行動する力などを身に付けるとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくり、また、次代を担う若者の就業促進や自立支援、子供の居場所づくりを推進
- 4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
様々な環境のもとで育つ子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子供の最善の利益を念頭に子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を総合的に推進
- 5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備
家庭生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）が実現した社会を目指すため、性別にかかわらず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、子育てと仕事を両立できる雇用環境を整備。また、安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故等を防ぐための取組を実施。さらに、社会全体で子供・子育てを応援する機運を醸成

ひとり親家庭自立支援計画

■ 計画策定の趣旨等

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立支援計画
- ひとり親家庭が安定した就労や生活の下、子供を健全に育むことができるよう、都が実施する施策と区市町村等に対する支援策を示した計画
- 計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間（第4期計画）

■ 理念

- ・ ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る
- ・ ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する
- ・ ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境を整備する

■ 4つの施策分野

- 1 相談体制の整備
ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、様々な関係機関が連携して適切な支援に繋げる体制を整備
- 2 就業支援
ひとり親家庭のより安定した就業を支援
- 3 子育て支援・生活の場の整備
ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、多様な支援策を展開
- 4 経済的支援
ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、経済的な支援を実施

社会的養育推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 改正児童福祉法等を受け、厚生労働省子ども家庭局通知「都道府県社会的養育推進計画の策定について」に基づき、里親養育支援など社会的養護の充実・強化を図るとともに、在宅で生活している児童や家庭への社会による養育支援の構築を図るための計画
- 計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間

■ 理念

社会的養護が必要な子供たちに加え、養子縁組成立や家庭復帰後を含めた家庭で生活する子供たちが、生まれ育った環境によらず、家庭や家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できるように、状況や課題に応じた養育・ケアを行う

■ 基本的な考え方

- ・ 家庭と同様の環境における養育の推進
- ・ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
- ・ 社会的養護の下で育つ子供たちの自立支援
- ・ 児童相談所の体制強化
- ・ 一時保護児童への支援体制の強化
- ・ 子供・子育て家庭を支えるための取組

高齢者保健福祉計画

(介護保険事業支援計画・老人福祉計画)

■ 計画策定の趣旨等

- 老人福祉法第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を合わせ、東京都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に策定
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築するため、都が目指す基本的な政策目標及びその実現に向けて取り組む施策を明らかにすることを目的
- 計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間（第8期計画）
中長期的には、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年（2025年）及び「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和22年（2040年）を見据える

■ 理念

- ・ 「地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる東京の実現」

■ 東京における地域包括ケアシステムの構築

- ・ 都が目指すべき地域包括ケアシステムの特徴は、以下のとおり
 - 1 健康で元気な高齢者が生きがいを持ち、多様な社会参加が行われている。「Chōju」を世界共通語としていく
 - 2 在宅と施設・居住系のサービスをバランスよく提供。地域で支え合える仕組みを構築
 - 3 大都市部から山間部、島しょ地域まで、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築

■ 重点分野

- 1 介護予防・フレイル予防と社会参加の推進
- 2 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営
- 3 介護人材対策の推進
- 4 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進
- 5 地域生活を支える取組の推進
- 6 在宅療養の推進
- 7 認知症施策の総合的な推進

■ 7つの重点分野を下支えする取組

- 8 保険者機能強化と地域包括ケアシステムのマネジメント

高齢者の居住安定確保プラン

(高齢者居住安定確保計画)

■ 計画策定の趣旨等

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく「高齢者居住安定確保計画」
- 都市整備局と福祉保健局が共同で策定
- 計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間（原則として3年ごとに見直し）

■ 視点

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた対応
- ・ 住宅施策と福祉施策の連携による総合的な取組
- ・ 区市町村の取組との連携
- ・ 限られた土地資源や既存ストックの有効活用

■ 目標

- ・ 高齢者の多様なニーズを踏まえ、賃貸住宅や老人ホームなどの住まいが適切に供給されるよう環境を整備するなど、高齢者が住み慣れた地域で暮らせる住まいを確保
- ・ 適切に供給された住まいにおいて、高齢者が安心して日常生活を営むために必要なサービスを提供する体制を整備

■ 目標実現に向けた取組

- 1 高齢者向けの賃貸住宅・老人ホーム等の供給促進
- 2 高齢者向け住宅等の質の確保と高齢者の入居支援
- 3 地域で高齢者を支える仕組みの構築
- 4 高齢者の居住の安定確保に向けたその他の取組

障害者・障害児施策推進計画

(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)

■ 計画策定の趣旨等

- 障害者基本法第 11 条第 2 項に基づく都道府県障害者計画、障害者総合支援法第 89 条第 1 項に基づく都道府県障害福祉計画、児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項に基づく都道府県障害児福祉計画を一体的に策定
- 障害者施策に関する基本理念、令和 5 年度までの各年度における障害福祉サービス等の必要見込量、地域生活移行、一般就労、障害児通所支援等に関する成果目標などを掲げ、広範な施策分野にわたって達成すべき施策目標・事業目標を明らかにして、全庁的・総合的に障害者施策を推進するための計画
- 計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間

■ 基本理念

- ・ 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現
- ・ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- ・ 障害者がいきいきと働ける社会の実現

■ 施策目標

- 1 共生社会実現に向けた取組の推進
障害者差別の解消を推進する取組や、障害及び障害者への理解促進と心のバリアフリーの推進とともに、情報バリアフリーの推進、障害者のスポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加を推進する
- 2 地域における自立生活を支える仕組みづくり
入所施設・精神科病院から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活基盤と相談支援体制を整備する
- 3 社会で生きる力を高める支援の充実
障害特性や成長段階に応じた適切な支援を提供するとともに、特別支援教育の充実を図る
- 4 いきいきと働ける社会の実現
障害者の企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設の受注拡大と工賃向上を図る
- 5 サービスを担う人材の養成・確保
障害者が身近な地域でサービスを利用できる体制整備とサービスの質の向上を図る

福祉のまちづくり推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 東京都福祉のまちづくり条例第7条に基づき策定
- 福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画
- 計画期間は、平成31年度から令和5年度までの5年間

■ 理念

- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）とその先を見据えたユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、「誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」を目標とし、一層の施策の充実を図る

■ ポイント

- ・ 福祉のまちづくりで目指す社会像の共有
- ・ 高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映
- ・ 都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進

■ 基本的視点

- 1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
全ての人々が安全で快適に移動できるよう、地域住民と連携しながら、旅客施設等を中心とした地区等における面的・一体的な整備を推進するなど、交通機関や道路等のバリアフリーを更に推進
- 2 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備
全ての人々が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、建築物のバリアフリー化をより一層進めるとともに、高齢者や障害者等の当事者参加の取組により、利用者の視点に立って快適に利用できる施設や環境の整備を推進
- 3 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進
災害時・緊急時に高齢者や障害者等の要配慮者の安全を確保するため、事前の備えや発災後の応急対策、避難所におけるバリアフリー化等の取組を推進するとともに、日常生活の中で発生する事故の防止や、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進
- 4 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進
誰もが必要な情報を適切な時期に容易に入手できるよう、情報の入手が困難な人にとっても分かりやすい様々な手段による情報提供を推進
- 5 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進
誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人々が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進

地域福祉支援計画

■ 計画策定の趣旨等

- 社会福祉法第108条第1項に基づく福祉分野の総合的な計画
- 計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間（第2期計画）

■ 理念

- ・ 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
- ・ 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京
- ・ 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

■ 施策の方向性

1 地域での包括的な支援体制づくり

- ・ 地域の実情に応じた包括的な相談・支援体制を構築する区市町村を支援
- ・ 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制を構築する区市町村を支援
- ・ 住民参加を促す身近な地域の居場所づくりや、地域住民等による地域の多様な活動を推進する区市町村を支援
- ・ 対象を限定しない福祉サービスを提供する区市町村を支援

2 誰もが安心して地域で暮らせる社会を支える

- ・ 高齢者や障害者など、住宅確保要配慮者を支援する区市町村を支援
- ・ 生活困窮者への総合的な支援体制を整備する区市町村を支援
- ・ ヤングケアラー、ひきこもりなど多様な地域生活課題へ対応する区市町村を支援
- ・ 成年後見制度や災害時要配慮者対策を推進する区市町村を支援

3 地域福祉を支える基盤を強化する

- ・ 民生委員・児童委員の活動環境の整備や理解促進に取り組む区市町村を支援
- ・ 福祉人材の確保・定着・育成に向けた総合的な対策を実施
- ・ 福祉サービスの質の向上に向け、指導検査等の実施や第三者評価制度を推進

アルコール健康障害対策推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- アルコール健康障害対策基本法第 14 条に基づき策定
- アルコール健康障害対策の推進に関する計画
- 計画期間は、平成 31 年度から令和 5 年度までの 5 年間

■ 基本理念

- ・ アルコール健康障害の発生、進行、再発の各段階に応じた防止対策を推進
- ・ 当事者とその家族が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう支援

■ 目標

- ・ アルコール健康障害の発生を予防
- ・ アルコール健康障害に関する相談から治療、回復に至る切れ目のない支援体制を整備

■ 取組内容

- 1 教育の振興等
 - ・ 学校教育等の推進
 - ・ 適正な飲酒に関する正しい知識等の普及啓発
- 2 不適切な飲酒の誘引の防止
- 3 健康診断及び保健指導
- 4 アルコール健康障害に関する医療の充実等
 - ・ 専門医療機関の選定
 - ・ 一般医療と専門医療との連携
- 5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等
- 6 相談支援等
 - ・ 精神保健福祉センターを相談拠点に位置づけ
 - ・ 相談支援を担う人材に対する研修等の実施
- 7 社会復帰の支援
- 8 民間団体の活動に対する支援
- 9 人材の確保等
- 10 調査研究の推進

保 健 医 療 計 画

■ 計画策定の趣旨等

- 医療法第 30 条の 4 に基づく「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療施策の方向性を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」
- 保健医療をめぐる社会情勢の変化や、これまで都が取り組んできた施策の実施状況及び国の医療提供体制の確保に関する基本方針の改正等を踏まえ、平成 30 年 3 月に第六次改定を実施
- 「東京都地域医療構想」（平成 28 年 7 月策定）の達成に向けた取組を具現化し、推進する
- 計画期間は、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間
（在宅医療等については、3 年ごとに見直しを行うこととされており、令和 3 年 7 月に中間見直しを実施）

■ 東京の将来の医療（地域医療構想）

「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を目指す

〔4 つの基本目標〕

- ・ 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展
- ・ 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
- ・ 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実
- ・ 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

■ 健康づくりと保健医療体制の充実

- 1 都民の視点に立った医療情報の提供
 - ・ 適切な医療機関・薬局の選択を支援するための情報提供の充実
 - ・ 医療の仕組みなどに対する普及啓発
 - ・ ICT を活用した効果的な医療情報の共有等の促進
- 2 保健医療を担う人材の確保と資質の向上
- 3 生活習慣の改善（栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等）
 - ・ 健康的な生活習慣に関する普及啓発等
 - ・ 未成年者の喫煙防止
 - ・ 受動喫煙防止対策
- 4 母子保健・子供家庭福祉
- 5 青少年期の対策
- 6 フレイル・ロコモティブシンドロームの予防
 - ・ 望ましい生活習慣の実践に関する普及啓発
 - ・ 住民主体の通いの場づくりの推進
- 7 COPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防
 - ・ COPD に関する正しい知識の普及
- 8 こころの健康づくり
- 9 自殺対策の取組
- 10 がん
 - ・ 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
 - ・ 患者本人の意向を尊重し、トータルケアの視点を持ったがん医療の推進
- 11 脳卒中
 - ・ 脳卒中を予防する生活習慣や再発予防及び疾患特性等に関する都民・患者への理解促進
 - ・ 急性期から在宅療養に至るまで一貫したリハビリテーションの提供
- 12 心血管疾患
 - ・ 心血管疾患を予防する生活習慣に関する都民への理解促進
 - ・ 東京都 CCU ネットワークを活用し、速やかに専門的な医療につながる体制の確保
 - ・ 早期退院の促進から重症化予防・再発予防までの継続的な支援
- 13 糖尿病
 - ・ 糖尿病・メタボリックシンドロームの予防に関する都民への理解促進
 - ・ 登録医療機関制度を活用した地域で実効性ある糖尿病医療連携体制の構築

1.4 精神疾患

- ・精神科や一般診療科に加え、相談支援機関等の関係機関との連携体制を構築し、「日常診療体制」を強化
- ・身近な地域で症状に応じた適切な医療を受けられるよう「精神科救急医療体制」を整備
- ・精神科病院から地域への移行及び定着の取組の推進など「地域生活支援体制」の充実

1.5 認知症

- ・認知症の人が容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けられる体制の構築

1.6 救急医療

- ・保健・医療・介護関係者の連携の下、高齢者が迅速・適切に救急医療を受けられる体制の確保
- ・救急相談体制の充実を図るとともに、救急車の適正利用を推進し、搬送時間を短縮

1.7 災害医療

- ・地域の実情を踏まえて災害拠点病院等を整備し、医療機関の受入体制を充実
- ・災害時に円滑な医療救護活動を行う区市町村の体制強化への支援
- ・災害医療派遣チーム「東京 DMAT」の体制強化

1.8 へき地医療

- ・医療従事者の確保やへき地医療の普及・啓発活動の支援
- ・へき地勤務医師の診療活動や診療施設・設備等の診療基盤の整備への支援

1.9 周産期医療

- ・リスクに応じた妊産婦・新生児へのケアの強化
- ・母体救命が必要なハイリスク妊産婦への対応の強化
- ・NICU 等長期入院児に対する在宅移行支援の充実強化

2.0 小児医療

- ・こども救命センターにおける迅速かつ適切な救命処置から円滑な転退院まで患者・家族を支援
- ・小児医療に関する普及啓発・相談支援事業の推進
- ・小児医療を担う人材の確保や、小児等在宅医療の提供体制の整備

2.1 在宅療養

- ・入院時（前）から、病院、地域の保健・医療・福祉関係者と連携した入退院支援の取組の推進
- ・在宅療養に関わる人材の育成・確保に向けた取組の推進

2.2 リハビリテーション医療

2.3 外国人患者への医療

- ・外国人患者受入れ医療機関の整備
- ・外国人向け医療情報等の効果的な提供
- ・外国人患者が症状に応じて安心して受診等ができる仕組みの構築

2.4 歯科保健医療

2.5 難病患者支援対策

2.6 原爆被爆者援護対策

2.7 ウイルス肝炎対策

2.8 血液の確保・血液製剤の適正使用対策・臓器移植対策

2.9 医療安全の確保等

3.0 医療費適正化

■ 高齢者及び障害者施策の充実

- 1 高齢者保健福祉施策
- 2 障害者施策

■ 健康危機管理体制の充実

- 1 健康危機管理の推進
- 2 感染症対策
- 3 医薬品等の安全確保
- 4 食品の安全確保
- 5 アレルギー疾患対策
- 6 環境保健対策
- 7 生活衛生対策
- 8 動物愛護と管理

がん対策推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- がん対策基本法第12条に基づく「都道府県がん対策推進計画」
- がんの予防から治療及び療養生活の質の向上に至るまでの総合的な計画
- 基本法及び国の第3期がん対策推進基本計画の内容を踏まえるとともに、これまでの施策の成果や都の特性を反映した取組を進めるため、平成30年3月に第二次改定を実施
- 計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間

■ 全体目標

「がん患者を含めた都民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

- ・ 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- ・ 患者本位のがん医療の実現
- ・ 尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築

■ 分野別施策

- 1 がんのリスクの減少（一次予防）
 - ・ 生活習慣・生活環境の改善に向けた取組及び感染症に起因するがん予防のための取組の推進
- 2 がんの早期発見（二次予防）
 - ・ がん検診受診率50%の達成に向けた区市町村支援及び検診受診の機運醸成に向けた普及啓発
 - ・ 科学的根拠に基づくがん検診の実施及び精密検査受診率90%の達成に向けた体制の整備
 - ・ 職域での検診実施や質の向上及び受診促進に向けた支援
- 3 がんの医療提供体制
 - ・ 専門的ながん医療提供体制と地域の医療機関における適切な医療提供体制の確保
 - ・ トータルケアの提供を目指した多職種連携の強化
- 4 緩和ケアの提供体制
 - ・ 診断時からの切れ目のない緩和ケア提供のため、拠点病院等における基本的・専門的な緩和ケアの提供体制の充実・強化及び地域も含め医療従事者等の育成
 - ・ 緩和ケア病棟の機能分化と一般病床も含めた在宅療養者の病状変化時の受入れ体制の検討
 - ・ 都民等に対する緩和ケアに関する正しい理解のための普及啓発の強化
- 5 相談支援・情報提供
 - ・ 患者・家族等の相談ニーズの多様化に対応する相談体制の確保・充実
 - ・ 東京都がんポータルサイトの活用促進と提供情報の充実等により、都民等へのがんに関する正しい情報の発信
- 6 ライフステージに応じたがん医療等の提供
 - ・ 小児やAYA世代などの患者のライフステージに応じた適切な医療提供や支援等の推進
- 7 がんとの共生
 - ・ がん患者等が、罹患前と変わらず安心して生活し続けることが可能な地域共生社会の構築
- 8 施策を支える基盤づくり
 - ・ がん登録及びがんに関する研究の推進
 - ・ がん教育等による、あらゆる世代に対するがんに関する正しい理解の促進

健康推進プラン21（第二次）

■ 計画策定の趣旨等

- 健康増進法第8条に基づく「都道府県健康増進計画」
- 都民が主体的に取り組む健康づくりを社会全体で支援・推進する計画
- 計画期間は、平成25年度から令和5年度までの11年間
平成30年度に中間評価を実施

■ 基本的な考え方

- ・ どこに住んでいても、生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現
- ・ 都の特性や都民の健康状況を踏まえた目標の設定
- ・ 目標達成に向けた都民及び関係機関の役割・取組の明確化

■ 総合目標

- ・ 健康寿命の延伸
- ・ 健康格差の縮小

■ 分野別目標

（領域1） 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防

- | | | | |
|---|-----------------|---|---------------------------|
| 1 | がん | : | がんの75歳未満年齢調整死亡率を下げる |
| 2 | 糖尿病・メボリックシンドローム | : | 糖尿病による合併症を発症する人の割合を減らす |
| 3 | 循環器疾患 | : | 脳血管疾患及び虚血性心疾患の年齢調整死亡率を下げる |
| 4 | COPD（慢性閉塞性肺疾患） | : | COPDについて知っている人の割合を増やす |

（領域2） 生活習慣の改善

- | | | | |
|---|---------|---|-------------------------------|
| 1 | 栄養・食生活 | : | 適切な量と質の食事をとる人を増やす |
| 2 | 身体活動・運動 | : | 日常生活における身体活動量（歩数）を増やす |
| 3 | 休養 | : | 睡眠に充足感を感じている人の割合を増やす |
| 4 | 飲酒 | : | 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減らす |
| 5 | 喫煙 | : | 成人の喫煙率を下げる |
| 6 | 歯・口腔の健康 | : | 8020の達成者の割合を増やす |

（領域3） ライフステージを通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備

- | | | | |
|---|--------|---|----------------------|
| 1 | こころの健康 | : | うつ傾向や不安の強い人の割合を減らす |
| 2 | 次世代の健康 | : | 運動を習慣的にしている子供の割合を増やす |
| 3 | 高齢者の健康 | : | 社会生活を営むために必要な機能を維持する |
| 4 | 社会環境整備 | : | 地域のつながりを醸成する |

医療費適正化計画

■ 計画策定の趣旨等

- 高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づく計画
- 計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間（第3期計画）
- 住民の生活の質の維持・向上や良質かつ適切な医療の効率的な提供など、持続可能な医療保険制度の確保を図る

■ 基本的な考え方

以下の二つの視点から取組を推進し、都民医療費の適正水準を確保

- ・ 視点1：生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進
医療費に占める割合が高く、高齢になるにつれ受療率が増加する生活習慣病の発症・重症化予防や、健康づくり等の取組を推進し、都民の生涯にわたる健康づくりを支援
- ・ 視点2：医療資源の効率的な活用
医療費が増加する中、国民皆保険制度を維持し、都民が引き続き良質かつ適切な医療を受けられるようにするため、医療資源の効率的な活用を推進

■ 医療費適正化に向けた取組

都・区市町村が保険者として進める国民健康保険の医療費適正化の取組と合わせて実施

- 1 生活習慣病の予防と健康の保持増進に向けた取組
 - ・ 保険者による特定健診、データ分析に基づく保健事業等の取組を支援
 - ・ 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定、医師会等関係機関と保険者との連携による重症化予防の取組を推進
 - ・ 健康づくりに係る普及啓発及び区市町村・事業者・保険者の取組を支援
 - ・ たばこによる健康影響防止対策の取組
- 2 医療資源の効率的な活用に向けた取組
 - ・ 地域医療構想による病床機能の分化・連携等による切れ目ない保健医療体制の推進
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進
 - ・ 緊急性や受診の必要性を確認できる医療情報の提供
 - ・ 後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用の推進

■ 目標値（令和5年度）

- | | | | |
|-------------|-----|----------|--------|
| ・ 特定健診実施率 | 70% | （平成27年度 | 63.4%） |
| ・ 特定保健指導実施率 | 45% | （平成27年度 | 14.8%） |
| ・ 後発医薬品使用割合 | 80% | （平成29年3月 | 64.1%） |

自殺総合対策計画

■ 計画策定の趣旨等

- 自殺対策基本法第 13 条に基づく「都道府県自殺対策計画」
- 計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間

■ 基本的な考え方

- ・ 幅広い分野で生きることの促進要因を増やし、生きることの阻害要因を減らすことを通じて、生きることの包括的な支援として対策を推進していく
 - ・ 自殺のリスク要因として、精神保健上の問題だけでなく、生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、多様な社会的要因が考えられるため、様々な関係機関・部署と連携する
 - ・ 国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、都の施策についても適宜見直しを行う
 - ・ 以下の6項目を重点項目と位置付け、集中的に取り組む
- 1 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎ、地域で安定した生活が送れるよう、継続的に支援する
 - 2 悩みを抱える方を早期に適切な支援窓口につなげる取組を強化する
 - 3 働き盛りの男性が孤独・孤立を深めることなどにより、自殺に追い込まれることを防ぐ
 - 4 困難を抱える女性への支援を更に充実する
 - 5 児童・生徒・学生をはじめとする若年層が自殺に追い込まれることを防ぐ
 - 6 遺された方への支援を強力に推進する

■ 数値目標

令和8年までに、自殺者数及び自殺死亡率を平成27年と比較して30%以上減少

- ・ 自殺者数 平成27年：2,290人 → 令和8年：1,600人以下
- ・ 自殺死亡率* 平成27年：17.4 → 令和8年：12.2以下

*人口10万人当たりの自殺者数

■ 都における今後の取組の方向性と施策

- (1) 地域レベルでの実践的な取組への支援を強化する
- (2) 都民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- (3) 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- (4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- (5) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- (6) 社会全体の自殺リスクを低下させる
- (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- (8) 遺された方への支援を充実する
- (9) 民間団体との連携を強化する
- (10) 子供・若者の自殺対策を更に推進する
- (11) 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- (12) 女性の自殺対策を更に推進する

感 染 症 予 防 計 画

■ 計画策定の趣旨等

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成 29 年 3 月改正）を踏まえ、平成 30 年 3 月に改定
- 近年の国内外の脅威となる感染症の発生動向や法改正等に的確に対応し、感染症危機管理体制の強化を図る

■ 基本方針

- ・ 総合的な予防対策の実施
- ・ 健康危機管理体制の強化
- ・ 関係行政機関との連携体制の強化
- ・ 人権の尊重
- ・ 病原体の適切な管理及び検査の精度確保
- ・ 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供

■ 主な内容

〔予防・まん延防止〕

- ・ 感染症発生届の確実な実施等による発生の探知、予防接種などの対策の重要性の啓発
- ・ 動物・食品・環境部門との連携、国、区市等との連携を密にした迅速な対処

〔医療提供体制の整備〕

- ・ 患者の人権にも配慮した、良質かつ適切な感染症医療を提供する体制の確保
- ・ エボラ出血熱、MERS 等に対応可能な指定医療機関の確保、一般医療機関の対応支援

〔取組の基盤〕

- ・ 海外からの感染症侵入を見据え、検疫所や近隣自治体との連携の強化
- ・ 感染症対策を支える調査研究、危機管理を担う人材の育成
- ・ 各種関係団体等と連携した普及啓発の推進、個人情報に配慮した必要な情報提供

〔その他の施策〕

- ・ 近年の感染症の発生動向等を踏まえ、疾患の特性に応じた対策を推進
- ・ 災害時の経験を踏まえた啓発、訪日外国人への多言語での情報提供

食 品 安 全 推 進 計 画

■ 計画策定の趣旨等

- 東京都食品安全条例第7条に基づき策定
- 計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間

■ 基本的視点

東京都食品安全条例の目的と基本理念を踏まえ、食品を取り巻く課題の解決を図る

〔東京都食品安全条例の目的〕

食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康の保護を図る」

〔東京都食品安全条例の基本理念〕

- ・ 事業者責任を基礎とする安全確保
- ・ 最新の科学的知見に基づく安全確保
- ・ 都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保

■ 食品の安全確保のための施策（47 施策）

〔施策の柱1〕

食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進（10施策）

- 重点施策1 : 東京都GAP認証制度の推進
- 重点施策2 : HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進
- 重点施策3 : 多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進

〔施策の柱2〕

情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進（20 施策）

- 重点施策4 : 食品安全情報評価委員会による分析・評価
- 重点施策5 : 輸入食品対策
- 重点施策6 : 「健康食品」対策
- 重点施策7 : 新たな表示制度による適正表示の推進
- 重要施策8 : 食品安全に関する健康危機管理体制の強化

〔施策の柱3〕

関係者の相互理解と食の情報バリアフリーに向けた取組の推進（9施策）

- 重要施策9 : 外国人への情報発信等の充実
- 重要施策10 : 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進
- 重要施策11 : 総合的な食物アレルギー対策の推進

〔施策の基盤〕

安全を確保する施策の基盤づくり（8施策）

基礎研究や、人材の育成、国や他自治体との連携など、「施策の柱」の土台となる取組

動物愛護管理推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- 動物の愛護及び管理に関する法律第6条、東京都動物の愛護及び管理に関する条例第2条、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に基づく計画
- 都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都といった動物愛護管理に関わる各主体に共通の行動指針
- 計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間（5年後を目途に見直し予定）

■ 基本方針

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す

■ 計画における施策等

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

- 施策1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
- 施策2 犬・猫の適正飼養の徹底
- 施策3 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備
- 施策4 多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携
- 施策5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
- 施策6 地域における適正飼養の推進のための人材育成
- 施策7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- 施策8 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及
- 施策9 動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理
- 施策10 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

- 施策11 動物取扱業への監視強化
- 施策12 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進
- 施策13 特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底
- 施策14 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

4 動物由来感染症・災害時への対応強化

- 施策15 動物由来感染症への対応強化
- 施策16 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化

5 動物愛護相談センターの機能強化等

■ 指標及び目指すべき方向性

指標		目指すべき方向性
動物の引取数		更なる減少を図る
動物の致死処分数	① 動物福祉の観点から行ったもの	更なる減少を図る
	② 引取・収容後に死亡したもの	
	③ ①②以外の処分（都における「殺処分」）	ゼロを継続する

東京都ギャンブル等依存症対策推進計画

■ 計画策定の趣旨等

- ギャンブル等依存症対策基本法第13条に基づき策定
- ギャンブル等依存症対策の推進に関する計画
- 計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間

■ 基本的な考え方

以下の二つの視点から取組みを推進し、基本法及び基本計画における基本理念等の実現を図る

視点1：ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と予防・発症・再発防止の段階に応じた支援と治療

視点2：金銭問題をはじめ、本人や家族に関わる関係機関や関係事業者など多様な主体が連携した包括的な支援

- ・ 重層的かつ多段階的な取組の推進
- ・ 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進
- ・ PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進

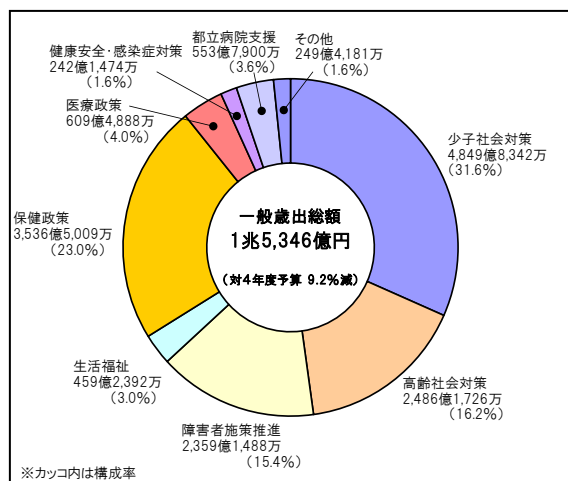
■ 取組内容

- 1 予防教育・普及啓発
 - ・ 都民が正しい知識を身に付け、理解を深めることで、ギャンブル等依存症の発症を予防し、また、発症が疑われる場合に本人や家族等がギャンブル等依存症であることに気づき、適切な支援につながるようにするため、教育や普及啓発の取組を推進
- 2 相談・治療・回復支援
 - ・ ギャンブル等依存症の進行や再発を予防するためには、早期発見、早期介入が必要であり、依存症相談拠点である精神保健福祉センターや、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関が連携し、本人や家族等を適切な支援につなげる取組を推進
 - ・ 地域で適切な医療を受けられるようにするため、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定等を行い、これらの機関を中心とした医療提供体制の整備を推進
 - ・ 本人や家族等が民間団体とつながることができるよう、民間団体の取組や重要性等の情報の発信や地域の関係機関との連携の取組等を推進
- 3 依存症対策の基盤整備
 - ・ ギャンブル等依存症の本人や家族等に対する包括的な支援を実施するため人材の育成や、医療や福祉、司法、民間団体、行政等を含めた地域の関係機関の連携体制の構築の取組を推進
- 4 関係事業者の取組
 - ・ 競馬、競輪、モーターボート競走、ぱちんこの関係事業者におけるギャンブル等依存症の予防等に配慮した、依存症対策の取組を推進
- 5 多重債務問題等への取組
 - ・ ギャンブル等依存症が多重債務問題や犯罪等の問題に密接に関連することを踏まえ、多重債務問題に対する取組や違法に行われるギャンブル等の取締りを推進

令和5年度福祉局及び保健医療局予算の概要

(単位:百万円、%)

区 分	5年度予算額	4年度予算額	増減額	増減率
福祉局及び保健医療局予算 (一般歳出)	1,534,574	1,690,231	△ 155,657	△ 9.2%
少子社会対策	484,983	318,717	166,266	52.2%
高齢社会対策	248,617	260,586	△ 11,969	△ 4.6%
障害者施策推進	235,915	225,955	9,960	4.4%
生活福祉	45,924	45,197	727	1.6%
保健政策	353,650	340,877	12,773	3.7%
医療政策	60,949	67,451	△ 6,502	△ 9.6%
健康安全・感染症対策	24,215	373,496	△ 349,281	△ 93.5%
都立病院支援	55,379	41,563	13,816	33.2%
その他	24,942	16,389	8,553	52.2%



※令和5年1月27日発表時点。

※なお、補正予算として福祉局及び保健医療局の予算へ以下の予算を計上。

- ・令和5年度補正予算 1,772億9,108万円(令和5年2月14日発表)
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る補正予算6,400万円(令和5年4月14日発表)
- ・令和5年度6月補正予算 2,094億4,090万円(令和5年5月19日発表)

〔特別会計予算の状況〕

(単位:百万円、%)

区 分	5年度予算額	4年度予算額	増減額	増減率
国民健康保険事業会計 交付金等	1,144,687	1,106,469	38,218	3.5%
母子父子福祉貸付資金会計 貸付金	6,489	4,372	2,117	48.4%
心身障害者扶養年金会計 清算金等	3,339	3,544	△ 205	△ 5.8%
地方独立行政法人東京都立 病院機構貸付等事業会計	15,101	18,323	△ 3,222	△ 17.6%

令和5年度予算における主な新規・拡充事業

- ※1 ◎は「『未来の東京』戦略 version up 2023」の取組であることを示す
- ※2 ()内は、P36以降の各分野での掲載頁を示す（以下では、事業規模や用語の注釈は省略）
- ※3 各事業の予算額は、表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計と一致しない場合がある

第1 子供家庭分野

こども基本条例を踏まえ、子供目線に立った施策を推進します

- ◎ **被措置児童に対する子供の権利の啓発【新規】(P41)** **9百万円**
 - ・ 子供の権利ノートの配付対象となっていない、施設等に措置されている幼児や障害児に対して、子供の権利の啓発や相談方法の周知を行います。

保育サービスの充実に向けた取組を推進します

- ◎ **多様な他者との関わりの機会の創出【新規】(P42)** **2,409百万円**
 - ・ 他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる新たな仕組みを創出します。併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援します。
- ◎ **保育所等における地域の子育て支援事業【新規】(P42)** **476百万円**
 - ・ 保育所等に地域の子育て家庭を対象とした育児相談の場を設け、保育の専門性を活かした子育て支援を実施するなど、在宅子育て家庭の育児不安の軽減に取り組む区市町村を支援します。
- ◎ **保育所等利用多子世帯負担軽減事業【一部新規】(P43)** **19,185百万円**
 - ・ 生計を同一にする子が2人以上いる世帯に対し、保育所等に通う第2子以降の保育料（利用者負担分）について、第2子は半額（令和5年10月以降は無償）、第3子は無償とするよう負担軽減を図る区市町村を支援します。
- ◎ **保育所等における送迎バス等安全対策支援事業【新規】(P47)** **7,635百万円**
 - ・ 令和4年9月に発生した園児置き去り事故を踏まえた緊急対策として、送迎バス等への安全装置の設置を支援するなど、子供の安全・安心を確保するための区市町村の取組を支援します。

妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します

- ◎ **子育て情報共有アプリ・サイト【新規】(P49)** **61 百万円**
 - ・ 「とうきょう子育てスイッチ」アプリ・サイトの情報を拡充し、育児不安の解消のための情報や、子育てのヒントとなるような情報を入力しやすい環境を整備します。

- ◎ **卵子凍結への支援に向けた調査【新規】(P50)** **102 百万円**
 - ・ 子供を望む方に対する支援の充実を図るため、卵子凍結への助成制度の構築に向け、医療機関等と連携しながら、必要な支援等を調査・検討し、ガイドラインを作成します。

- ◎ **東京ユースヘルスケア推進事業【一部新規】(P50)** **379 百万円**
 - ・ 中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口を設置します。
 - ・ 妊娠適齢期や婦人科疾患等に関する相談支援・健康教育・普及啓発を実施する区市町村を支援します。
 - ・ 妊娠を考える男女のプレコンセプションケアの推進に向け、正しい知識の普及啓発や、AMH検査への支援等を実施します。【新規】

- ◎ **妊婦健康診査支援事業【新規】(P50)** **864 百万円**
 - ・ 妊婦及び胎児の健康を守り、安心して出産できるよう、超音波検査の費用を助成する区市町村を支援します。

- ◎ **とうきょうママパパ応援事業【一部新規】(P51)** **12,470 百万円**
 - ・ 全ての子育て家庭を対象として、妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、地域のワンストップ拠点へ専門職を配置する区市町村を支援します。
 - ・ 妊娠届出時の面接等の機会に、直接「育児パッケージ（子育て用品等）」を配布し、妊産婦等の状況を早期に把握する取組を行う区市町村を支援します。
 - ・ 専門家等が退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う区市町村の取組を促進します。
 - ・ 妊娠届出時、妊娠8ヵ月前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間のそれぞれの時期における面談等や、その後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を実施する区市町村を支援します。（国の出産・子育て応援交付金事業）【新規】
 - ・ 3歳未満の子供を育てる家庭に対し、家事・育児等のサポートを行う区市町村を支援します。また、家事・育児等のサポートを行う人材育成に取り組む区市町村を支援します。
 - ・ 多胎児を育てる家庭に対し、母子保健事業利用時等の移動経費の支援、産後の家事・育児等のサポートや外出時の補助、ピアサポートを行う区市町村を支援します。また、多胎妊婦の15回目以降の健診費用を負担する区市町村を支援します。

- ・ 子育て支援等の情報提供や状況把握等を行う機会を創出するため、1歳又は2歳の誕生日を目安に、子育てを応援するメッセージを付けた家事・育児パッケージの配布や交流会を実施する区市町村を支援します。

○ **父親向け子育てデジタルブックの作成【新規】(P53)** **6百万円**

- ・ 新たに父親向け子育てデジタルブックを作成し、育業を推進します。

◎ **018サポート【新規】(P53)** **126,086百万円**

- ・ 子供一人ひとりの成長を等しく支えるため、0歳から18歳までの全ての子供に月額5,000円を支給します。

特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します

◎ **児童相談体制の強化【一部新規】(P55)** **2,574百万円**

- ・ 児童福祉法第12条の規定により児童相談所を設置し、子供に関する相談を受け、調査や診断、援助等を行います。
- ・ 多摩地域に設置する新たな児童相談所の設置候補エリアにおいて、都立児童相談所設置につなげる適地調査委託を実施します。【新規】

◎ **児童相談所業務における民間事業者の活用【新規】(P56)** **439百万円**

- ・ 深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、民間事業者を活用して児童相談所の体制強化を図ります。

○ **地域生活支援事業（ふらっとホーム事業）【一部新規】(P57)** **84百万円**

- ・ 施設を退所した者が社会に出た後に、気軽に利用し、就職等の相談や同じ悩みを抱える者同士が集える場所を提供し、支援します。

◎ **ヤングケアラー支援事業【一部新規】(P59)** **308百万円**

- ・ ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげられるよう、ヤングケアラー・コーディネーターを設置する区市町村を支援する等の取組によって、関係機関の連携強化を図ります。
- ・ ピアサポート等の相談支援や相談があったヤングケアラーに家事支援ヘルパーの派遣等を行う団体やヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催する団体を支援します。

第2 高齢者分野

住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します

- ◎ TOKYOシニア食堂推進事業【新規】(P68) 50百万円
 - ・ 地域の高齢者が気軽に立ち寄り、飲食をしながら様々な交流をすることができる取組を推進することにより、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進を図ります。
- 介護サービス事業所のBCP策定支援事業【新規】(P69) 25百万円
 - ・ 介護サービス事業所における業務継続計画（BCP）策定を支援することにより、自然災害や感染症発症時における都内介護サービス事業所の業務継続力向上を図ります。

介護人材等の確保・定着・育成を支援します

- ◎ 介護現場のDX・タスクシェア促進事業【新規】(P81) 152百万円
 - ・ ロボットを活用した介護業務のタスクシェアを進めることで、介護業務の負担軽減を図る検証を行うほか、介護の周辺業務をDX化することによる負担軽減に取り組む介護施設を支援します。
- いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業【新規】(P82) 26百万円
 - ・ 訪問看護の質の向上を目指すため、訪問看護師を対象としたeラーニングと人体型シミュレーターを活用した移動・巡回型体験研修のプログラム（案）を作成します。
- ◎ 外国人介護従事者受入れマッチング支援事業【新規】(P82) 14百万円
 - ・ 外国人介護従事者の雇用を検討している介護事業者が受け入れ調整機関に相談をすることができるマッチング支援合同相談会を開催します。

第3 障害者分野

障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します

- ◎ 児童発達支援事業所等利用支援事業【新規】(P90) 382百万円
 - ・ 生計を同一にする子が2人以上いる世帯等に対し、児童発達支援事業所等に通う第2子以降の自己負担分について、負担軽減を実施します。

障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します

- ◎ **情報保障機器の普及促進事業【新規】(P95)** 5百万円
 - ・ 障害者やその家族、及び区市町村職員等に対して、最新の情報保障機器等について積極的に情報提供することで、障害者の情報保障を推進します。

- ◎ **手話人口の裾野拡大支援事業【新規】(P96)** (包括補助)
 - ・ 区市町村が身近な地域において実施する子供の頃から手話に関する理解を深められる取組に対して補助をすることにより、手話人口の裾野を広げます。
[障害者施策推進区市町村包括補助]

保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します

- ◎ **医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業【新規】(P99)** 8百万円
 - ・ 訪問看護ステーション向けに人材育成研修を実施し、医療的ケア児の受入経費を補助することで、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの受入拡充を図ります。

- ◎ **医療的ケア児コーディネーター支援体制整備促進事業【新規】(P99)** 23百万円
 - ・ 民間の事業所に配置されている医療的ケア児コーディネーターの活動に要する経費の一部を補助することで、医療的ケア児の支援体制の整備を促進します。

- ◎ **医療的ケア児日中預かり支援事業【新規】(P100)** 83百万円
 - ・ 医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対し支援を行うことで、日中の預かり先を確保し、医療的ケア児の保護者が安心して就労できる環境を整備します。

- ◎ **医療的ケア児ペアレントメンター事業【新規】(P100)** 9百万円
 - ・ 医療的ケア児の保護者に対し、ペアレントメンターが就労等について自身の経験を基にノウハウの提供や相談に応じることで、医療的ケア児の保護者の就労に向けた取組を支援します。

- ◎ **障害者(児)ショートステイ事業(短期入所開設支援)【新規】(P100)** 13百万円
 - ・ 新規に医療型短期入所事業所を開設しようとする事業者に対して、講習会を開催する等の開設支援を行います。

- ◎ **摂食障害治療支援体制整備事業【新規】(P102)** 5百万円
 - ・ 摂食障害について、適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制を整備するため、医療機関の連携促進等、必要な検討を行います。

- ◎ 生産活動に係る営業開拓等支援事業【新規】(P105) 28百万円
- ・ 就労継続支援B型事業所に対し、事業所の状況に応じて、仕事が受注できるよう、企業と事業所の間で仕事のマッチングができる環境を構築し、営業活動を支援します。

第4 生活福祉分野

低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます

- フードパントリー緊急支援事業【新規】(P109) 226百万円
- ・ 食料価格が上昇する中でも、生活困窮に陥った方への食の提供と適切な支援機関につなぐ取組を実施する区市町村社会福祉協議会等を支援します。

地域生活課題への対応に向けた取組を進めます

- ◎ ひきこもりに係る支援事業【一部新規】(P111) 465百万円
- ・ ひきこもりの状態にある当事者やその家族の状況に応じた切れ目のないきめ細かな支援についての検討及び情報共有を行います。
 - ・ ひきこもりについての理解を深めるとともに、当事者やその家族が必要な情報を得ることができるよう、都民や関係者への普及啓発及び効果的な情報発信を行います。
 - ・ 東京都ひきこもりサポートネットにおいて、ひきこもりについての相談を広く受けるとともに、元当事者やその家族によるピアオンライン相談を実施します。
 - ・ 身近な地域で切れ目のない支援体制を整備する区市町村等を支援します。
 - ・ 相談員や支援員、地域包括支援センターの職員、民生委員・児童委員等への研修を実施します。

第5 保健分野

がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します

- ◎ がん予防・検診受診率向上事業【一部新規】(P122) 52百万円
- ・ 5つのがん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん）検診の一層の受診促進を図るため、企業や関係団体（職域団体を含む）等と連携したキャンペーンやターゲットを絞った効果的な普及啓発を行います。【一部新規】
 - ・ 女性の健康を支援するポータルサイト「TOKYO#女子けんこう部」を活用し、子宮頸がんや乳がんに対する正しい知識や検診のメリット・デメリットなどの普及啓発を行います。

- ・ がん検診をはじめとするがん対策の推進に向け、区市町村・企業の機運醸成を図り、各主体の自主的な取組を支援します。

○ 生活習慣改善推進事業【一部新規】(P124) 12 百万円

- ・ 都民が自ら負担感なく生活習慣の改善に取り組めるよう、「野菜たっぷりメニュー」を提供する飲食店の増加や、区市町村等のウォーキングマップを集約したホームページの充実など、区市町村や民間団体と連携し、普及啓発と環境整備を行います。
また、野菜摂取量増加に向けたガイドブックの普及等を通じ、働く世代に向けた普及啓発を行います。
- ・ 特設サイト「withコロナ時代の健康づくりガイド」のコンテンツを拡充し、withコロナ時代における都民の健康づくりを支援します。【一部新規】

自殺対策を総合的に推進します

◎ ころといのちの相談・支援 東京ネットワーク【一部新規】(P128) 87 百万円

- ・ 自殺念慮者や未遂者がその悩みに応じた相談・支援を受けられるよう、関係機関によるネットワークを構築し、自殺の防止を図ります。
- ・ 救急医療機関等に搬送された未遂者の自殺再企図を防止するための相談窓口「東京都ころといのちのサポートネット」による支援を強化します。
- ・ 自死遺族の方々がニーズに応じた支援を受けられるよう、相談窓口や遺族の集い等に関する情報をまとめたリーフレットの作成・配布やホームページでの情報提供を行うとともに、自死発生直後から自死遺族等が直面する様々な問題に対する支援を行うための相談窓口を設置します。【一部新規】
- ・ 働く世代の自殺対策を図るため、経営者や人事労務・健康管理担当者等を対象とした講演会を開催するとともに、企業への個別フォローアップを実施するなど、職場における心の健康づくりや自殺防止対策への取組を支援します。
- ・ 自殺ハイリスク者と出会いやすい専門職（医療系専門職）を対象にした研修を実施し、対応力の向上を図ります。
- ・ 悩みに応じた相談窓口等を掲載した小・中・高校生向けポケット相談メモを配布します。また、大学等で活用可能な動画コンテンツを作成します。【一部新規】
- ・ 抱えている困りごとや悩みに応じた相談窓口を地域別に検索することができる都ホームページ「東京都ころといのちのほっとナビ～ここナビ～」について、精神的健康状態のセルフチェック機能を追加するとともに、ころを整える手助けを行う AI チャットボットの活用を促すなど、充実を図ります。【一部新規】

- ◎ **東京都自殺相談ダイヤル〜こころのいのちのほっとライン〜【一部新規】** (P129) 109 百万円
- ・ 自殺相談専用の電話相談窓口を設置し、自殺につながるような悩みを抱える人からの相談に応じるとともに、必要に応じて各分野の専門相談機関と連携し支援につなげることで、自殺防止を図ります。また、一部時間帯の回線数を拡充し、相談システムを導入するなど、体制強化を行います。【一部新規】

第6 医療分野

都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します

- ◎ **医療機関水害対策 BCP 策定ガイドラインの策定【新規】** (P135) 5 百万円
- ・ 医療機関が台風や豪雨災害などによる浸水被害に備えられるよう、医療機関の水害対策に特化したBCP策定ガイドラインを策定します。

安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します

- **助産所における安全・安心な分娩の支援【新規】** (P141) 36 百万円
- ・ 妊婦の多様なニーズに応え、身近な地域で安全・安心に出産できる環境を整備するため、分娩を取り扱う助産所に対して、設備整備への補助や、嘱託医師等の確保及び連携を支援します。

がん・循環器病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境の整備を進めます

- ◎ **在宅医療推進強化事業【新規】** (P146) 200 百万円
- ・ 在宅医療をより一層推進するため、往診医療機関の活用などにより、地域における24時間診療体制の構築に取り組む地区医師会を支援するとともに、在宅医等がオンラインを活用して病院からの診療支援を円滑に受けられる仕組みを構築します。
- ◎ **オンライン診療に係る都民及び医療機関への普及啓発事業【新規】** (P148) 8 百万円
- ・ オンライン診療等に関する理解促進を図るため、広報動画の作成や医療機関向けオンラインセミナーを開催します。

医療人材の確保・育成を支援します

- ◎ 島しょ看護職員定着促進事業【一部新規】(P149) 8百万円
- ・ 島しょで働く看護職員に対する出張研修や、看護職員が一時的に島を離れる際の短期代替看護職員の派遣を実施することにより、島しょ看護職員の定着促進を図ります。
 - ・ 島しょ地域で従事する看護職員が、島を離れずオンラインで研修を受ける機会を新たに確保します。

第7 健康安全分野

危険ドラッグ等の速やかな排除、薬物の乱用防止を 目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します

- 危険ドラッグ対策等（薬物の乱用防止）【一部新規】(P155) 116百万円
- ・ 規制の強化
高度な成分分析機器の活用等に加え、国内未流通成分等の合成を実施することにより、人体への影響が確認できた薬物を速やかに知事指定薬物に指定し、同時に国等へ情報提供を行い、全国的な規制につなげることで、危険ドラッグの流通拡大を防ぎます。
 - ・ 監視指導等の強化
国内・海外で乱用されている未規制薬物や販売実態を把握するため、流通実態調査やビッグデータ解析*、海外文献情報の収集等を行うとともに、製品名等を隠した巧妙な販売方法に対応するため、ソーシャルリスニング監視*や通常の方法ではアクセスできないサイト等に対する監視を実施し、新たな危険ドラッグの流通を防ぎます。
* ビッグデータ解析：Twitter等のソーシャルメディア等を調査対象として定型的なキーワード等に関する情報を収集・分析し、流行製品や販売実態等を把握すること。
* ソーシャルリスニング監視：ソーシャルメディアやブログなどの書き込みをリアルタイムに収集、調査・分析を行い、非定型な取引ワードを抽出し、流行製品や販売実態等を把握すること。
 - ・ 普及啓発の強化
若者を引き付ける啓発動画の放映、インターネット上の啓発用サイトやキーワード連動広告、大学生等と連携した効果的な普及啓発活動等を通じて、危険ドラッグ等の薬物の有害性を訴えていきます。特に、大麻の有害性についての誤った認識を持たないように、若者を中心に普及啓発を進めます。
 - ・ 実態調査の実施
大麻・市販薬乱用防止を目的に、若者への効果的な啓発手法を検討するため、大麻・市販薬乱用に関する実態調査を実施します。【新規】

健康危機から都民を守る体制を確保します

- ◎ アレルギー疾患対策の推進【一部新規】(P158) 70 百万円
- アレルギー疾患に係る基礎知識や自己管理方法、専門的医療を提供する医療機関等について、「東京都アレルギー情報 navi.」で情報提供するとともに、社会福祉施設等職員を対象とした研修の実施、相談体制や関係機関の連携体制の充実強化など、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ります。
 - 医師向けのアレルギー疾患治療の専門研修や患者指導を行う看護師等を対象とした研修を実施します。
 - 医療機関がそれぞれの役割に応じて適切な診療を実施することができるよう、地域の拠点となる医療機関と診療所等との連携事業を行います。【新規】
 - デジタル技術を活用した「緊急時対応ガイドンス」を作成し、患者や家族、施設関係者に対して直感的で分かりやすいアナフィラキシー発生時の初期対応のサポートを提供することにより、迅速かつ適切な対応を可能とします。

第8 感染症対策分野

新型コロナウイルス感染症の法的位置付けの変更後も 必要な保健・医療提供体制を維持し、段階的に移行を進めます

- 新型コロナウイルス感染症の後遺症対策【新規】(P167) 44 百万円
- 後遺症患者の増加や国内外の知見を集積した的確な情報発信の必要性を踏まえ、都民や医療従事者に対する後遺症への理解促進に向けた取組を行います。

分野別事業展開

令和5年度に展開する10分野の主な施策

第1 子供家庭分野

地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します

- 1 こども基本条例を踏まえ、子供目線に立った施策を推進します
- 2 保育サービスの充実に向けた取組を推進します
- 3 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します
- 4 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します

第2 高齢者分野

高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

- 1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します
- 2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します
- 3 認知症施策を総合的に推進します
- 4 介護人材等の確保・定着・育成を支援します

第3 障害者分野

障害者がいきいきと暮らせる社会の実現を目指します

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します
- 2 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します
- 3 保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します
- 4 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

第4 生活福祉分野

都民の生活を支える取組を推進します

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます
- 2 地域生活課題への対応に向けた取組を進めます
- 3 福祉人材の確保・定着・育成への取組を充実します
- 4 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

第5 保健分野

ライフステージを通じた健康づくりの取組を推進します

- 1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します
- 2 難病患者の療養生活を支援します
- 3 自殺対策を総合的に推進します

第6 医療分野

都民の安心を支える質の高い医療提供体制の整備を進めます

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します
- 3 がん・循環器病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境の整備を進めます
- 4 医療人材の確保・育成を支援します
- 5 都立病院機構による行政的医療の安定的かつ継続的な提供や地域医療の充実等に向けた取組を支援します

第7 健康安全分野

多様化する健康危機から都民を守ります

- 1 危険ドラッグ等の速やかな排除、薬物の乱用防止を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します
- 2 健康危機から都民を守る体制を確保します
- 3 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します

第8 感染症対策分野

様々な感染症から都民の生命と健康を守ります

- 1 新型インフルエンザなどの新興・再興感染症等の発生予防及びまん延を防止する対策を強化します
- 2 新型コロナウイルス感染症の法的位置付けの変更後も必要な保健・医療提供体制を維持し、段階的に移行を進めます

第9 横断的取組

広域的な自治体としての役割を着実に果たします

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

第10 横断的取組

福祉・保健・医療における様々な施策を総合的に支援します

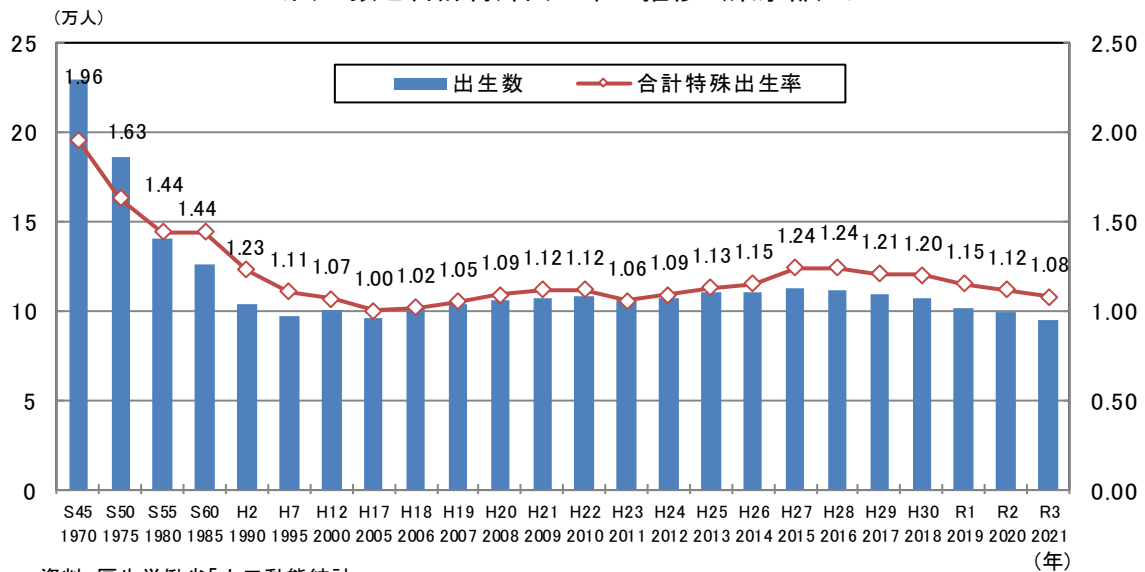
- 1 福祉・保健・医療分野におけるDXを推進します
- 2 福祉人材対策を総合的に推進します

第1 地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します

(子供と家庭を取り巻く状況)

- 地域のつながりの希薄化等により、地域や家庭の「子育て力」が低下し、いわゆる「育児の孤立化」が進んでいることや、子育てに不安を抱える家庭が増加していることなどが指摘されています。また、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等から、子供がほしいという希望が叶いにくくなっています。
- こうした中、我が国では少子化が急速に進行し、令和4年の全国の出生数は統計開始以来初めて80万人を下回り、都における令和3年の出生数は95,404人、合計特殊出生率は1.08となっています。

＜出生数と合計特殊出生率の推移（東京都）＞



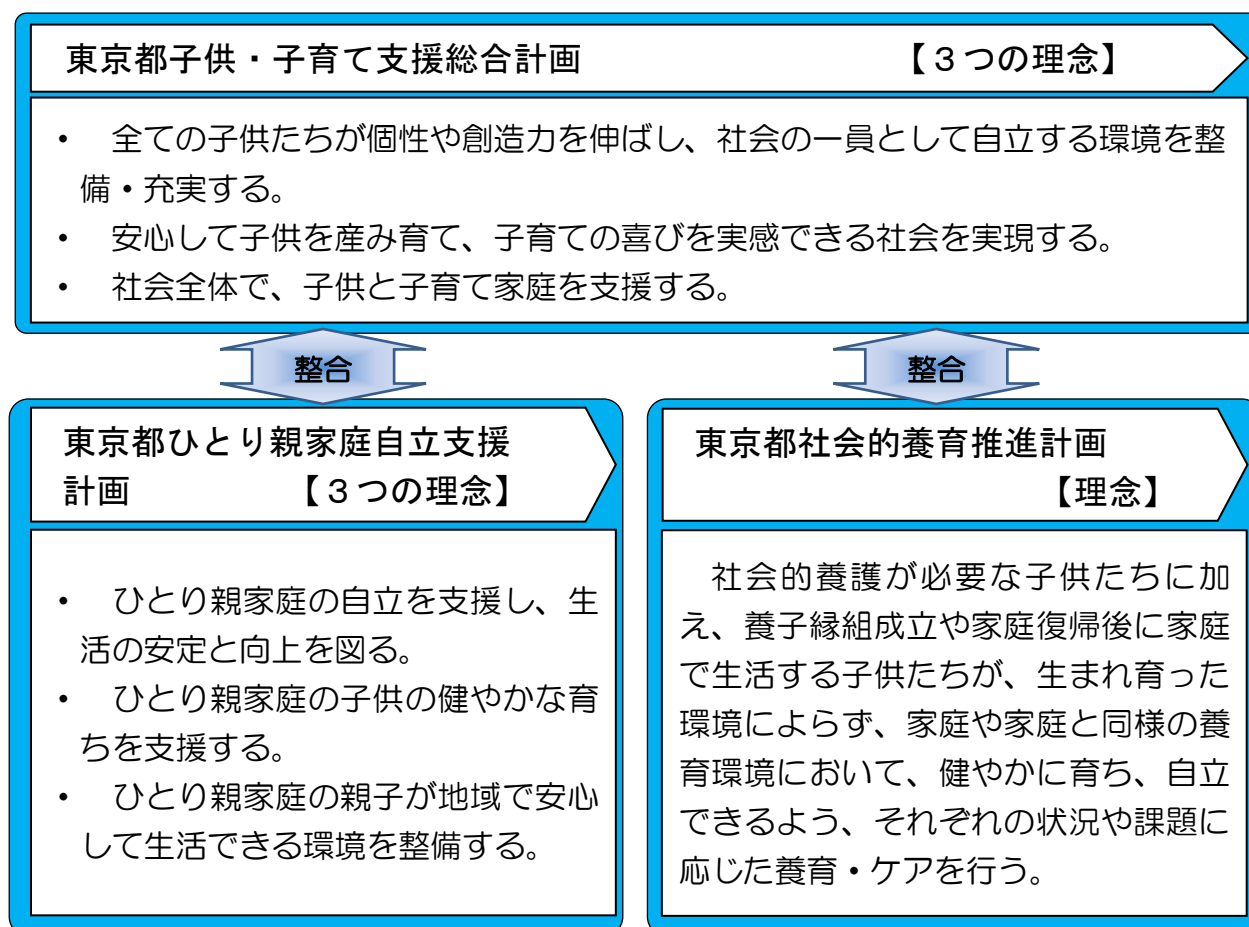
資料：厚生労働省「人口動態統計」

※ 昭和60年以降の出生数の詳細は、P132のグラフを参照

- 少子化の要因は、未婚化・晩婚化、初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下等、複合的であると言われています。また、こうした現象が生じる背景として、働く女性の増加、結婚や子供を持つことへの価値観の多様化、子育てに対する負担感、不安定な就業状況などが言われています。いかなる時代・状況にあっても、子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子供たちが健やかに成長していく環境を整備することは、行政をはじめ社会全体が連携して取り組んでいくべき課題です。

（都の取組）

- 都は、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法及び子どもの貧困対策推進法に基づき、令和2年3月に「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」（令和2年度～6年度）を策定し、中間年である令和4年度に見直しを行いました。この計画は、妊娠期から学齢期（18歳）までを対象にした、都における子供・子育てに関する総合計画として、福祉・保健・医療・雇用・教育など、様々な分野の事業と具体的な数値目標を盛り込んでいます（本計画については、P6参照）。
- また、「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）」（令和2年度～6年度）及び、「東京都社会的養育推進計画」（令和2年度～11年度）を策定しています（両計画については、P7参照）。
- 都は、これらの計画等に基づき、子供と家庭の健やかな暮らしを支えるために様々な施策を展開しています。



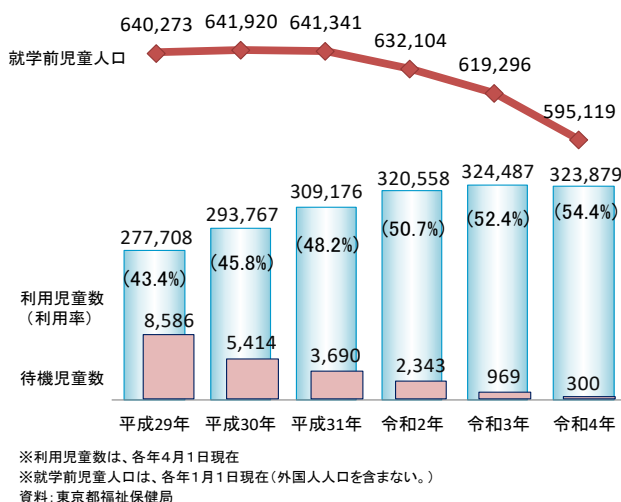
【こども基本条例を踏まえた取組の推進】

- 令和3年4月に施行した東京都こども基本条例は、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を優先することを理念として掲げるとともに、東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めています。
- 計画や施策への子供の意見の反映、様々な意見表明・参加の環境整備を推進するとともに、子供の意見表明や権利擁護に取り組む区市町村を支援します。

【保育サービスの充実】

- 令和4年4月の都内の保育サービス利用児童数は、前年から608人減少し、323,879人、就学前児童人口に対する比率（利用率）は54.4%となりました。待機児童数は300人で、前年に比べ、区部で256人、市町村部で413人、全体では669人減少しています。

＜保育ニーズの状況（東京都）＞



- 保育ニーズに的確に対応していくためには、顕在化しているニーズだけでなく、今後の動向を踏まえるとともに、地域における保育ニーズの変化に対応していく必要があります。また、ライフスタイルや就労形態の多様化、特に配慮を要する子供が増加する中、病児保育、医療的ケア児対応、夜間帯保育等、ニーズに応じたきめ細かいサービスを一層充実していくことが必要です。

- 今後、身近な子育て支援の場である保育所等が、地域の子供や子育て家庭への支援やより良い育ちに資する機会の提供などを行うことも求められます。

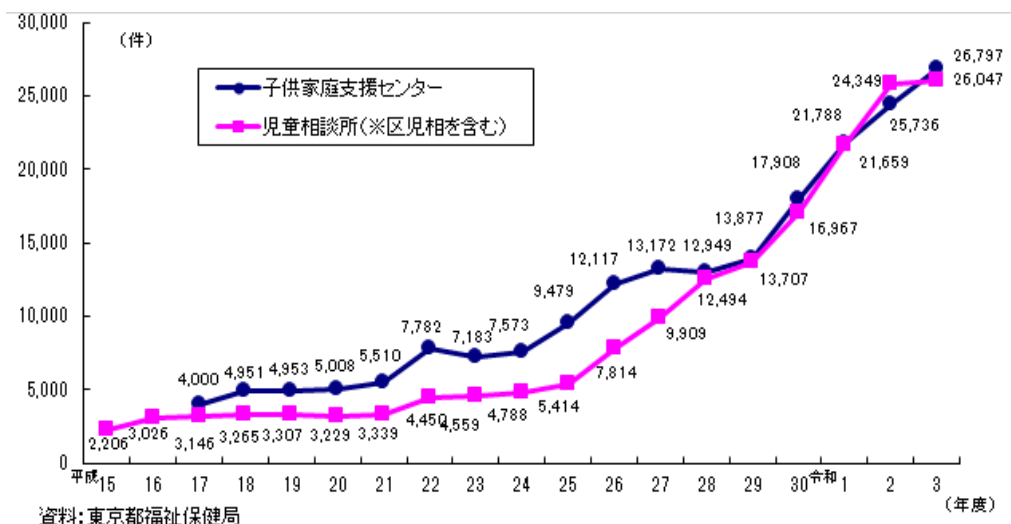
【子育て支援サービスの充実】

- 安心して子供を産み育てるには、必要な医療や子育て支援サービス等を適切に利用できることが必要ですが、周囲に相談できる相手がいない、必要な情報が得にくいなどにより、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える家庭が少なくありません。
- サービスや情報提供を充実するとともに、妊婦等の心身の状態や家庭の状況を早期に把握し、ワンストップで必要な支援につなげる体制の整備など、妊娠・出産・子育て期に至るまで切れ目のない支援の仕組みを整えていきます。

【特に支援が必要な子供と家庭への支援】

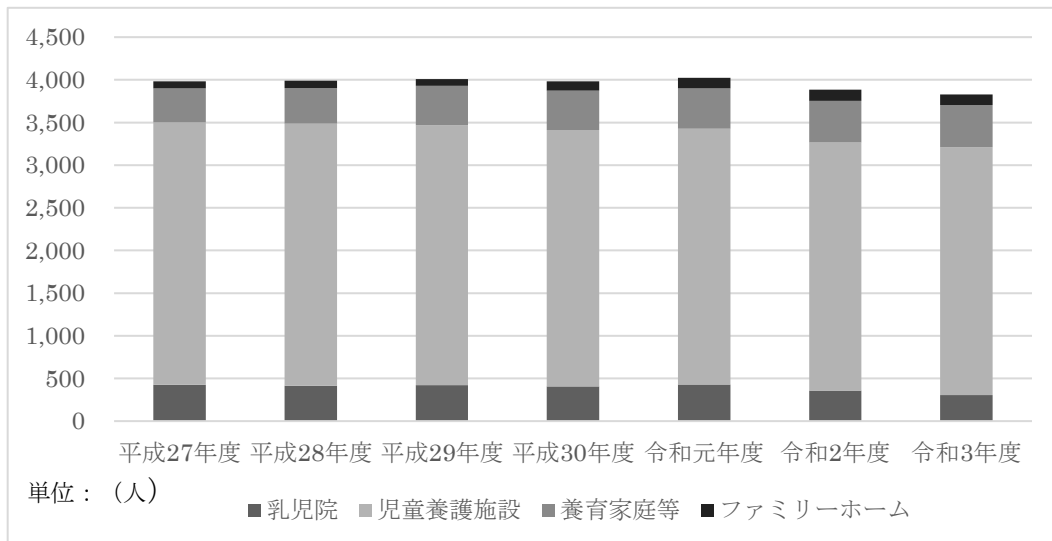
- 令和3年度の児童虐待相談対応件数は、児童相談所（区立児童相談所を含む）26,047件、子供家庭支援センター26,797件となっています。増加する相談に適切に対応するとともに、児童の家庭復帰を見据えた支援等を更に強化するため、児童相談所や区市町村の子供家庭支援センターの体制等を充実することが必要です。
- 都児童相談所では、人員増をはじめ体制強化を図るとともに児童相談所の新設等により、きめ細かな相談体制の整備を推進します。また、区立児童相談所の設置が進められていますが、サテライトオフィスの設置や都児童相談所への子供家庭支援センターの分室設置などもあわせ、区市町村との連携により相談体制を強化します。
- 社会全体で虐待防止の取組を一層推進するため、「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」に明記している「体罰等によらない子育て」の普及啓発に努めます。

<虐待対応状況（児童相談所・子供家庭支援センター）>



- 社会的養護を必要とする子供は、過去5年間約4,000人前後で推移しており、その子供たちの多くは、児童養護施設や乳児院、養育家庭などで暮らしています。

＜社会的養護の下で育つ児童の推移（東京都）＞



- 子供たちが、ひとり一人の状況に応じた支援を受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまで、総合的に支援する体制を整備していきます。
- 子供が家庭において健やかに養育されることを原則とした上で、家庭における養育が困難な場合は、家庭と同様の環境における養育を優先し、里親等への委託を推進します。施設についても、できる限り家庭的な養育環境を確保します。
- また、ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、肉体的、精神的な負担が大きいこと、また経済的に困窮している家庭が多いことなどから、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子供を健全に育てることができるよう支援していきます。
- 子育て家庭や子供自身の抱える課題は多様化しており、全ての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、貧困対策や、虐待の未然防止・早期発見など、子供と家庭の状況に応じた切れ目ない総合的な取組を進める必要があります。

（令和5年度の取組）

- 1 こども基本条例を踏まえ、子供目線に立った施策を推進します
- 2 保育サービスの充実に向けた取組を推進します
- 3 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します
- 4 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します

1 こども基本条例を踏まえ、子供目線に立った施策を推進します

都の計画や施策への子供の意見の反映、様々な意見表明・参加の環境整備、子供の意見表明や権利擁護に関する普及啓発の充実などの取組を推進します。

主な事業展開

- ◎ 「東京都こども基本条例」を踏まえた新たな取組 (包括補助)
 - ・ 子供の意見を聴く仕組みの構築など、子供の意見表明や参加の促進に取り組む区市町村を支援します。また、子供の権利救済の仕組みの構築など、子供の権利擁護の促進に取り組む区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

- ◎ 子供の権利擁護専門相談事業 26 百万円
 - ・ 子供の権利擁護専門相談を実施し、権利侵害事案の調査や事態改善に取り組むことにより、子供の福祉向上と権利の擁護を図ります。

- ◎ 児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会の運営【新規】 1 百万円
 - ・ 児童相談所が関わる子供の意見表明等支援に関する検討委員会を設置し、児童相談所が関わる子供の意見表明等を支援する仕組みを検討・構築します。

- ◎ 被措置児童に対する子供の権利の啓発【新規】 9 百万円
 - ・ 子供の権利ノートの配付対象となっていない、施設等に措置されている幼児や障害児に対して、子供の権利の啓発や相談方法の周知を行います。

- ◎ 都における子供の意見表明・参加の促進や意見を施策に反映する取組 —
 - ・ 子供・子育て応援とうきょう事業（P49 参照）において、都の施策について子供が意見を発表する「ティーンズ・アクション」を開催し、施策への反映を検討していきます。

2 保育サービスの充実に向けた取組を推進します

多様な保育ニーズに的確に対応するため、保育サービスの充実に向けた取組を推進します。

<主な保育サービス>

(令和4年4月現在)

サービス	概 要	利用児童
認可保育所	児童福祉法に基づく認可を受けた保育所	289,076 人
認証保育所	0歳児又は1歳児保育や13時間以上の開所を義務付けるなど、大都市の特性に着目し都独自の設置基準を設定した、都が認証する保育施設	12,649 人
認定こども園	保護者の就労状態に関わらず受け入れて教育・保育を一体的に行う機能と、地域における子育て支援機能を備えた施設	※ 8,348 人
家庭的保育事業	家庭的保育者（乳児又は幼児の保育に知識及び経験を有する者）が、その居宅等において、利用定員5人以下で保育を行う事業	1,216 人
小規模保育事業	0-3歳未満児を対象とし、定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業	6,759 人
事業所内保育事業	事業主が、従業員や地域の児童のために保育を行う事業	656 人
居宅訪問型保育事業	家庭的保育者が、乳児又は幼児の居宅において保育を行う事業	134 人
定期利用保育事業	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において一定程度継続的に保育を行う都独自事業	621 人
企業主導型保育	認可外保育施設のうち、国の企業主導型保育事業による費用の助成を受けて、事業主が、主に従業員の児童のために保育を行う事業	726 人

※認定こども園の利用児童数は、幼保連携型及び幼稚園型を利用する保育を必要とする子の合計。ただし、幼稚園型を構成する認可外保育施設が認証保育所の場合は、その分の利用児童を除く。

資料：東京都福祉保健局

主な事業展開

- ◎ **多様な他者との関わりの機会の創出【新規】** 2,409 百万円
 - ・ 他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる新たな仕組みを創出します。併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援します。

- ◎ **保育所等における地域の子育て支援事業【新規】** 476 百万円
 - ・ 保育所等に地域の子育て家庭を対象とした育児相談の場を設け、保育の専門性を活かした子育て支援を実施するなど、在宅子育て家庭の育児不安の軽減に取り組む区市町村を支援します。

- ◎ **保育所等利用多子世帯負担軽減事業【一部新規】** **19,185 百万円**

 - ・ 生計を同一にする子が2人以上いる世帯に対し、保育所等に通う第2子以降の保育料（利用者負担分）について、第2子は半額（令和5年10月以降は無償）、第3子は無償とするよう負担軽減を図る区市町村を支援します。
- ◎ **待機児童解消区市町村支援事業** **5,500 百万円**

 - ・ 国の整備費補助における区市町村と事業者の負担割合を軽減するなど、保育の実施主体である区市町村が地域の実情に応じて実施する事業を広く支援します。
- **認定こども園整備事業** **95 百万円**

 - ・ 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図るため、認定こども園の新設、増改築等の整備費等を補助する区市町村を支援します。
- **所有地を活用した保育所等の設置促進** —

 - ・ 所有地の減額貸付けを行い、認可保育所等の設置促進を図ります。
 - ・ 所有地を活用した保育所の整備を推進するため、「とうきょう保育ほうれんそう」において、民間保育事業者等からの所有地に関する照会や提案などを受け付け、関係部局及び区市町村に情報提供します。

*ほうれんそう：「方法のアドバイス（ほう）」、「連携（れん）」、「相談（そう）」の頭文字をとったもの。
- **東京都待機児童対策協議会** —

 - ・ 子ども・子育て支援法附則第14条に基づき、待機児童解消を促進するための方策として、区市町村の区域を越えた広域調整や専門性の高いものについて協議を行います。
- **社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P74、92）** **39 百万円**

 - ・ 耐震性が十分ではない民間の社会福祉施設等や私立の保育所を対象に、耐震診断・耐震改修・耐震性が確保されている建築物への移転等に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。〔耐震診断 8 施設、耐震改修 7 施設、移転支援 24 施設〕
- **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P74、92）** **12 百万円**

 - ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。

〔社会福祉施設等 188 施設〕
- **保育所等BCP策定支援事業【新規】** **（包括補助）**

 - ・ 災害や感染症などの発生に備え、被害を最小限に抑えて必要な業務が継続できるよう、保育所等におけるBCPの策定に取り組む区市町村を支援します。

〔子供家庭支援区市町村包括補助〕

- **賃貸物件による保育所等の開設準備経費補助事業** **562 百万円**
 - ・ 賃貸物件を用いた認可保育所や小規模保育の開設前の建物賃借料の一部を補助する区市町村を支援します。

- ◎ **保育所等賃借料補助事業** **12,435 百万円**
 - ・ 賃貸物件を用いた認可保育所や小規模保育等の開設後の建物賃借料の一部を補助する区市町村を支援します。

- ◎ **認証保育所事業** **3,432 百万円**
 - ・ 大都市の多様な保育ニーズに対応するため、0歳児又は1歳児保育、13時間開所を義務付けるなど都独自の基準による認証保育所の設置促進を図る区市町村を支援します。
 - ・ 学齢児を受け入れ、小学生の放課後の居場所として活用する区市町村を支援します。

- ◎ **夜間帯保育事業** **(包括補助)**
 - ・ 都民が安心して利用できる夜間帯（22時から翌7時まで）及び休日の保育サービスを提供するため、深夜帯の保育や24時間保育に取り組む認証保育所を支援します。
[子供家庭支援区市町村包括補助]

- **家庭的保育事業** **65 百万円**
 - ・ 保育について知識と経験を有する家庭的保育者が、その自宅等で乳児又は幼児の保育を行う都独自の家庭的保育事業を実施する区市町村を支援します。

- **居宅訪問型保育事業の活用支援** **136 百万円 包括補助**
 - ・ 認可の居宅訪問型保育事業を活用して待機児童対策に取り組む区市町村を支援します。
 - ・ 認可の居宅訪問型保育事業を利用する保護者の負担軽減を図るため、保護者の実費負担となっているベビーシッターの交通費等の一部を補助する区市町村を支援します。
[一部子供家庭支援区市町村包括補助]

- **一時預かり事業** **1,093 百万円**
 - ・ 保護者の疾病や育児疲れ等により、緊急・一時的に保育を必要とする場合、保育所等において児童を一時的に預かる事業を行う区市町村を支援します。
 - ・ 認可保育所等が利用できず一時預かりを定期的に利用する保護者を支援するため、利用料の負担軽減や8時間を超える長時間保育を実施する区市町村を支援します。

- **定期利用保育事業** **398 百万円**
 - ・ 保育所や一時預かり事業等の空き定員・スペースを活用するなどして、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を実施する区市町村を支援します。
 - ・ 8時間を超える保育が必要な保護者を支援するため、長時間保育を実施する区市町村を支援します。

- ◎ **1 歳児の受入れの促進** **134 百万円**
 - ・ **緊急 1 歳児受入事業** **87 百万円**
認可保育所等の空き定員や余裕スペース等を活用して、1 歳児に対する保育サービスの拡大を図る区市町村を支援します。また、認可保育所等の0歳児定員の空き定員を活用した1歳児の受入れを促進します。
 - ・ **認証保育所 1 歳児受入促進事業** **48 百万円**
認証保育所の空き定員や余裕スペース等を活用して、1 歳児に対する保育サービスの拡大を図る区市町村を支援します。

- ◎ **保育サービス推進事業【一部新規】** **16,362 百万円**
 - ・ 保育所等の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様な保育ニーズに対応したサービスの確保と、利用者の福祉の向上を図る区市町村と事業者を支援します。
 - ・ 認証保育所における看護師等の配置や育児困難家庭の児童受入等の取組を支援することで、保育力の強化を図ります。【新規】

- ◎ **子供主体の保育普及促進事業** **13 百万円 包括補助**
 - ・ 自然環境の活用をはじめとした子供主体の保育に関する専門知識等を有するアドバイザーの派遣により保育所等における子供を主体とした保育実践の普及促進を図ります。
 - ・ また、保育者向け研修を行う区市町村を支援し、子供主体の保育の実践、保育の質の向上への取り組みにつなげます。[子供家庭支援区市町村包括補助]

- ◎ **認可外保育施設利用支援事業【一部新規】** **4,004 百万円**
 - ・ 認可外保育施設を利用する保護者の負担軽減を図るため、利用料の一部を補助する区市町村を支援します。
 - ・ 生計を同一にする子が2人以上いる世帯に対し、第2子は半額（令和5年10月以降は無償）、第3子は無償とするよう負担軽減を図る区市町村を支援します。

- ◎ **ベビーシッター利用支援事業** **817 百万円**
 - ・ 保育所等を利用できない保護者、夜間や一時的に保育を必要とする保護者等が認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を助成するとともに、保育の質向上に取り組む事業者を支援します。また、学齢児の長時間預かり等のニーズに対応するため、一時預かり利用支援を実施します。

- **病児保育施設の設置促進** **822 百万円**
 - ・ 保育所・医療機関等に付設された専用スペース等で、病中又は病気の回復期の児童に対して保育及び看護ケアを行う病児・病後児保育施設に係る事業費の一部を支援します。
 - ・ 病児・病後児保育施設の新設、増改築等の整備費等を補助する区市町村を支援します。

- ◎ **病児保育促進事業** **(包括補助)**
 - ・ 病児・病後児保育施設を活用して、認可保育所等に対する病児ケアに係る情報を発信する取組や病児保育の登録家庭に対する相談支援、医療的ケアが必要な児童の支援等を行う区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

- ◎ **医療的ケア児保育支援事業【一部新規】** **398 百万円**
 - ・ 医療的ケア児の保育ニーズに応えられるよう、看護師の配置や保育所等への送迎など、体制を整備する区市町村を支援します。
 - ・ 担当看護師が配置されるまでの間、医療的ケアを行う代替対応看護師を配置する区市町村を支援します。【新規】

- **保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業** **329 百万円**
 - ・ 保育所、認定こども園等における保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、睡眠中等の重大事故が発生しやすい場面や各基準の遵守状況等に関する巡回支援・指導を行う区市町村を支援します。

- **認可外保育施設に対する巡回指導体制強化事業** **60 百万円**
 - ・ 認可外保育施設での事故防止、安全対策の強化のため、施設の巡回指導等を行います。

- **認可外保育施設改修費等支援事業【新規】** **64 百万円**
 - ・ 国の指導監督基準を満たしていない認可外保育施設に対し、基準を満たすための改修及び移転等に要する経費の一部を補助し、保育サービスの質の確保・向上を図ります。

- ◎ **保育所等における送迎バス等安全対策支援事業【新規】** **7,635 百万円**
 - ・ 令和4年9月に発生した園児置き去り事故を踏まえた緊急対策として、送迎バス等への安全装置の設置を支援するなど、子供の安全・安心を確保するための区市町村の取組を支援します。

- ◎ **保育人材確保事業【一部新規】** **136 百万円**
 - ・ 保育士の有資格者等を対象とした就職支援研修や、就職相談会の実施、都内の高校生を対象にした保育施設での職場体験等により、保育サービスを支える人材を確保します。
 - ・ 保育に特化した常設のプラットホーム開設による保育の魅力発信や、社会保険労務士による保育人材の定着支援を行います。【新規】

- **保育人材確保支援事業** **15 百万円**
 - ・ 保育人材を確保するため、新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援など保育人材の確保・定着を図る区市町村の取組を支援します。

- **地域における保育人材就労サポート事業** **(包括補助)**
 - ・ 保育支援者や保育補助者として従事する人材を確保するため、就労に必要な知識の付与や就職のサポートに取り組む区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

- **地域における保育力アップ推進事業** **(包括補助)**
 - ・ 保育の質の確保・向上を図るため、合同研修等の保育所間交流や園長会における意見交換など、地域交流の推進に取り組む区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

- **保育士等キャリアアップ研修支援事業** **696 百万円**
 - ・ 技能・経験を積んだ保育士等に対するキャリアアップ研修（国の処遇改善加算の要件）を実施する指定研修実施機関等を支援します。

- **認証保育所等研修事業** **27 百万円**
 - ・ 認証保育所、家庭的保育、病児・病後児保育、認可外保育施設向け研修を実施し、保育の質の向上を図ります。

- ◎ **東京都保育士等キャリアアップ補助** **30,982 百万円**
 - ・ 保育士等の職責や職務内容に応じた賃金体系の設定や職員の資質向上に向けた計画策定等のキャリアパス要件の届出、賃金改善に関する実施状況の報告などを条件に、処遇改善に係る経費の一部を補助し、保育人材の確保・定着を図るとともに、保育サービスの質の向上を図る区市町村と事業者を支援します。

- **保育士資格管理事務【新規】** **3 百万円**
 - ・ 児童福祉法改正に伴う保育士登録の取り消しなどの厳格化に向け、保育士への調査や事実認定等に対応できる体制を整備します。

- ◎ **保育従事職員宿舍借り上げ支援事業** **12,989 百万円**
 - ・ 事業者に対し、保育従事職員用の宿舍の借り上げに要する経費の一部を補助し、保育人材の確保・定着を図る区市町村を支援します。

- **保育従事職員資格取得支援事業** **2 百万円 包括補助**
 - ・ 認可保育所等に勤務する保育従事者等が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、人材の確保を図ります。[一部子供家庭支援区市町村包括補助]

- **保育体制強化事業** **424 百万円**
 - ・ 認可保育所等において、保育士資格を有しない者（保育支援者）を保育に係る周辺業務に活用することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援します。

- **保育補助者雇上強化事業** **726 百万円**
 - ・ 認可保育所等において、保育士資格を有しない短時間勤務の保育補助者を雇い上げることで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援します。

- **保育所等デジタル化推進事業** **43 百万円**
 - ・ 書類作成等の業務を支援するシステムを導入するなど、認可保育所等におけるデジタル化を推進して保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援します。

- **保育所等における要支援児童等対応推進事業** **10 百万円**
 - ・ 要支援児童等への対応や関係機関との連携を強化するため、基幹保育所等に地域連携推進員を配置し、管内の保育所等への巡回支援を実施するなど体制を整備する区市町村を支援します。

3 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します

社会全体で子育て家庭を支援するため、妊娠期から子育て家庭を支援するサービスや、安心して産み・育てることができる環境づくりを進めます。

主な事業展開

- ◎ **子供・子育て応援とうきょう事業** 45 百万円
 - ・ 子育て支援に取り組む様々な分野の機関、団体、区市町村と連携・協力し、社会全体で子育てを支援する取組を推進することにより、子供と子育て家庭を応援する機運の醸成を図ります。

- ◎ **子育て情報共有アプリ・サイト【新規】** 61 百万円
 - ・ 「とうきょう子育てスイッチ」アプリ・サイトの情報を拡充し、育児不安の解消のための情報や、子育てのヒントとなるような情報を入手しやすい環境を整備します。

- **子供が輝く東京・応援事業** 27 百万円
 - ・ 社会全体で子育てを支えるため、都の出えん等による基金を活用し、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組を行う事業者を支援します。

- ◎ **不妊検査費・不妊治療費・不育症検査費の助成【一部新規】** 4,820 百万円
 - ・ **不妊検査等助成事業** 547 百万円

早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始できるよう、不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成します（事実婚の方も対象）。
 - ・ **特定不妊治療費（先進医療）助成事業** 4,208 百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、配偶者間の特定不妊治療（保険診療と併用して行われた先進医療）に要する費用の一部を助成します（事実婚の方も対象）。また、女性が自らのライフプランについて、適切な選択を行えるよう、卵子凍結の正しい知識の普及啓発を行うほか、凍結卵子を用いた体外受精・顕微授精に関する助成制度を構築します。【新規】
 - ・ **不育症検査助成事業** 65 百万円

妊娠はするものの、2回以上の流産等を繰り返す、いわゆる不育症について、リスク因子を特定し、適切な治療及び出産に繋げることができるよう、不育症検査の費用の一部を助成します（事実婚の方も対象）。

- ◎ **卵子凍結への支援に向けた調査【新規】** **102 百万円**
 - ・ 子供を望む方に対する支援の充実を図るため、卵子凍結への助成制度の構築に向け、医療機関等と連携しながら、必要な支援等を調査・検討し、ガイドラインを作成します。

- ◎ **性と健康の相談センター事業** **95 百万円**
 - ・ 女性の心身の健康や不妊・不育に関する悩み、妊娠・出産に関する悩みについて、電話相談等を行います。
 - ・ 妊娠・出産に関する電話相談等で把握した継続的な支援が必要な方を区市町村につなぎ、相談者が区市町村への相談や産科を受診することに不安を抱えている場合などには、産科医療機関などへの同行支援や初回産科受診料に対する助成等を行います。
 - ・ 福祉事務所や児童相談所など関係機関とのコーディネート業務の実施や、居所が不安定である場合に、次の支援につながるまでの緊急一時的な居場所を確保します。
 - ・ 若い世代が、妊娠適齢期や不妊等について正確な知識を持つことができるよう、普及啓発を行います。
 - ・ 妊娠支援のポータルサイトを運営し、妊娠に関する知識や不妊検査・治療、不育症に関する情報などを一元的に発信することで、妊娠・出産を希望する方を支援します。
 - ・ 妊産婦が抱える不安に対応し、助産師によるオンライン相談、電話相談等を行います。

- ◎ **東京ユースヘルスケア推進事業【一部新規】** **379 百万円**
 - ・ 中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口を設置します。
 - ・ 妊娠適齢期や婦人科疾患等に関する相談支援・健康教育・普及啓発を実施する区市町村を支援します。
 - ・ 妊娠を考える男女のプレコンセプションケアの推進に向け、正しい知識の普及啓発や、AMH検査等への支援等を実施します。【新規】

- **新生児聴覚検査機器購入支援事業【新規】** **50 百万円**
 - ・ 全ての新生児が精度の高い聴覚検査を受けられるよう、産婦人科等における検査機器の購入を支援することにより、新生児聴覚検査体制の整備を推進します。

- ◎ **妊婦健康診査支援事業【新規】** **864 百万円**
 - ・ 妊婦及び胎児の健康を守り、安心して出産できるよう、超音波検査の費用を助成する区市町村を支援します。

◎ **とうきょうママパパ応援事業【一部新規】** **12,470 百万円**

- 全ての子育て家庭を対象として、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、地域のワンストップ拠点へ専門職を配置する区市町村を支援します。
- 妊娠届出時の面接等の機会に、直接「育児パッケージ（子育て用品等）」を配布し、妊産婦等の状況を早期に把握する取組を行う区市町村を支援します。
- 専門家等が退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う区市町村の取組を促進します。
- 妊娠届出時、妊娠8ヵ月前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間のそれぞれの時期における面談等や、その後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を実施する区市町村を支援します。（国の出産・子育て応援交付金事業）【新規】
- 3歳未満の子供を育てる家庭に対し、家事・育児等のサポートを行う区市町村を支援します。また、家事・育児等のサポートを行う人材育成に取り組む区市町村を支援します。
- 多胎児を育てる家庭に対し、母子保健事業利用時等の移動経費の支援、産後の家事・育児等のサポートや外出時の補助、ピアサポートを行う区市町村を支援します。また、多胎妊婦の15回目以降の健診費用を負担する区市町村を支援します。
- 子育て支援等の情報提供や状況把握等を行う機会を創出するため、1歳又は2歳の誕生日を目安に、子育てを応援するメッセージを付けた家事・育児パッケージの配布や交流会を実施する区市町村を支援します。

◎ **東京都出産・子育て応援事業** **15,039 百万円**

- 妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対して、子育て支援サービスや育児用品等を提供するとともに、とうきょうママパパ応援事業と連動し、伴走型相談支援と経済的支援とを一体的に実施することにより、妊婦や子育て家庭への切れ目ない支援体制の整備を推進します。また、具体的な子育てニーズを把握し、今後の施策へ反映します。

○ **災害時の液体ミルク活用に向けた取組** **25 百万円 包括補助**

- 乳児用液体ミルクについて、国内から調達できる体制づくりを進めるとともに、乳児用液体ミルクの普及啓発や災害時の活用に向けた仕組みづくりに取り組む区市町村を支援します。[一部子供家庭支援区市町村包括補助]

◎ **子供の居場所創設事業** **96 百万円**

- 子供やその保護者が気軽に立ち寄れる地域の「居場所」を創設し、子供に対する学習支援や保護者に対する養育支援、食事提供をはじめとした生活支援を行う区市町村を支援します。

- ◎ **ショートステイ事業の拡充** (包括補助)
 - ・ 保護者が病気、出産等で一時的に児童を養育できないときに、一定期間、養育を行うショートステイの利用率確保と協力家庭の活用に対する支援を充実し、利用者ニーズに応じた体制を整備する区市町村を支援します。〔子供家庭支援区市町村包括補助〕

- ◎ **学童クラブの整備** 415 百万円
 - ・ 学童クラブの設置促進を図る区市町村を支援します。
 - ・ 夜7時以降も開所する学童クラブを創設する場合、設置者の負担軽減を図ります。また、学校敷地内等で放課後子供教室と一体的に事業を実施し、夜7時以降も開所する学童クラブを新設等する場合や、地域の実情を踏まえて区市町村が策定した学童クラブ待機児童対策計画に基づき整備する場合、さらなる負担軽減を図ります。(再掲 P52 学童クラブ待機児童対策提案型事業)

- ◎ **学童クラブの充実** 1,631 百万円
 - ・ 職員の増配置や送迎の支援などにより学童クラブでの医療的ケア児等の受入れを進め、医療的ケア児等の放課後や長期休暇等における居場所を確保し、保護者が安心して働き続けられる環境を整備する区市町村を支援します。
 - ・ 開所時間の延長や常勤の放課後児童支援員の配置など、都が定めた要件を満たす都型学童クラブ事業を行う区市町村を支援します。
 - ・ 共働き家庭を含むすべての児童が放課後に安全・安心に過ごせる居場所を確保するため、都型学童クラブ事業と放課後子供教室を一体的に実施する区市町村を支援します。

- ◎ **学童クラブ待機児童対策提案型事業** 192 百万円
 - ・ 学童クラブの待機児童を早期に解消するため、区市町村が地域の実情を踏まえた待機児童対策計画を策定し、これに基づき創意工夫による取組を行う場合、ソフト面の経費を支援します。〔子供家庭支援区市町村包括補助〕
 - ・ 区市町村が、待機児童対策計画に基づき施設整備を行う場合に経費を支援します。

- ◎ **放課後児童支援員資質向上研修・認定資格研修** 47 百万円
 - ・ 学童クラブ事業に従事するために必要な知識や技能を習得する研修を実施し、放課後児童支援員を養成します。また、一定の経験年数を有する放課後児童支援員を対象として、資質向上のための研修を実施し、学童クラブの質の確保を図ります。

- **放課後居場所緊急対策事業** 14 百万円
 - ・ 学童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館等の既存の社会資源を活用することにより、放課後に子供の安全・安心な居場所を提供する区市町村を支援します。

- ◎ 子育て支援員研修**

 - 保育や子育て支援サービス等の事業に従事するために必要な知識や技能を習得する研修を実施し、子育て支援員の養成と質の確保を図ります。

128 百万円
- ◎ 利用者支援事業**

 - 妊婦の方や子育て家庭のニーズを個別に把握し、保育施設や子育て支援サービスの利用に関する情報提供や相談・助言を行う区市町村を支援します。
 - 保育所等の利用を希望する保護者に対し、より丁寧に対応できるよう、保育コンシェルジュ等を複数配置する区市町村を支援します。

574 百万円
- ◎ とうきょう子育て応援パートナー事業**

 - 妊娠期から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートする人材を育成し、安心して子育てができる環境を整備する区市町村を支援します。

359 百万円
- ◎ 予防のための子供の死亡検証（CDR）**

 - 子供の死亡事例について、福祉、保健、教育等の関係機関と連携しながら、社会的背景や環境要因等を分析・検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来に向けた予防につなげていきます。

28 百万円
- 父親向け子育てデジタルブックの作成【新規】**

 - 新たに父親向け子育てデジタルブックを作成し、育業を推進します。

6 百万円
- ◎ 018サポート【新規】**

 - 子供一人ひとりの成長を等しく支えるため、0歳から18歳までの全ての子供に月額5,000円を支給します。

126,086 百万円
- ◎ 高校生等医療費助成事業補助**

 - 子育て支援の充実のため、高校生等の医療費の一部を助成する区市町村を補助します。

5,546 百万円

4 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します

支援が必要な家庭を早期に把握し、必要な支援につなげることができるよう、児童相談体制を強化し、児童虐待の未然防止を図るとともに、社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまで、総合的に支援する体制を整備します。

また、ひとり親家庭に対する相談体制の強化や就業支援策等の充実を図ることにより、ひとり親家庭の生活の安定や子供の健全な育成を支援します。

主な事業展開

- **子供家庭支援センター地域支援力強化事業** (包括補助)
 - ・ 子供家庭支援センターの更なる体制強化を図るため、経験豊富な虐待対策ワーカーの配置や、要保護児童対策地域協議会のきめ細かな実施、平日夕方や休日の相談体制の確保を行う区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

- ◎ **虐待対策コーディネーター事業** (包括補助)
 - ・ 子供家庭支援センターの虐待対応力の向上のため、虐待対策コーディネーターを配置し、子供家庭支援センターの組織的な対応力を強化するとともに、関係機関との連携を促進する取組を行う区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

- ◎ **未就園児等全戸訪問事業** 8百万円
 - ・ 児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、未就園児等のいる家庭を訪問し、児童の安全確認を行う区市町村を支援します。

- **サポートコンシェルジュ事業** (包括補助)
 - ・ 乳幼児健診未受診児や未就園児等への訪問などにより把握した、継続的な見守りが必要な児童のいる家庭について、関係機関との連携等により継続的に状況を把握し、適切な支援につなげる区市町村を支援します。[子供家庭支援区市町村包括補助]

- ◎ **予防的支援推進とうきょうモデル事業** 194百万円
 - ・ 心理職、保健師等の専門職を含めた専任チームによる予防的支援を実施し、要保護児童対策地域協議会に担当職員を配置してきめ細かなケース管理を行う区市町村を支援するとともに、都の児童相談所職員の派遣により都と区市町村の連携強化を図ります。

- ◎ **要支援家庭を対象としたショートステイ事業** **(包括補助)**
 - ・ 要支援家庭において養育が一時的に困難となった場合等に、一定期間、児童を施設等で養育するとともに、保護者への支援を行い、虐待の未然防止及び児童と保護者の生活の安定を図る取組を行う区市町村を支援します。〔子供家庭支援区市町村包括補助〕

- ◎ **児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業** **88 百万円**
 - ・ 児童虐待を防止するため、LINE を活用した相談窓口を設置することで、児童及びその保護者がよりアクセスしやすい相談体制を確保します。

- **医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業** **44 百万円**
 - ・ 児童相談所が児童を一時保護する際、事前に医療等の情報がない児童のアセスメントや、病状が不安定な児童の服薬管理等を医療機関で実施できるよう、一時保護委託できる病床を確保します。

- ◎ **児童相談体制の強化【一部新規】** **2,574 百万円**
 - ・ 児童福祉法第 12 条の規定により児童相談所を設置し、子供に関する相談を受け、調査や診断、援助等を行います。
 - ・ 多摩地域に設置する新たな児童相談所の設置候補エリアにおいて、都立児童相談所設置につなげる適地調査委託を実施します。【新規】

- ◎ **児童相談におけるデジタル化推進事業** **2 百万円**
 - ・ 区市町村におけるデジタル化を推進し、テレビ会議等の活用による業務負担の軽減を図ります。

- ◎ **児童相談所におけるAI音声マイニングシステム** **226 百万円**
 - ・ 児童相談所のケースワークにおける正確な記録の補助を行うため、電話の音声データの文字起こしを行うシステムを導入及び活用するとともに、公用スマートフォンの利用拡大を進めることで、業務の効率化を図ります。

- ◎ **児童相談所における外部評価** **13 百万円**
 - ・ 児童相談所の相談部門業務の適正な運営の実現を図るとともに、一時保護所における児童の権利擁護と施設運営の質の向上を図るため、外部評価機関による評価を行います。

- ◎ **一時保護所における第三者委員の活動** **16 百万円**
 - ・ 一時保護所における児童の権利擁護と施設運営の質の向上を図るため、第三者委員による相談対応を実施します。

- ◎ **児童相談所の人材確保事業** **155 百万円**

 - ・ 児童相談所の人材確保を図るため、独自の職員採用ホームページの開設や、SNS を活用した効果的な広報を行うとともに、職員用民間アパートの借上げを実施します。
- ◎ **児童相談所業務における民間事業者の活用【新規】** **439 百万円**

 - ・ 深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、民間事業者を活用して児童相談所の体制強化を図ります。
- ◎ **里親養育専門相談事業（里親子のサポートネット）** **11 百万円**

 - ・ チーム養育の中で調整できなかった課題や疑問について、専門相談員が第三者の立場から里親や児童相談所、子供の意見を聴き、調整する仕組みを児童福祉審議会のもとに設置することにより、子供の利益を守るとともに権利擁護を図ります。
- ◎ **里親支援機関事業** **149 百万円**

 - ・ 社会的養護を必要とする児童の里親委託を推進するため、児童相談所が行う里親への委託・支援業務を補完する専門機関において、養育相談や未委託家庭への定期巡回訪問などを総合的に行います。
 - ・ 里親の登録数を拡大するため、関係機関と連携した広域的広報を行う里親リクルーターを配置します。また、里親の養育力の向上を図るための研修を実施します。
 - ・ 児童の社会的自立を促進するため、進学支援等に関する相談援助や、措置解除後のアフターケアを行います。
- ◎ **フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）事業** **430 百万円**

 - ・ 社会的養護を必要とする児童の里親委託をより一層推進するため、民間のフォスタリング機関を活用して、里親のリクルート及びアセスメント、里親研修、児童と里親のマッチング、里親家庭への訪問支援、里親委託措置解除後の支援等を包括的に一貫して実施します。
- ◎ **グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業** **402 百万円**

 - ・ 児童養護施設において、グループホーム又はファミリーホームの設置が促進されるよう、グループホーム等を3か所以上設置する場合、グループホーム等への支援体制の拡充を支援します。
- ◎ **専門機能強化型児童養護施設制度** **713 百万円**

 - ・ 精神科医師や心理指導担当職員を配置し、治療的・専門的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の設置を促進するとともに、個別ケア職員を配置するなど、機能の充実を図ります。

- 乳児院の家庭養育推進事業** **240 百万円**

 - ・ 乳児院に精神科医師、治療指導担当職員及び里親交流支援員等を配置して、治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備するとともに、里親子の交流支援の取組等を強化することにより、入所児童の家庭復帰及び養育家庭等への委託を促進します。
- ◎ 新生児委託推進事業** **25 百万円**

 - ・ 家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に里親子を結びつけられるよう、乳児院を活用して、養子縁組里親の養育力向上を図る研修や、新生児との交流支援等を行い、新生児委託を推進します。
- ◎ 養育家庭等** **1,342 百万円**

 - ・ 家庭養護が望ましい児童を養育家庭に委託します。また、18歳で措置解除となったケアリーバーに対し、養育家庭等によるきめ細かいアフターケアの下で自立後の安定した生活を確保することを目的に居住費を支援します。
- ◎ 自立支援強化事業** **94 百万円**

 - ・ 児童養護施設において、児童の施設入所中の自立に向けた準備から施設退所後のアフターケアまで総合的な自立支援を担う職員（自立支援コーディネーター）を配置し、支援体制を強化します。
 - ・ 18歳で措置解除となったケアリーバー等に対する居住支援を行います。
- 地域生活支援事業（ふらっとホーム事業）【一部新規】** **84 百万円**

 - ・ 施設を退所した者が社会に出た後に、気軽に利用し、就職等の相談や同じ悩みを抱える者同士が集える場所を提供し、支援します。
- 児童養護施設退所者等の就業支援事業** **19 百万円**

 - ・ 職業紹介を行っている企業等により、児童養護施設等の退所（予定）者に対し、適職診断、面接対策などの就職活動支援や、施設退所者が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を推進します。
- ◎ ジョブ・トレーニング事業** **13 百万円**

 - ・ 自立援助ホームにおいて、入所中又は退所した児童等の自立を図るため、就労支援及び就労定着支援を担う職員（ジョブ・トレーナー）を配置し、支援体制を強化します。
- ◎ 児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業** **80 百万円**

 - ・ 児童養護施設等を運営する事業者に対し、職員用の宿舍の借り上げに要する経費の一部を補助することで、人材の確保と定着を図ります。

- **児童養護施設等におけるBCP策定支援事業【新規】** **19 百万円**
 - ・ 災害や感染症等の発生に備え、被害を最小限に抑えて必要な業務を継続できるよう、児童養護施設等におけるBCPの策定に取り組む事業者を支援します。

- **施設運営力向上コンサルテーション事業** **26 百万円**
 - ・ 被措置児童虐待が発生する等、運営に課題を抱える施設に対して、個別コンサルテーションを実施し、人材育成や組織管理能力を向上させ、重大事故の再発・未然防止を図っていきます。

- ◎ **ひとり親家庭支援センター事業** **125 百万円**
 - ・ ひとり親家庭に対して、育児・家事・健康等の生活相談、養育費相談、離婚した親と子の面会交流支援、就業支援等を実施し、自立支援と生活の安定を図ります。
 - ・ LINE を活用した相談窓口を設置し、仕事、お金、子育て、養育費などの不安や離婚に伴う悩みなど様々な相談に対応します。

- ◎ **養育費等相談支援推進事業** **6 百万円**
 - ・ 家事事件に精通した弁護士による養育費や親権等の相談を離婚前から行えるよう相談体制を強化し、ひとり親家庭等の生活の安定を支援します。

- ◎ **養育費確保支援事業** **11 百万円**
 - ・ ひとり親家庭の養育費の安定した取得に向け、民間保証会社と連携し、養育費の立替保証に係る取組を支援します。
 - ・ 養育費の取決めができていない世帯の公正証書の作成やADRの利用に関する支援を行うことで、取決め内容の債務名義化を促進して養育費の確保を図ります。

- ◎ **ひとり親家庭等生活向上事業** **262 百万円**
 - ・ ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援するため、ひとり親等が生活の中で直面する、育児・家計・健康等の悩みに関する相談支援や、家庭教師の派遣等による子供への学習支援などを行う区市町村を支援します。

- ◎ **ひとり親家庭向けポータルサイトの運用** **13 百万円**
 - ・ 国、都、区市町村や民間支援機関等が実施しているひとり親家庭を対象とした支援施策等を横断的に検索できる総合情報サイトを運用します。

- ◎ **ひとり親家庭就業推進事業** **86 百万円**
 - ・ コロナ禍で職を失ったひとり親等の就業先の選択肢を拡大するため、一人ひとりの希望や適性に応じて、目標設定からスキルアップ訓練、就職直後のフォローに至るまで一貫して支援します。

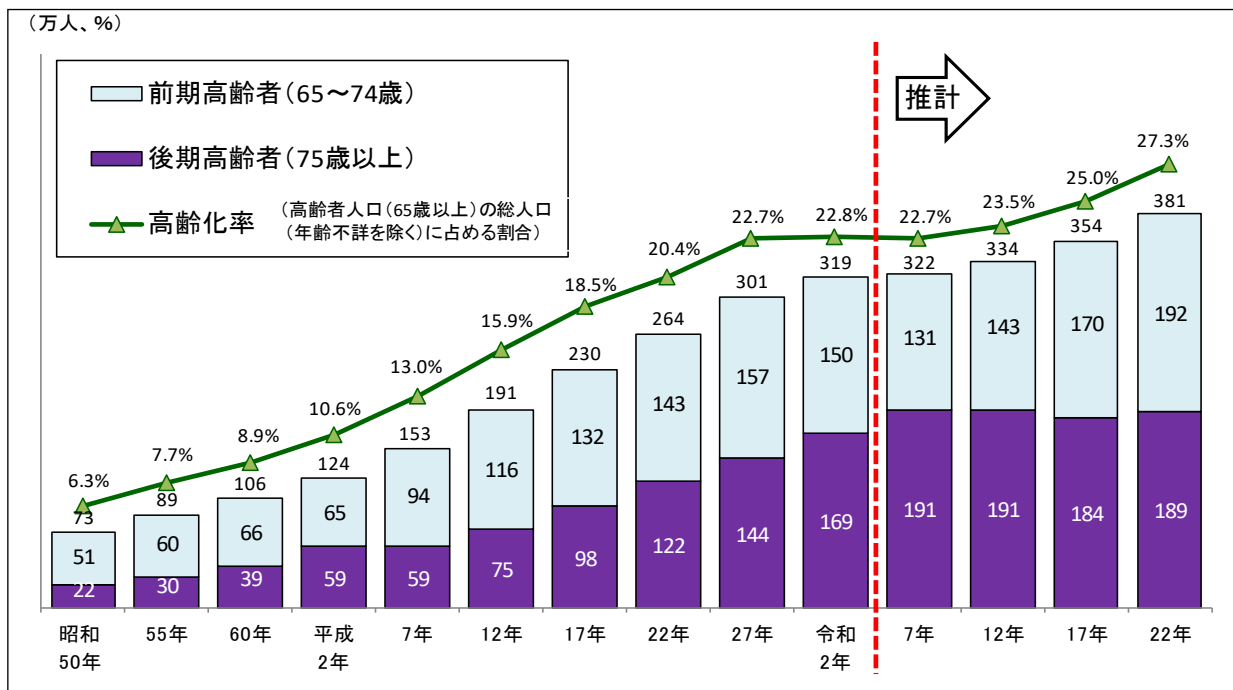
- ◎ **ヤングケアラー支援事業【一部新規】** **308 百万円**
- ・ ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげられるよう、ヤングケアラー・コーディネーターを設置する区市町村を支援する等の取組によって、関係機関の連携強化を図ります。
 - ・ ピアサポート等の相談支援や相談があったヤングケアラーに家事支援ヘルパーの派遣等を行う団体やヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催する団体を支援します。
- ◎ **子供の貧困対策支援事業** **44 百万円**
- ・ 生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子供の貧困対策を推進するための専任職員を配置する区市町村を支援します。
- ◎ **子育てサポート情報普及推進事業** **4 百万円**
- ・ 生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図ります。
- ◎ **子供食堂推進事業** **(包括補助)**
- ・ 子供食堂の開催や、配食・宅食による食事提供を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる取組を行う子供食堂を支援します。〔子供家庭支援区市町村包括補助〕
 - ・ 新たな子供食堂の立上げや支援の拡充に要する設備整備費等を支援します。〔子供家庭支援区市町村包括補助〕
- ◎ **若年被害女性等支援事業** **183 百万円**
- ・ 暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し、公的機関につなぐなどのアプローチを実施することにより、若年女性の自立を支援します。
- **東京都婦人保護施設従事者処遇改善事業** **15 百万円**
- ・ 婦人保護施設の従事者の処遇改善を行うために必要な経費を補助します。

第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

（高齢者を取り巻く状況）

- 東京の高齢者人口の割合（高齢化率）は、令和2年は22.7%で、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年には22.7%、令和17年には25.0%（約4人に1人が高齢者）になると見込まれています。
- 高齢者人口の推移を見ると、令和2年には前期高齢者が約150万人、後期高齢者が約169万人となっており、今後も後期高齢者が前期高齢者よりも上回ると予測されています。

＜東京都の高齢者人口の推移＞



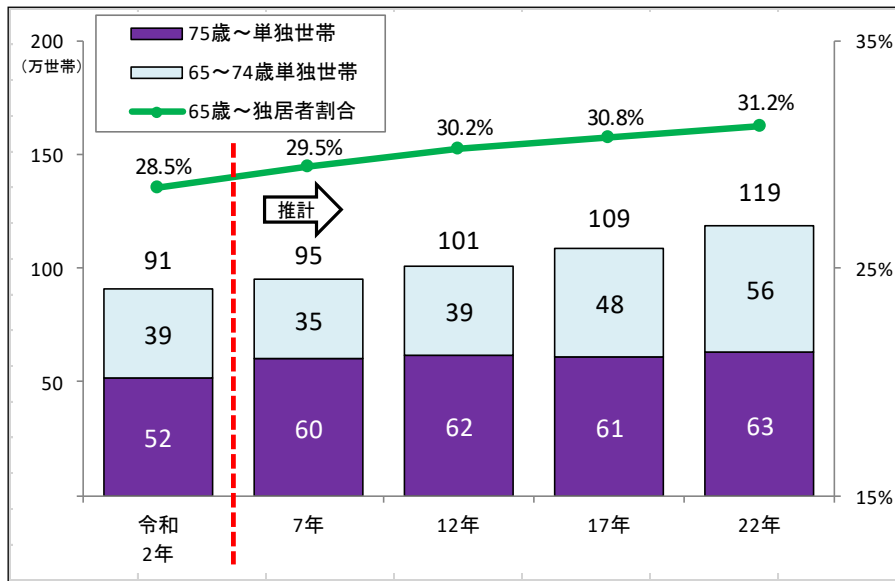
(注) 1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

資料：総務省「国勢調査」(昭和50年から令和2年まで)

令和7年以降「未来の東京」戦略 Version up2023より作成

- 核家族化の進行など家族形態の変化に伴い、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加も見込まれています。

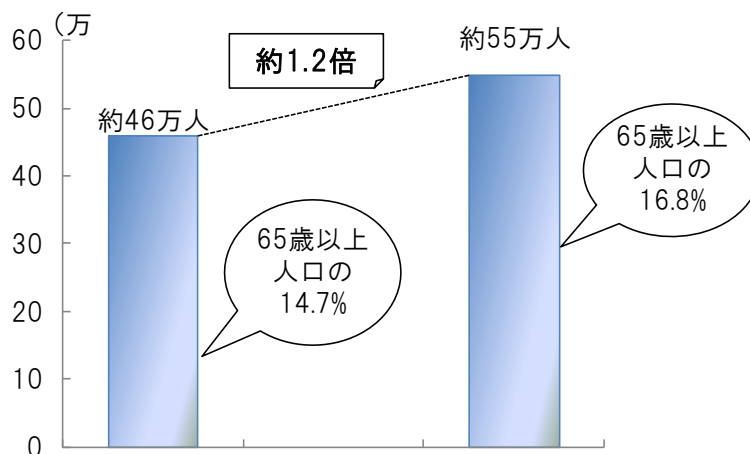
＜世帯主が65歳以上の単独世帯と独居者割合の推移＞



資料：「未来の東京」戦略 Version up2023 付属資料より作成

- 都内の要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、令和元年11月時点で約46万人に上り、令和7年には約55万人に達する見込みです。

＜何らかの認知症の症状がある高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）の推計＞



資料：東京都福祉保健局「認知症高齢者数等の分布調査（令和元年度）」を基に推計

（介護保険制度の改正）

- 平成12年に創設された介護保険制度は、高齢者の暮らしを支える仕組みとして定着してきました。
- 一方、高齢化の進行とともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者、単身の高齢者世帯等が増加しており、こうした方々を支えるサービスや人材の確保等が課題となっています。
- 平成30年の制度改正では、区市町村の保険者機能の強化のための仕組みの制度化や、介護療養病床などからの転換先となる「介護医療院」や同一事業所で高齢者と障害者（児）のサービスを提供する「共生型サービス」の創設、高所得層の利用者負担割合の更なる見直しなどが行われました。
- 令和3年の制度改正では、2025年（令和7年）を見据えた地域包括ケアシステムの構築に加え、2040年（令和22年）を見据えて介護サービス需要の更なる増加・多様化、保険者ごとの介護ニーズの差の拡大に対応するため、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制、需要に見合った介護人材確保が図られる環境を整備するための見直しが行われました。
- 大都市東京の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築に向け、都は、保険者である区市町村による主体的な取組を支援するとともに、制度改正後の状況も踏まえつつ、介護保険制度について、必要な見直し等を国に対して働きかけていきます。

（都の取組と今後の課題）

- 都は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、令和3年3月に「東京都高齢者保健福祉計画（第8期）」を策定し、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年及び団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年の東京の高齢者の状況を念頭に、令和3年度から令和5年度までに取り組むべき施策を明らかにしました。
- 計画では、高齢者の住み慣れた地域での継続した生活を支えるため、在宅サービス等の充実を図るとともに、広域的な観点から必要な施設・住まいを確保し、在宅サービスと施設サービスなどの介護サービス基盤がバランスよく整備されるよう、様々な施策を盛り込んでいます（本計画については、P8参照）。

【地域包括ケアシステムの構築】

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた中核的な機関となる地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、介護予防機能強化のための区市町村の取組を支援しています。

- また、高齢者の在宅療養生活を支える訪問看護ステーションの体制強化等を支援するとともに、地域において看取りを行う介護施設等の支援に取り組んでいます。
- 単身や夫婦のみの高齢者世帯を地域で見守り、支えるために、町内会、民生委員、ボランティアなどによる声かけや、配食サービスを活用した安否確認など、地域の実情に応じて区市町村が行う取組を支援しています。
- 都民ができるだけ要介護やフレイルの状態に至ることなく元気に過ごし、継続して活躍するとともに、介護が必要になったとしても安心して地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の生活を支える取組の充実や、高齢者になる前の世代に対する社会参加のきっかけづくり等を進めていく必要があります。

＜東京の令和7年の地域包括ケアシステムの図（イメージ図）＞



【多様なニーズに対応する施設や住まいの確保】

- 特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護基盤について、整備率が低い地域における補助単価の加算、公有地の減額貸付け、土地賃借料の負担軽減など、都独自の支援策を講じ、都全体の整備促進と地域偏在の解消に努めています。

- また、高齢者が多様なニーズに応じて居住の場を選択できるよう、医療や介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅や都市型軽費老人ホーム等の整備を進めています。
- 在宅生活を支える介護保険サービスについては、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの整備を進める区市町村を支援するとともに、介護を行う家族の負担を軽減するために、ショートステイの整備も進めています。
- 今後の高齢者の増加を見据えながら、高齢者が、身体状況、生活形態、経済状況等に応じて住まいを選択し、安心して暮らすことのできる環境を整備する必要があります。

【認知症施策】

- 認知症高齢者グループホームについて、国制度による整備費補助への上乗せや、整備状況が十分でない地域への補助単価の加算など、都独自の支援策を講じて設置を促進しています。
- 地域の支援体制を構築するため、各区市町村（島しょ地域・檜原村を除く）に設置した認知症疾患医療センターにおいて、専門医療を提供するとともに、医療機関相互や医療と介護の連携を推進しています。
- また、認知症の人やその家族を支えるため、都民向けシンポジウムの開催、「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を盛り込んだパンフレットの配布など、都民の認知症に対する理解の促進に努めています。
- 若年性認知症施策については、ワンストップ相談窓口として、都独自に「若年性認知症総合支援センター」を2か所開設し、若年性認知症の人と家族の支援に取り組んでいます。
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発や早期診断の取組を進めるとともに、認知症の人とその家族が地域で安心して生活できるよう、引き続き、より身近な地域において、容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けられることができる体制を構築することが必要です。

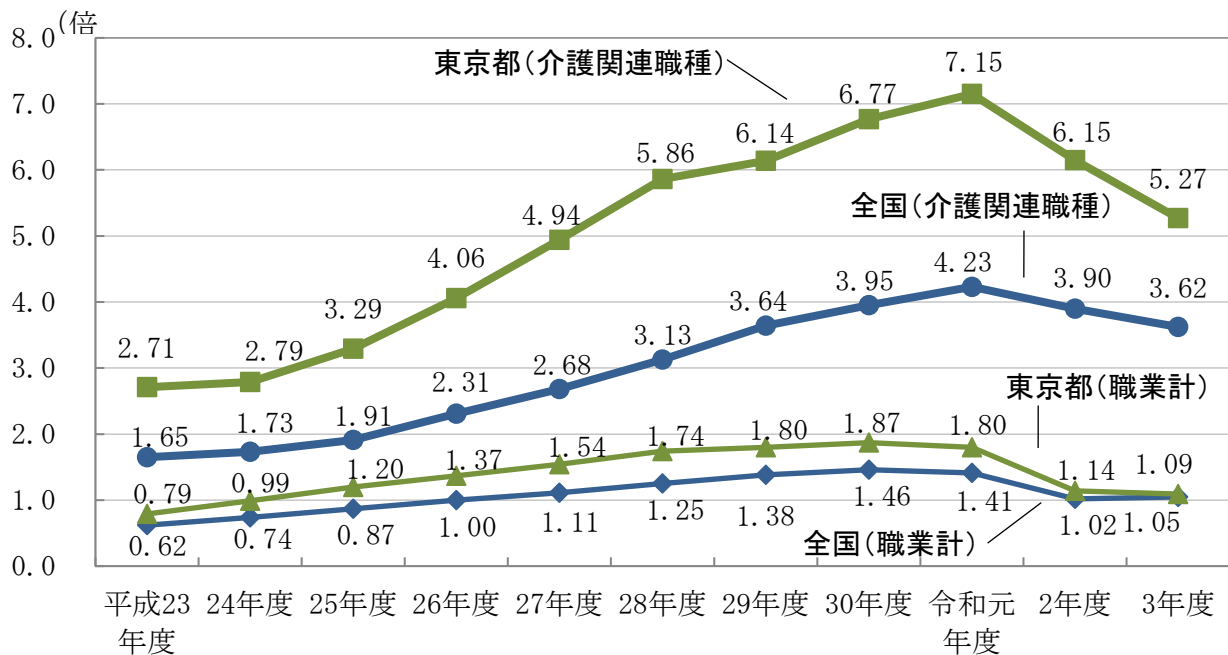
【介護人材等の確保・定着・育成】

- 高齢化の進展により今後更に増加が見込まれる介護分野のニーズに対応していくためには、介護福祉士・訪問介護員（ホームヘルパー）などの介護人材等を安定的に確保し、質・量ともに充足させていく必要があります。

○ 都は、福祉の仕事の魅力を発信するとともに、事業者による人材確保の支援、キャリアパスの導入支援などを行っています。

○ 少子高齢化による労働力人口の減少や、他の業種の求人状況の動向に影響され、東京都における介護関連職種の有効求人倍率は5.27倍と、全職業の1.09倍を大きく上回っており、人手不足が深刻化しています。

<職業紹介状況（有効求人倍率）>



資料：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

○ このような状況に対応するため、介護人材等の確保・定着・育成に向けた取組を更に進めていく必要があります。

○ あわせて、医療的ケアが必要な要介護高齢者が増加していることから、在宅療養を支える人材の確保・育成等に取り組む必要があります。

(令和5年度の取組)

- 1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します
- 2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します
- 3 認知症施策を総合的に推進します
- 4 介護人材等の確保・定着・育成を支援します

1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの構築を推進します

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現するため、大都市東京の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を推進し、利用者の状況に応じた適切なサービスやサポートを効率的・効果的に提供できる体制づくりを行います。

主な事業展開

- **地域包括支援センターの機能強化支援** (包括補助)
 - ・ 高齢者の地域での自立した生活を支える拠点である地域包括支援センターの機能強化を図るため、管内の複数のセンターを統括し、サポートする「機能強化型地域包括支援センター」を設置する区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]
 - ・ 相談窓口の365日24時間開所や、介護以外の分野も含めた包括的・総合的な相談支援体制の構築など、相談体制の充実に取り組む区市町村を支援します。
[高齢社会対策区市町村包括補助]
- **自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議推進事業** 14百万円
 - ・ 地域づくり・資源開発、政策形成につながりやすい地域ケア会議の実現のため、講師養成研修を実施し、地域や組織の実情に合った独自の研修を行えるよう支援します。
 - ・ 区市町村の地域ケア会議実務者の連絡会議を開催し、関係者の連携強化と各自治体における課題解決を支援します。
- **地域包括支援センター職員研修等事業** 10百万円
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センター職員に対し、地域におけるネットワークの構築能力や課題解決力の向上など、更なるスキルアップを図る研修を実施します。
 - ・ 区市町村の好事例の発信や有識者による講演を通じ、高齢者の見守りににおける複雑化・複合化した課題への解決力の強化や連携の強化を促し、都内全域の見守り体制の充実を図ります。
- **高齢者見守り相談窓口強化事業** (包括補助)
 - ・ 地域における見守り相談窓口を設置する区市町村を支援します。
[高齢者見守り相談窓口 109地区]

- ◎ 介護予防・フレイル予防支援強化事業** **358百万円**

 - ・ フレイル予防の視点を踏まえ、通いの場をはじめとした地域における介護予防活動の拡大・機能強化を図るため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに「東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター」を設置し、住民主体の介護予防・フレイル予防活動等を推進する区市町村に専門的・技術的支援を行います。
 - ・ 介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動の拡大や、フレイル予防の観点での機能強化の促進に取り組む「介護予防・フレイル予防推進員」を配置する区市町村を支援します。〔32区市町村〕
- ◎ 新しい日常における介護予防・フレイル予防活動支援事業** **423百万円**

 - ・ 感染症対策を講じて集合方式で行う通いの場等の活動や、オンラインツールを活用して行う介護予防・フレイル予防活動に取り組む区市町村を支援します。
- ◎ 短期集中予防サービス強化支援事業** **33百万円**

 - ・ 要支援者等のセルフケア能力向上や社会参加を促進するため、短期集中予防サービスに取り組む区市町村に対し、訪問や助言等により一定期間の支援をし、他事業（地域ケア会議、一般介護予防事業等）とも連携した効果的な実施を推進します。
- 見守りサポーター養成研修事業** **（包括補助）**

 - ・ 高齢者等の異変に気づき、地域包括支援センター等の専門機関に連絡するなど、地域の方が状況に応じた見守りを行えるよう、見守りサポーター養成研修を実施する区市町村を支援します。〔高齢社会対策区市町村包括補助〕
- ◎ 高齢者等の地域見守り推進事業** **（包括補助）**

 - ・ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が地域において安心した生活を継続できるよう、地域の様々な主体が連携し、共に支え合う仕組みを構築する区市町村の取組を支援します。
 - ・ 地域見守りにデジタル技術等を活用する区市町村の取組を支援します。
〔高齢社会対策区市町村包括補助〕
- 生活支援体制整備強化事業** **21百万円**

 - ・ 地域における生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、区市町村が地域包括支援センター等に新規に配置する生活支援コーディネーターを対象とした初任者研修や、地域で指導的・中心的役割を果たすコーディネーターを養成するための現任者研修を行います。
- ◎ 多様な主体の地域貢献活動による地域包括ケアの推進** **35百万円**

 - ・ 東京の強みである活発な企業活動や豊富な経験と知識を持った多くの人たちの力を活用し、地域包括ケアシステムの構築に資する地域貢献活動の活性化を図ります。

- 生涯現役社会に向けたシニアの社会参加推進事業** **(包括補助)**

 - ・ 「団塊の世代」等の元気な高齢者が、地域で生きがいを持って活動できる場を創出するため、高齢者の多様な社会参加を推進する取組を行う区市町村を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助]
- ◎ 人生100年時代セカンドライフ応援事業 (再掲P111)** **332百万円**

 - ・ 人生100年時代において、高齢者が地域で活躍できるよう、文化・教養・スポーツ活動などの生きがいづくりにつながる機会の提供のほか、高齢者が気軽に立ち寄り参加できる活動拠点の整備や、高齢者・障害者・子供など多世代が交流でき、元気高齢者を中心としたボランティアが運営する居場所の整備に取り組む区市町村を支援します。
- ◎ 人生100年時代社会参加マッチング事業** **139百万円**

 - ・ シニア・プレシニアの継続的な社会参加を促進するため、都全域の様々な団体や活動の情報を集約したオンラインプラットフォーム構築に向けた基本計画の策定や、区市町村の総合的な窓口にて相談支援や地域活動の掘り起こしを行うコーディネーターを育成します。
- ICTを活用した高齢者等の地域見守り事業** **(包括補助)**

 - ・ 見守りのためのICT機器を導入するとともに、孤立化防止や介護予防につなげるなど、地域の見守り体制の強化に向けた新たな仕組みを構築する区市町村を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助]
- ◎ TOKYOシニア食堂推進事業【新規】** **50百万円**

 - ・ 地域の高齢者が気軽に立ち寄り、飲食をしながら様々な交流をすることができる取組を推進することにより、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進を図ります。
- ◎ 介護サービスにおけるデジタル技術を活用した利便性向上支援事業** **(包括補助)**

 - ・ 要介護高齢者等が安心して日常生活を送れるよう、在宅での介護サービスの提供に伴う入浴、排泄、食事等の介護、掃除、洗濯、調理の援助等の日常生活上のお世話を行うサービスにかかるデジタル機器の購入経費補助を行う区市町村を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助]
- 主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメントの向上** **(包括補助)**

 - ・ 地域のケアマネジメント機能の強化を図るため、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員を活用する新たな取組を行う区市町村を支援します。 [高齢社会対策区市町村包括補助]

- **自立支援・重度化防止等介護支援専門員質の向上研修** **8百万円**
 - ・ 都が作成したガイドラインを活用したケアプラン点検の円滑な実施を支援し、高齢者の自立支援と重度化防止を進めるため、地域において他の介護支援専門員を指導育成する主任介護支援専門員を育成します。

- **暮らしの場における看取り支援事業** **16百万円**
 - ・ 看取りを実施する小規模な事業所に対し、整備・開設や運営に必要な経費の一部を補助します。

- **在宅要介護者の受入体制整備事業** **121百万円**
 - ・ 在宅で高齢者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に備え、介護が必要な高齢者が緊急一時的に利用できる介護施設や宿泊施設等の確保、介護職員の配置など受入体制を整備する区市町村を支援します。

- **地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターへの支援** **4,761百万円**
 - ・ 高齢者医療モデルの確立と普及、高度専門医療への取組や、老化・老年病の研究開発を推進するため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの安定的かつ自立的な運営を支援します。

- **高齢者の健康づくりに資するスマートウォッチ等デジタル機器活用事業** **333百万円**
 - ・ 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの知見等を活用し、高齢者のバイタルや身体活動量を計測できるスマートウォッチ等も用いながら、在宅中も健康状態の把握や病気の予兆を察知できるアプリの開発等につなげるとともに、高齢者の行動変容を促し、健康増進を図ります。

- **介護サービス事業所のBCP策定支援事業【新規】** **25百万円**
 - ・ 介護サービス事業所における業務継続計画（BCP）策定を支援することにより、自然災害や感染症発症時における都内介護サービス事業所の業務継続力向上を図ります。

- ◎ **要介護度等の維持改善に向けた介護事業者の取組促進【新規】** **215百万円**
 - ・ 科学的介護の定着・促進に向けて、導入の意義やメリット等について事業者へ周知を行うとともに、要介護等の維持・改善につながる取組を評価することにより、高齢者等の自立支援・重度化防止の取組を促します。

2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します

大都市東京の特性を踏まえた多様な手法により、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、地域密着型サービス等の介護基盤、医療・介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅などの多様な施設や住まいの整備を促進し、高齢者の生活を支えます。

主な事業展開

◎ 特別養護老人ホームの整備 10,173百万円

- 特別養護老人ホームについて、整備費の一部を補助し、整備を促進します。

[施設整備費補助 25か所(2,882人分)]

整備目標：令和12年度末までに定員6万4千人分を整備

[都独自の主な整備促進策]

- オーナー型（土地建物所有者が事業者建物に賃貸）の整備に対する補助
- 整備費の一部を補助（例：ユニット型 500万円/床）
- 整備率の低い地域に対し、補助単価を最大1.8倍まで加算

整備率	1.2%未満	1.4%未満	1.6%未満	1.8%未満	2.0%未満
促進係数※	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1

※老人福祉圏域単位と区市町村単位の促進係数を比較し、高い方を適用

※令和7年度の高齢者人口・整備見込を勘案した整備率が1.4%未満の地域は0.3を加算

- 訪問看護ステーションや地域密着型サービスなどを併設する場合に補助単価を増額
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算

- 特別養護老人ホーム及び養護老人ホームについて、大規模改修費を補助します。
- 特別養護老人ホームの多床室のプライバシー保護や看取り環境の整備のための改修費を補助します。
- 地域交流スペースの改修費を補助します。

◎ 介護老人保健施設の整備 730百万円

- 介護老人保健施設について、整備費の一部を補助し、整備を促進します。

[施設整備費補助 1か所(80人分)]

整備目標：令和12年度末までに定員3万人分を整備

[都独自の主な整備促進策]

- 整備費の一部を補助（例：ユニット型 500万円/床）
- 整備率の低い地域に対し、補助単価を最大1.8倍まで加算

整備率	0.5%未満	0.6%未満	0.7%未満	0.85%未満	1.0%未満
促進係数※	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1

※老人福祉圏域単位と区市町村単位の促進係数を比較し、高い方を適用

※令和7年度の高齢者人口・整備見込を勘案した整備率が0.6%未満の地域は0.3を加算

- 訪問看護ステーションや地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等）などを併設する場合に補助単価を増額
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算

- 大規模改修費や看取り環境整備のための改修費を補助します。

- **介護療養型医療施設から介護医療院への転換整備費補助** 144百万円
 - ・ 介護療養型医療施設から介護医療院への転換を促進するため、改築・改修等に要する整備費の一部を補助します。

- **ケアハウスの整備** 10百万円
 - ・ 介護専用型ケアハウスについて、整備費の一部を補助します。

- **介護専用型有料老人ホームの整備** 3百万円
 - ・ 土地所有者又は運営事業者が整備する介護専用型有料老人ホームについて、整備費の一部を補助します。

- **都市型軽費老人ホームの整備** 338百万円
 - ・ 所得の低い方でも食事や生活支援サービスを受けられる住まいの場を確保するため、地価の高い東京の実情を踏まえ、居室面積要件等を緩和した都市型軽費老人ホームについて、整備費の一部を補助します。〔施設整備費補助 10か所（167人分）〕
 - ・ 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算します。

- **東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業（医療・介護連携強化加算）** 64百万円
 - ・ 高齢者が介護や医療が必要になっても安心して住み続けることができる住まいの充実を図るため、住宅政策本部と連携して、医療・介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅の整備費用の一部を助成します。〔施設整備費補助 3か所〕

- ◎ **定期借地権の一時金に対する補助** 3,284百万円
 - ・ 特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、施設用地確保のために定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成します。
 - ・ 地価が高く整備率が低い地域においては、一層の整備促進を図るため、補助基準額を増額します。

- **借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業** 159百万円
 - ・ 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の整備促進を図るため、国有地又は民有地を借り受けて施設を整備する事業者に対し、借地料の一部を補助します。

- **所有地を活用した介護サービス基盤の整備** —
 - ・ 所有地の減額貸付けを行い、介護サービス基盤の整備促進を図ります。

- **区市町村所有地の活用等による介護基盤の整備促進事業** **184百万円**
 - ・ 区市町村が所有する未利用の公有地の活用を推進するため、区市町村有地の貸付けと施設整備費補助により介護基盤を整備する区市町村を支援します。
 - ・ 特別養護老人ホーム等の計画的な改築・改修を行うため、改築又は大規模改修中の施設の利用者を一時的に受け入れる改修支援施設を整備する区市町村を支援します。

- ◎ **介護保険施設等の整備に係る用地確保支援事業** **11百万円**
 - ・ 特別養護老人ホームや介護老人保健施設の整備用地を確保するため、民有地のオーナーと整備法人とのマッチング等に取り組む区市町村を支援します。
 - ・ 土地の広さや地域の介護需要に応じた整備を促進するため、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービス等も対象とします。

- **介護施設等の施設開設準備経費等支援事業** **1,415百万円**
 - ・ 特別養護老人ホーム等について開設時から質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、開設の準備のために必要となる訓練期間中の職員雇上経費や、地域に対する説明会開催経費などを補助します。

- **広域的に利用する特別養護老人ホームの整備に伴う地域福祉推進交付金** **63百万円**
 - ・ 都全体での特別養護老人ホームの必要定員数の確保に向け、区市町村が地域の必要数を超えた整備に同意する場合に、地域福祉を推進するための資金を交付します。

- ◎ **地域密着型サービス等整備推進事業** **1,138百万円**
 - ・ 地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービス拠点等の整備に要する経費の一部を補助することにより、設置促進を図ります。
 - ・ 小規模多機能型居宅介護事業所等については、区市町村が負担する整備費の一部を都独自に補助します。建築価格の高騰に対応するための加算を行うほか、地域密着型特別養護老人ホームについては、整備率の低い地域の補助単価を1.5倍に加算します。

- **地域密着型サービス定期借地権活用促進事業** **(包括補助)**
 - ・ 地域密着型サービスの施設用地確保のため、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成する区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

- **小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等推進事業** **(包括補助)**
 - ・ 小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護等の整備促進を図るため、開設前後の支援や多様なサービスに対応できる人材の養成など、運営の安定化や質の向上に取り組む区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

- **ショートステイ整備費補助** **15百万円**
 - ・ ショートステイの整備を促進するため、特別養護老人ホーム以外の事業所との併設や単独で設置するショートステイについて、運営事業者自らが整備する場合や運営事業者への貸付けを目的として土地所有者が整備する場合に補助を行います。

- **高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策強化事業** **884百万円**
 - ・ 感染者が発生した場合に影響が大きい特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等を対象として、スクリーニングを含むPCR検査等を実施した場合の経費を支援します。

- **介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業** **1,521百万円**
 - ・ 介護サービス事業所等が新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えて必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常時には発生しないかかり増し経費等を支援します。

- **高齢者施設での新型コロナウイルス感染症発生時の応援職員派遣事業** **172百万円**
 - ・ 高齢者施設において新型コロナウイルス感染症の感染者等の発生により職員が不足し、区市町村内で応援職員の確保が困難な場合に、都及び協力団体が広域的な応援派遣調整を行うなど、人的応援体制を確保します。

- **高齢者施設への集中的検査の実施** **11,492百万円**
 - ・ 重症化リスクの高い高齢者が利用する施設の職員等を対象として、集中的・定期的にPCR検査及び抗原定性検査を実施します。

- **高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業** **719百万円**
 - ・ 簡易陰圧装置の設置や多床室の個室化等に係る費用を支援し、高齢者施設等における感染症対策を推進します。

- **高齢者施設等の防災・減災対策推進事業** **194百万円**
 - ・ 災害発生時における入所者への介護サービスの維持や安全確保を図るため、非常用自家発電設備・給水設備の整備やブロック塀の改修、水害対策に必要な改修等を行う事業者を支援します。

- **高齢者施設等のBCP策定支援事業** **50百万円**
 - ・ 大規模災害発生時等において、高齢者施設等が入所者の安全を確保した上で事業を継続できるよう、BCP策定及び策定後の運用管理を支援します。

- **社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P43、92）** **39 百万円**
 - ・ 耐震性が十分ではない民間の社会福祉施設等や私立の保育所を対象に、耐震診断・耐震改修・耐震性が確保されている建築物への移転等に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。[耐震診断 8 施設、耐震改修 7 施設、移転支援 24 施設]

- **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P43、92）** **12 百万円**
 - ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。
[社会福祉施設等 188 施設]

- **都有地を活用した社会福祉施設建替え促進事業（再掲 P92）** **73 百万円**
 - ・ 民間の社会福祉施設建替え時の利用に供する代替施設を事業者へ貸し付け、老朽化した施設の建替えを促進します。

- **生活支援付すまい確保事業（再掲 P111）** **（包括補助）**
 - ・ 住宅セーフティネット法に基づく住居（東京ささエール住宅）以外の住居等を対象に、居住支援協議会*等を活用して、低所得高齢者等の状況に応じた住まいの確保と見守り等の生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援します。
[地域福祉推進区市町村包括補助]

* 住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障害者、子育て家庭など住宅の確保に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方自治体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織

3 認知症施策を総合的に推進します

今後、急速な増加が見込まれる認知症の人と家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症高齢者グループホームの整備促進をはじめ、認知症の人に対する介護・医療を担う人材の育成や都民への普及啓発を行うなど、地域の人的資源・社会資源を活用した支援体制を構築していきます。

主な事業展開

◎ 認知症高齢者グループホームの整備 1,628百万円

- 都独自の促進策により整備を進めるとともに、関連サービス拠点の併設加算などにより地域の認知症ケアの拠点としての機能を強化します。[施設整備費補助 56ユニット]

整備目標：令和12年度末までに定員2万人分を整備

[都独自の主な整備促進策]

- 整備費補助額の上乗せ（事業者整備型、オーナー整備型）
- 重点整備地域の補助単価を1.5倍に加算
- 認知症ケア拠点機能強化のための認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の併設加算
- 建築価格の高騰に対応するため、整備費補助を加算
- 利用者負担軽減に取り組む区市町村における整備費補助を加算

○ 認知症施策推進事業 7百万円

- 「認知症施策推進会議」において、認知症の人とその家族に対する支援の在り方について、中長期的な施策の検討を進めるとともに、都民への普及啓発を行います。
- 「とうきょう認知症希望大使」による都民の認知症への理解促進及び認知症の人本人からの発信を支援するための取組を推進します。

○ 認知症普及啓発事業 (包括補助)

- 認知症の正しい知識の普及・啓発に向けた区市町村の取組を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助]

◎ AI等を活用した認知症研究事業 541百万円

- 認知症予防を推進するため、臨床・研究等のビッグデータを活用し、AI等の最先端技術を駆使した認知症予防に関する研究を行う地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの取組を支援します。

◎ **認知症とともに暮らす地域あんしん事業** **400百万円 包括補助**

- ・ 認知症の早期診断・対応を促進するため、認知症の疑いを簡単に確認できるチェックリストや相談窓口等を掲載したパンフレット「知って安心認知症」を活用した普及啓発を推進するとともに、無償で認知症検診を行い必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援します。
- ・ 軽度認知障害や認知症の初期段階から継続的な支援ができる地域づくりを推進するため、認知症の支援拠点における初期段階の認知症の人等への支援に取り組む区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]
- ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所と協働し、暴言・介護拒否等のBPSD*（認知症の行動・心理症状）の改善が期待される、「日本版BPSDケアプログラム」を都内に広く普及します。[一部高齢社会対策区市町村包括補助]

*BPSD：認知症の行動・心理症状（Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）のこと。認知症患者に頻繁にみられる知覚、思考内容、気分、行動の障害の症候。代表的な行動症状は徘徊、不穏などであり、心理症状は幻覚、妄想などである。

○ **認知症疾患医療センター運営事業** **759百万円**

- ・ 認知症の人が地域で安心して生活できるよう、医療と介護の連携の推進役である認知症疾患医療センター*を区市町村（島しょ地域・檜原村を除く）に1か所ずつ指定し、地域の支援体制を構築します。[地域拠点型 12か所、地域連携型 40か所]

*認知症疾患医療センター：地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、専門医療相談、鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、認知症の人と家族介護者等の支援、地域連携の推進、人材育成等を実施
12の二次保健医療圏に1か所ずつ地域拠点型のセンターを指定、地域拠点型が未設置の区市町村に地域連携型のセンターを指定

- ・ 地域拠点型のセンターにおいて、医療・介護関係者向けの研修を実施するとともに、認知症アウトリーチチーム*を設置し、認知症の疑いのある受診困難者等に対する訪問支援等を行います。

*認知症アウトリーチチーム：医師、看護師、精神保健福祉士等で構成され、認知症支援コーディネーター等からの依頼に基づき訪問支援を実施

○ **認知症支援コーディネーター事業** **(包括補助)**

- ・ 地域の認知症対応力向上を図るため、認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した看護師や保健師を地域包括支援センター等に配置する区市町村を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助]

○ **認知症初期集中支援チーム員等研修事業** **16百万円**

- ・ 区市町村の認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員が、その役割を担うための知識・技能を習得するための研修の受講促進を図ります。

- **認知症支援推進センター運営事業** **71百万円**
 - ・ 都内全域の認知症対応力の向上を図るため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに「認知症支援推進センター」を設置し、認知症医療従事者等に対する研修や島しょ地域等への訪問研修等を行います。

- **歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業【一部新規】** **26百万円**
 - ・ 医療における認知症への対応力を高めるため、歯科医師、薬剤師、看護職員等を対象に研修を実施します。

- **認知症介護研修事業** **140百万円**
 - ・ 認知症介護の質の向上を図るため、介護保険施設・事業所の介護職等を対象に研修を実施します。

- ◎ **認知症サポーター活動促進事業** **5百万円**
 - ・ 認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ「チームオレンジ」の整備を推進する区市町村の職員等に対して、必要な研修を行います。
 - ・ 区市町村や企業等において認知症サポーターを養成するための講師となる「キャラバン・メイト」の養成研修を実施します。

- ◎ **若年性認知症支援事業** **3百万円**
 - ・ 若年性認知症の人が、本人の希望や心身の状態に応じて、働き続けたり、社会参加をすることができるよう、企業の人事・労務担当者等を対象とした研修会や、介護・障害事業所等を対象とした研修会を開催します。

- ◎ **若年性認知症総合支援センター運営事業** **53百万円**
 - ・ 都内2か所のセンターにおいて、若年性認知症の人や家族の相談にワンストップで対応するとともに、地域包括支援センター等の専門機関に対して支援を行うことにより、早期に適切な支援に結びつけ、若年性認知症特有の問題の解決を図ります。

- **若年性認知症の人と家族を支える体制整備事業** **(包括補助)**
 - ・ 若年性認知症の人の「家族会」立上げや、若年性認知症の人の活動支援拠点を整備する区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

- **認知症予防推進事業** **(包括補助)**
 - ・ 生活習慣病の予防や精神的な健康の保持・増進を図るなど、認知症予防の取組を推進し、認知症発症率の抑制を目指します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

○ **認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業** (包括補助)

- 認知症の診断を行っている医療機関周辺等に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会などを開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助]

○ **認知症地域支援ネットワーク事業** (包括補助)

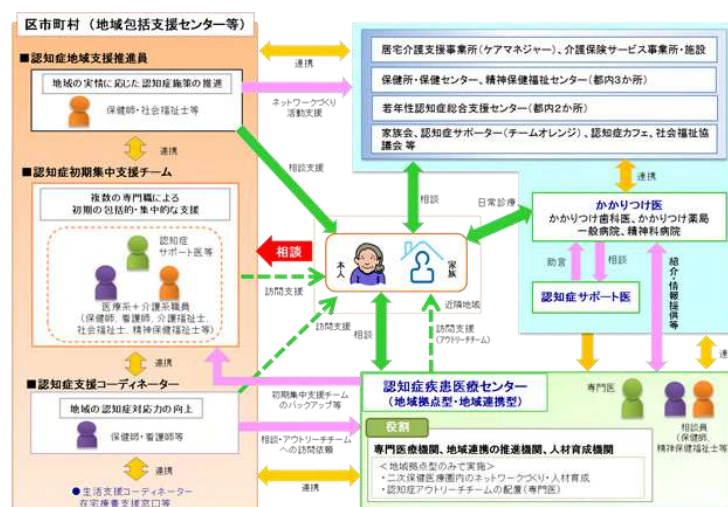
- 事業者や自治体、地域住民など、地域の様々な社会資源の面的な連携により、認知症の人に対する地域における理解促進や支援について継続的な取組を行う区市町村を支援します。
- 行方が分からなくなった認知症の人等を早期に発見するためのネットワーク構築と併せ、個人賠償責任保険への加入支援を行う区市町村を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助]

○ **認知症高齢者東京アプローチ社会実装事業** 121百万円

- AIとIoTを用いて、認知症のBPSDの発症を予測し、予防支援策を導くことで、認知症高齢者のQOLの向上、家族や介護者の負担軽減を図ります。

<都における認知症の人と家族の生活を支える体制（イメージ図）>



※区市町村は、このイメージ図を参考に地域の实情に応じた体制を構築する。

4 介護人材等の確保・定着・育成を支援します

都内で必要とされる介護人材等の安定した確保・定着・育成に向け、介護の仕事に関する普及啓発、事業者の採用支援、キャリアパスの導入支援、宿舍借り上げ支援、職場環境の改善など、総合的な取組を行います。

主な事業展開

- **介護人材対策の検討等** 4百万円
 - ・ 介護人材の確保・定着・育成を図るため、効果的な対策を検討します。
 - ・ 介護人材対策を都内全域でさらに効果的に展開するため、取組状況や課題についての情報共有・検討の場として、介護人材区市町村連絡会を設置します。

- ◎ **介護人材確保対策事業** 2,326百万円
 - ・ **職場体験事業**
介護業務の体験を希望する者を対象として、職場体験の機会を提供します。
 - ・ **介護職員資格取得支援事業**
介護業界への就労を希望し、職場体験事業を経た者を対象に、資格取得を支援します。
 - ・ **介護職員就業促進事業**
介護業務への就労を希望する者を対象に、介護施設等での雇用確保と資格取得支援を併せて行います。

- ◎ **介護の仕事就業促進事業** 481百万円
 - ・ インターンシップからマッチング、就業、定着までを一貫して支援することにより、求職者と求人事業所双方のニーズに応え、未経験者の介護分野への入職・定着を促進します。

- **介護職員奨学金返済・育成支援事業** 135百万円
 - ・ 介護職員の確保と計画的な育成を図るため、在学中に奨学金の貸与を受けた介護業務未経験で採用された常勤介護職員に対し、奨学金返済相当額を手当として支給する事業者を支援します。

- **東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業** 2,799百万円
 - ・ 介護保険事業所等で、福祉避難所の指定等を受けている事業所を運営する事業者が、介護職員の宿舍を借り上げた場合に、事業者が負担した経費の一部を補助します。
 - ・ また、福祉避難所の指定等を受けている事業所以外の事業所を運営する事業者についても、介護職員の宿舍を借り上げた場合に、事業者が負担した経費の一部を補助します。

◎ **介護現場改革促進事業【一部新規】**

2,397百万円

- ・ 介護サービスを効率的かつ継続的に提供するため、設備整備や人材育成等、生産性向上に向けて取り組む介護施設・事業所を支援します。
 - ・ **デジタル機器導入促進支援事業**
介護業務支援システム導入のために必要なソフトウェア、タブレット端末やスマートフォン等のハードウェア、Wi-Fiルーターの購入等に係る経費やシステムの選定・活用に関するコンサルティング等経費を補助します。
 - ・ **次世代介護機器導入促進支援事業**
移乗介護、移動支援、見守り・コミュニケーション等の次世代介護機器の購入、通信環境整備等に係る経費を補助します。
 - ・ **人材育成促進支援事業**
人材育成の仕組みづくりに係るコンサル経費、研修受講経費等、人材育成に関する経費を補助します。
 - ・ **組織・人材マネジメント支援事業**
生産性向上セミナーや人材育成セミナー、生産性向上の取組に向けたコンサルタント支援、次世代介護機器を活用し、生産性向上に取り組む施設を育成するためのセミナー、次世代介護機器及びデジタル機器の導入セミナー等を実施します。

○ **東京都介護職員キャリアパス導入促進事業**

149百万円

- ・ 介護人材の育成・定着等を図るため、「介護キャリア段位制度」を活用し、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む事業者を支援します。
 - ・ **キャリアパス導入促進事業**
介護キャリア段位制度のレベル認定者及び評価者（アセッサー）に手当等を支給した事業所に対し、その経費の一部を補助します。
 - ・ **専門人材育成・定着促進助成金**
介護キャリア段位制度を活用してキャリアパスを導入し、離職率が改善するなどした事業所に対し助成金を支給します。
(なお、本事業の新規申請受付は令和3年度で終了しています。)

○ **介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業**

11百万円

- ・ 介護人材の確保及び定着を図るため、介護施設・事業所に対して介護職員処遇改善加算等の取得に係る助言・指導等を行い、加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得等を支援します。

○ **介護事業者の地域連携推進事業**

30百万円

- ・ 小規模介護事業者が安定的な事業運営を行い、介護サービスを継続的に提供できるよう、「地域の中核となる事業者等」を選定し、小規模事業者との連携体制構築に取り組む区市町村を支援します。

- **現任介護職員資格取得支援事業** **22百万円**
 - ・ 現任介護職員の育成及びサービスの質の向上を図るため、介護施設・事業所で働く介護職員の介護福祉士国家資格取得を支援します。〔660人〕

- **介護職員スキルアップ研修事業** **8百万円**
 - ・ 介護職員を対象に、医療的知識や高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などの研修を実施し、安全で適切な介護サービスの提供を促進します。〔650人〕

- **代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業** **135百万円**
 - ・ 介護保険事業所等が、介護職員等に研修を受講させる場合、代替職員を派遣し、介護職員等の資質の向上を図ります。

- **介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業** **136百万円**
 - ・ 特別養護老人ホーム等の施設や在宅において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施するとともに、事業者及び従事者の登録、登録研修機関への初度経費補助等を行います。

- **介護現場におけるハラスメント対策事業** **15百万円**
 - ・ 介護事業者に対するハラスメント対策説明会の実施や介護職員向けのハラスメント相談窓口の設置等により、介護現場におけるハラスメント対策を推進します。

- **介護施設内保育施設運営支援事業** **8百万円**
 - ・ 介護従事者等の離職防止及び再就業促進を目的に、介護施設・事業所が雇用する職員のために設置・運営する保育施設の経費を助成します。

- ◎ **東京都区市町村介護人材対策事業費補助金** **310百万円**
 - ・ 地域の介護人材の確保・定着・育成を図るため、区市町村が地域の特色を踏まえて行う介護人材対策を支援します。

- ◎ **介護現場のDX・タスクシェア促進事業【新規】** **152百万円**
 - ・ ロボットを活用した介護業務のタスクシェアを進めることで、介護業務の負担軽減を図る検証を行うほか、介護の周辺業務をDX化することによる負担軽減に取り組む介護施設を支援します。

- **訪問看護人材確保育成事業** **70百万円**
- ・ 高齢者の在宅療養生活を支える訪問看護師の確保・定着・育成を図ります。
 - ・ **訪問看護人材確保事業**
訪問看護の業務内容や重要性、魅力をPRする講演会等を実施します。
 - ・ **地域における教育ステーション事業**
教育ステーションに指定した訪問看護ステーションにおいて、同行訪問等の研修や勉強会など、地域の訪問看護人材の育成支援や医療と介護の連携強化等に取り組みます。[13か所]
 - ・ **認定訪問看護師資格取得支援事業**
訪問看護ステーションの訪問看護師の認定看護師資格取得を支援します。
 - ・ **管理者・指導者育成事業**
訪問看護ステーション運営の基礎実務、経営の安定化、人材育成体制の整備、看護小規模多機能型居宅介護への参入等についての研修を実施し、管理者等を育成するとともに管理者同士のネットワーク構築を推進します。[研修対象者 328名]
 - ・ **在宅介護・医療協働推進部会**
地域における介護・医療の関係機関が協働し、在宅での介護・医療を一体的に提供できるよう、訪問看護の推進をはじめとする多角的・総合的な取組について検討します。
- **新任訪問看護師育成支援事業** **13百万円**
- ・ 訪問看護職員の勤務環境の向上及び定着を図るため、管理者等が都の定める研修を修了し、訪問看護未経験の看護職を雇用、育成する訪問看護ステーションに対し、育成に要する経費を補助し、教育体制の強化を支援します。
- **いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業【新規】** **26百万円**
- ・ 訪問看護の質の向上を目指すため、訪問看護師を対象としたeラーニングと人体型シミュレーターを活用した移動・巡回型体験研修のプログラム（案）を作成します。
- **訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業** **19百万円**
- ・ 訪問看護ステーションに勤務する訪問看護師の研修受講や産休・育休・介休取得の際の代替職員確保に要する経費の一部を補助します。
- **訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業** **22百万円**
- ・ 看護職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備するため、事務職員を新たに配置する訪問看護ステーションを支援します。
- ◎ **外国人介護従事者受入れマッチング支援事業【新規】** **14百万円**
- ・ 外国人介護従事者の雇用を検討している介護事業者が受け入れ調整機関に相談をすることができるマッチング支援合同相談会を開催します。

◎ **外国人介護従事者受入れ環境整備事業** **36百万円**

- 高齢者施設等が、各制度（経済連携協定、外国人技能実習制度、介護福祉士の資格取得を目指す留学生等）の趣旨に沿って、外国人を円滑に受け入れられるよう、受入れに必要なノウハウ等を提供するためのセミナーや指導担当職員向けの研修を実施します。
- 外国人留学生を雇用し学費等を支給する事業者に対し、必要な経費の一部を補助します。
- 外国人介護職員と日本人職員や介護サービス利用者等との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機の導入や異文化理解に関する研修の受講等の環境整備を実施する事業者に対し、必要な経費の一部を補助します。

◎ **経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援事業** **171百万円**

- 外国人介護福祉士候補者を受け入れる介護保険施設等に対し、介護福祉士国家資格取得に向けた日本語学習等の経費の一部を補助します。

◎ **外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業** **16百万円**

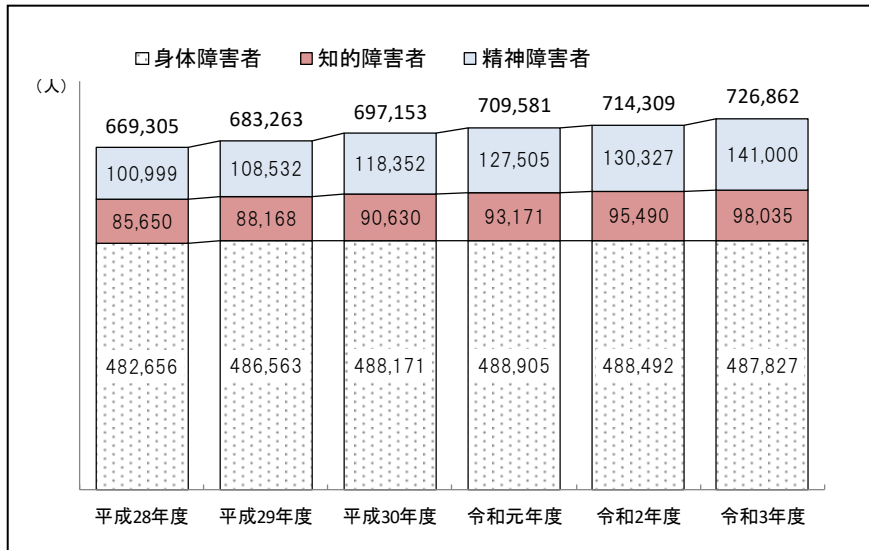
- 外国人技能実習制度に基づき、介護職の技能実習生を受け入れる介護保険施設等に対し、介護技能や日本語学習等の経費の一部を補助します。

第3 障害者がいきいきと暮らせる 社会の実現を目指します

（障害者を取り巻く状況）

- 都内の障害者手帳の所持者数は、令和3年度末では約72.7万人となっており、増加傾向にあります。特に、精神障害者の増加の割合が高くなっています。

＜都内の障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）＞



資料：東京都福祉保健局「月報(福祉・衛生行政統計)」

- 平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、それまで身体・知的・精神という障害種別ごとに異なる法律に基づいて実施されていた福祉サービスや公費負担医療などが共通の制度となりました。
また、地域における障害者の自立生活を実現し、その生活の質の向上を図る観点から、住民に身近な区市町村にサービスの実施主体が一元化されるとともに、就労支援が抜本的に強化されました。
- さらに、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改めるとともに、障害者の定義に難病等が追加されました。
- 平成28年6月の児童福祉法改正では、都道府県及び区市町村に障害児福祉計画の策定が義務付けられたほか、医療的ケアを必要とする障害児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。

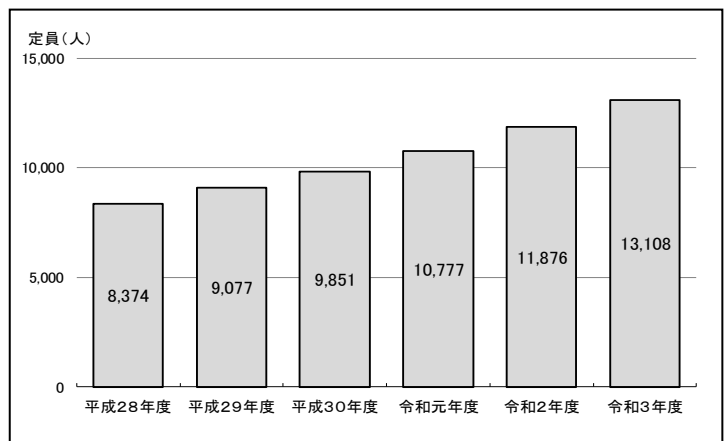
- 平成26年1月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」を批准しました。これに先立ち、平成25年6月には、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月に施行されました。
- 令和3年9月には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。
- 令和4年5月、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し、利用し、また円滑に意思疎通を図ることが極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。

（都の取組）

【基盤整備】

- 都は、「東京都障害者・障害児施策推進計画」（令和3年度～令和5年度）に基づき、障害者が地域で安心して暮らし、いきいきと働ける社会を実現するために様々な施策を展開しています（本計画については、P10参照）。
- また、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」（令和3年度～令和5年度）を策定し、障害者（児）の地域生活を支えるサービスの基盤整備に重点的に取り組んでいます。あわせて、サービスを担う福祉人材の確保・育成・定着を図る取組を一層進めています。

＜障害者グループホームの定員の推移（東京都）＞



資料：東京都福祉保健局調べ

【共生社会の実現に向けた取組】

- 平成30年10月、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（東京都障害者差別解消条例）を施行しました。
本条例では、事業者の「合理的配慮の提供」を義務化するとともに、専門相談体制や紛争解決の仕組みについて規定しており、障害者への理解促進や差別解消を図る取組を進めています。
なお、国においても令和3年5月に障害者差別解消法を改正し事業者の合理的配慮を法的義務とし、令和6年4月から施行されます。

【地域生活支援】

- 地域生活への移行を希望する長期の施設入所者等が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、地域居住の場や日中活動の場などの地域生活に必要な基盤整備を促進するとともに、障害者支援施設にコーディネーターを配置するなど、区市町村等との連携・調整を進めています。
- いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するため、指定一般相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や人材の育成のための研修、グループホームを活用した体験宿泊などを行い、円滑な地域移行と退院後の安定した地域生活を支える体制を整備するとともに、長期入院とならないための取組も進めています。
- 医療機関の相互連携や、医療機関と関係機関との連携確保等により、精神障害者が必要な時に適切な医療が受けられる環境を整備し、地域での安定した生活を支援する必要があります。
- 重症心身障害児（者）や医療的ケア児（者）については、地域で適切な支援を受けながら生活できるよう、在宅療育支援体制の整備等を進めていく必要があります。また、発達障害児（者）、高次脳機能障害者についても、地域の実情に応じて多様な施策展開を図ることが重要です。

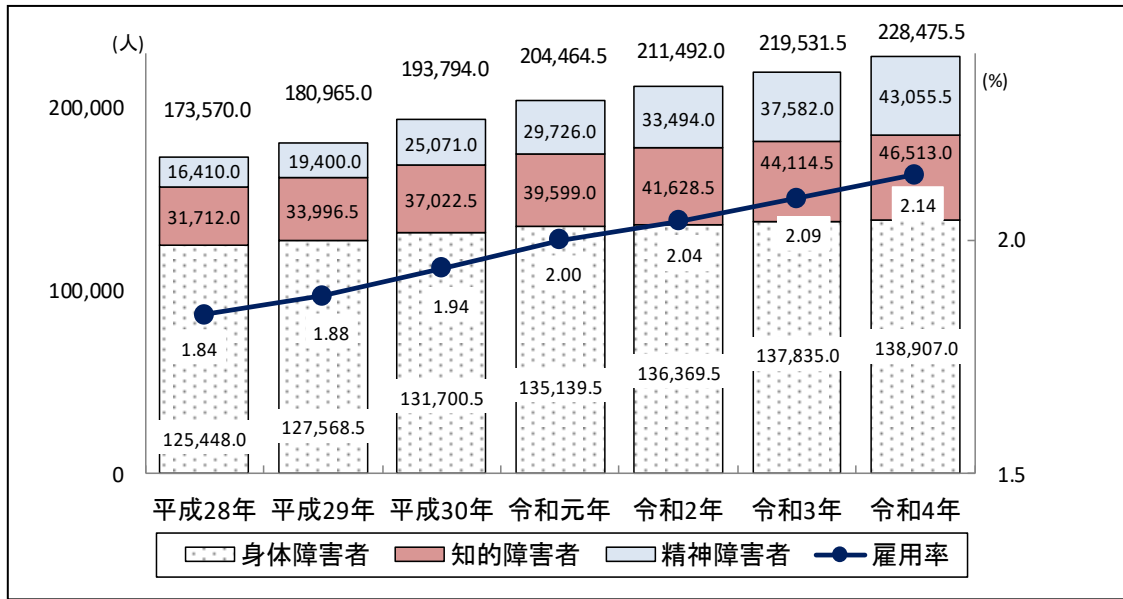
【就労支援】

- 障害者がいきいきと働くことができる社会の実現を目指し、雇用機会を拡大するとともに、安心して働き続けられるように支援していく必要があります。しかし、都内における民間企業の障害者雇用率は、令和4年6月現在2.14%（全国平均2.25%）であり、法定雇用率2.3%よりも依然として低くなっています。

- 都は、職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する区市町村を支援するなど、様々な施策を推進しており、令和4年（6月）も、都内民間企業における雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新しましたが、引き続き就労促進に取り組んでいくことが必要です。

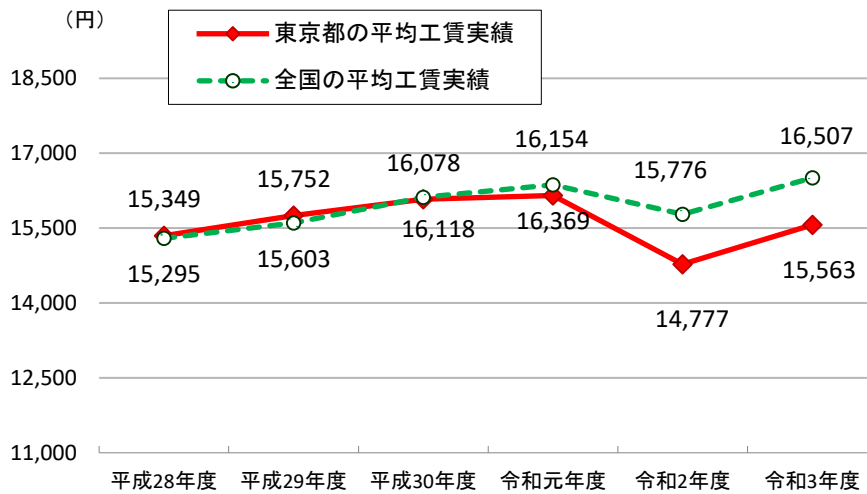
- 障害者が能力や適性に応じて働く喜びや達成感を得ながら、地域で自立した生活を実現できるよう、企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設（就労継続支援事業所）における受注拡大や工賃水準の向上に向けた取組を進めています。また、障害者優先調達法に基づき「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、庁内関係局と連携しながら障害者就労施設等の受注機会の拡大を図っています。

<都内民間企業における障害者雇用状況（各年6月1日現在）>



資料：東京労働局「令和4年 東京労働局管内における障害者雇用状況の集計結果」等より作成

<各年度の工賃実績（月額）>



資料：厚生労働省「工賃（賃金）の実績について」より作成

（令和5年度の取組）

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します
- 2 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します
- 3 保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します
- 4 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します

居住の場や在宅サービスなど地域生活基盤の充実や、サービスを担う人材の確保・育成・定着に取り組むとともに、長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促します。

主な事業展開

◎ 障害者・障害児地域生活支援3か年プラン 1,450百万円

- 障害者（児）の地域生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、施設整備に係る設置者負担の特別助成のほか、利用者の重度化等に対応する場合の加算を行い、令和5年度末までに、グループホームや短期入所、通所施設等について、7,660人分の定員を新たに確保するとともに、児童発達支援センターや、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等が未設置地域の場合は補助額を上乗せするなど、整備促進を図ります。〔計画期間：令和3年度～令和5年度〕

種 別	整備目標
地域居住の場の整備（グループホーム）	2,500 人増
日中活動の場の整備（通所施設等）	5,000 人増
在宅サービスの充実（短期入所）	160 人増
障害児への支援の充実（児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所）	各区市町村に少なくとも1か所以上

○ 障害者グループホーム体制強化支援事業 414百万円

- 身体上または行動特性上、特別な支援を必要とする重度の利用者を受け入れるために手厚い職員配置を行うグループホームの体制確保を支援します。

○ グループホーム地域ネットワーク事業 (包括補助)

- 地域におけるグループホームのネットワークを構築し、人材育成の支援やグループホーム相互及び関係機関との連携に向けた取組を行うことで、グループホームの援助の質の向上を図る区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

○ 短期入所開設準備経費等補助事業 5百万円

- 短期入所を新設又は増設する事業者に対して、家屋を借り上げる際に必要な権利金等の開設準備経費の一部を補助することにより、整備の促進を図ります。

- ◎ **地域生活支援拠点整備に向けた障害者（児）ショートステイ受入体制支援事業** **85 百万円**
 - ・ 有資格の支援員等を短期入所事業所に配置するなど、地域生活支援拠点整備に向け、緊急時に重度障害者（児）を確実に受け入れられる体制確保に取り組む区市町村を支援します。

- **障害福祉サービス等医療連携強化事業** **（包括補助）**
 - ・ 医療的ケアを要する障害者への支援のため、障害者支援施設等に看護師を配置し、短期入所事業所等と訪問看護事業所の連携構築や、地域の障害者等に対する医療的な相談支援等に取り組む区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **障害児の放課後等支援事業** **113 百万円**
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の放課後の支援の場の充実を図るため、看護師等専門職の配置や障害児の送迎支援等を実施する区市町村を支援します。

- ◎ **都型放課後等デイサービス事業** **330 百万円**
 - ・ 都で定める基準を満たす事業者へ運営等に要する経費の一部を補助し、放課後等デイサービス事業所の支援の質向上を図ります。

- **児童発達支援センター地域支援体制確保事業** **161 百万円**
 - ・ 児童発達支援センターが行う地域支援及び地域連携の取組を支援し、障害児の地域支援体制の整備を促進します。

- **障害児支援体制整備促進事業** **（包括補助）**
 - ・ 区市町村が障害児福祉計画に基づき実施する取組を支援することにより、地域の実情に応じた障害児支援の体制整備の促進を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **児童発達支援事業所等利用支援事業【新規】** **382 百万円**
 - ・ 生計を同一にする子が 2 人以上いる世帯等に対し、児童発達支援事業所等に通う第 2 子以降の自己負担分について、負担軽減を実施します。

- **障害児入所施設協議体制整備事業** **1 百万円**
 - ・ 福祉型障害児入所施設に入所している児童（過齢児含む）が、18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、入所施設、GH、相談支援事業所等の関係機関からなる会議を設置し、支援の在り方など必要な検討を行います。

- **地域移行促進コーディネーター事業** **78 百万円**
 - ・ 障害者支援施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、都内及び都外の施設間の連携を図りながら、区市町村や相談支援事業所との連携体制を構築するとともに、新規開拓・受入促進員を配置し、重度障害者に対応するグループホームの情報収集等を行うことにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

- **都外施設入所者地域移行特別支援事業** **(包括補助)**
 - ・ 都外の障害者支援施設に入所する障害者を受け入れた都内のグループホームに対して、地域生活移行当初の支援に要する経費の一部を補助することにより、都内での地域生活への移行及び定着を促進します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- **障害者地域生活移行・定着化支援事業** **(包括補助)**
 - ・ 障害者支援施設から重度の障害者を受け入れたグループホームや都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所への支援、地域移行の促進に係る普及啓発等に取り組む区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **東京都障害者相談支援体制整備事業【新規】** **23 百万円**
 - ・ 相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進します。

- **定期借地権の一時金に対する補助** **36 百万円**
 - ・ 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、障害者（児）施設の整備促進を図ります。

- **借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業** **22 百万円**
 - ・ 国有地又は民有地を借り受けて障害者（児）施設の整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助することにより、障害者（児）施設の整備を促進します。

- **精神障害者地域移行体制整備支援事業** **66 百万円**
 - ・ 指定一般相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言や人材育成研修の実施、ピアサポーターの育成や活動支援、グループホームの専用居室を活用した体験宿泊等を通じて、長期入院患者の円滑な地域生活への移行や精神障害者の安定した地域生活のための体制整備を行います。
 - ・ 病院スタッフに対するピアサポート活動の取組事例の紹介や、活用に向けた相談などを行うことで、病院におけるピアサポーターの活用を促進します。

- **難治性精神疾患地域支援体制整備事業** **12 万円**
 - ・ 入院が長期化しやすい難治性の精神疾患の患者が、専門的治療等を受けながら地域で安心して生活できるよう、医療機関や地域援助事業者、行政機関等で構成する会議を運営し、地域における支援体制の構築を検討します。
 - ・ 相談窓口の設置や研修会の開催等により、専門的治療を実施する医療機関を支援します。

- **都有地を活用した障害福祉サービス基盤の整備** —
 - ・ 都有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図ります。

- **都有地を活用した社会福祉施設建替え促進事業（再掲 P74）** **73 百万円**
 - ・ 民間の社会福祉施設建替え時の利用に供する代替施設を事業者へ貸し付け、老朽化した施設の建替えを促進します。

- **社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P43、74）** **39 百万円**
 - ・ 耐震性が十分ではない民間の社会福祉施設等や私立の保育所を対象に、耐震診断・耐震改修・耐震性が確保されている建築物への移転等に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。〔耐震診断 8 施設、耐震改修 7 施設、移転支援 24 施設〕

- **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P43、74）** **12 百万円**
 - ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。
〔社会福祉施設等 188 施設〕

- ◎ **障害者支援施設等支援力育成派遣事業** **18 百万円**
 - ・ 障害者支援施設等において、利用者の高齢化・重度化や強度行動障害等への対応力を向上させるため、リハビリテーション専門職等を派遣し、リハビリ及び機能訓練の個別メニュー作成支援や技術指導等を行うことにより、施設の支援力強化を図ります。

- ◎ **障害者支援施設等におけるリハビリテーション職員配置促進事業【新規】** **6 百万円**
 - ・ 入所施設における利用者の身体機能に応じた適切な支援の実施を通して、ADL の維持・向上および施設生活の質（QOL）向上を推進するため、リハ職員の配置を促進し、支援の質の向上を図る。

- ◎ **障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業** **290 百万円**
 - ・ 障害福祉分野における業務の生産性及び支援の質の向上に向けた取組を促進するため、障害者支援施設等におけるデジタル技術等の導入を支援します。

- ◎ **グループホーム従事者人材育成支援事業** **37 百万円**

 - ・ グループホームの従事者に対し、利用者への支援を行う際に必要となる知識を習得するための研修を実施することで、グループホームのサービスの質の向上を図ります。
- ◎ **障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業** **284 百万円**

 - ・ 職員宿舍の借り上げにより、良好な居住環境の提供による働きやすい職場環境の実現と、災害時の迅速な対応を推進する事業者を支援します。
- ◎ **代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業** **60 百万円**

 - ・ 障害福祉サービス事業所等が、福祉・介護職員に研修を受講させる場合等に、代替職員を派遣することで、職員の資質向上を図ります。
- ◎ **現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業** **24 百万円**

 - ・ 障害福祉サービス事業所等で働く職員が、介護福祉士、精神保健福祉士等の国家資格を取得する際にかかる経費の一部を補助することにより、職員の育成を支援するとともに、サービスの質の向上を図ります。
- ◎ **障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業** **15 百万円**

 - ・ 障害福祉サービス事業所等の経営者等に対し、人材マネジメント等の研修及び取組事例等の動画配信による普及啓発を実施することで、事業所における職員の定着や資質向上を図ります。
- **東京都障害者ピアサポート研修事業** **30 百万円**

 - ・ 質の高いピアサポート活動実現に向け、ピアサポーターとして従事する者や、障害福祉サービス事業所等の管理者等に対し研修を行います。
- ◎ **障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業** **38 百万円**

 - ・ 若手職員の確保と計画的な育成を図るため、在学中に奨学金の貸与を受けた職員に対し、奨学金返済相当額を手当として支給する障害福祉サービス事業者を支援します。
- ◎ **福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業** **22 百万円**

 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算等の取得に係る事業所への助言・指導等により、事業所における加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得を促進することで、職員の確保及び定着を図ります。
- ◎ **医療・福祉事業所内メンタルヘルスセルフケア等スキル向上支援事業** **25 百万円**

 - ・ 事業所におけるメンタルヘルスケアの取組を促進し、従事者の心身の負担を軽減するため、管理・監督者等向けにオンライン研修を実施します。

- ◎ **区市町村障害福祉人材確保対策事業** (包括補助)
 - ・ 地域社会を支える障害福祉人材の確保・育成・定着を図るため、地域の特色を踏まえて行う区市町村の取組を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- **障害者施設等のBCP策定支援事業** 45 百万円
 - ・ 大規模災害発生時等において、利用者の安全を確保しながら障害者施設等が事業を継続できるよう、実効性のあるBCP策定及び策定後の運用管理を支援します。

- **障害福祉サービス等提供体制の継続支援事業** 154 百万円
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の発生した障害福祉サービス事業所等が必要なサービスを継続して提供できるよう、通常時には発生しないかかり増し経費等に対して支援を行います。

- **新型コロナウイルス集団感染発生時等の職員応援派遣事業** 9 百万円
 - ・ 障害者支援施設等で集団感染が発生し、職員の出勤停止により、人員が不足した場合等に備え、関係団体と連携・調整をし、当該施設等に対して応援職員を派遣する体制を確保します。

- **障害者支援施設等への集中的検査の実施** 2489 百万円
 - ・ 重症化リスクの高い障害者（児）が利用する施設の職員等を対象として、集中的・定期的にPCR検査を実施します。

- **障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業** 43 百万円
 - ・ 感染者が発生した場合に影響が大きい障害者支援施設及び障害児入所施設を対象として、スクリーニングを含むPCR検査等を実施した場合の経費を支援します。

- **障害児を対象とした障害福祉サービス事業所におけるPCR検査体制の整備** 77 百万円
 - ・ 障害児通所支援事業所において、児童等の感染が判明した際に、感染拡大を未然に防止する観点から、当該事業所が必要と認めた場合に速やかにPCR検査を実施します。

- **施設内療養を行う障害者施設等へのリハビリテーション職員派遣事業【新規】** 1 百万円
 - ・ 新型コロナウイルス感染症等により、施設内療養者が発生した障害者（児）施設に、理学療法士又は作業療法士を派遣し、利用者のADL維持・向上を図ります。

- **代替職員の確保による障害福祉従事者の応援体制の強化【新規】** 36 百万円
 - ・ 障害者施設等において、職員が新型コロナウイルス感染症に感染する等、福祉・介護職員等に不足が生じる場合に、代替職員を派遣します。

2 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します

障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会を実現するため、障害者への理解促進や差別解消のための取組を推進するとともに、障害者の社会参加や情報保障の確保を推進します。

主な事業展開

※ 福祉のまちづくりに関する事業は、P116～117 参照

◎ 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業 45 百万円 包括補助

- WEBサイト「ハートシティ東京」の運営
障害及び障害のある方への理解を促進するため、WEBサイトにより広く都民に対して普及啓発を行います。
- 障害者差別解消法及び障害者差別解消条例に係る体制整備・普及啓発
障害者差別に係る相談や紛争解決の体制を整備するとともに、東京都障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例を踏まえた差別解消のための取組等を協議します。
また、法・条例の内容や合理的配慮の事例等について、都民等に対して普及啓発を行うとともに、民間事業者向けに障害体験や障害者との対話等を含む研修を実施します。
- ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発
義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病、妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークや、障害者が周囲に支援を求める手段として、緊急連絡先や必要な支援内容を記載したヘルプカードの普及啓発を行います。
- 区市町村ヘルプマーク活用推進事業
ヘルプマークの配布や公共施設等における活用など、ヘルプマークの活用の推進に取り組む区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕
- ヘルプカード活用促進事業
ヘルプカードを活用した防災訓練の実施や学習会・セミナー等の普及啓発など、ヘルプカードの活用促進に向けた区市町村の取組を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕
- 差別解消支援地域協議会活動促進事業
障害等への子供の理解促進を目的とした副教材の作成や出前授業の実施など、区市町村が障害者差別解消支援地域協議会で検討した結果に基づいて行う取組を支援します。
〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

◎ 情報保障機器の普及促進事業【新規】 5 百万円

- 障害者やその家族、及び区市町村職員等に対して、最新の情報保障機器等について積極的に情報提供することで、障害者の情報保障を推進します。

- **手話のできる都民育成事業** 31 百万円

 - 手話のできる都民育成事業
手話に関する普及啓発を行うことにより、手話人口の裾野を拡大するとともに、聴覚障害者に対する理解を促進します。
 - 手話通訳者養成事業
手話通訳者等を養成し、聴覚障害者の福祉増進を図ります。
- ◎ **手話人口の裾野拡大支援事業【新規】** (包括補助)

 - 区市町村が身近な地域において実施する子供の頃から手話に関する理解を深められる取組に対して補助をすることにより、手話人口の裾野を広げます。
[障害者施策推進区市町村包括補助]
- ◎ **デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業** 9 百万円

 - 都の施設に来庁した聴覚障害者に対して、スマートフォンやタブレットによる遠隔手話通訳サービスを行うとともに、遠隔手話通訳を活用し本人に代わって都の担当部署に電話するサービスを提供します。
- **中等度難聴児発達支援事業** (包括補助)

 - 身体障害者手帳の認定基準に該当しない中等度難聴児が、早期の補聴器の装用により、言語を習得し、生活能力やコミュニケーション能力を身につけられるよう、区市町村の取組を支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助]
- **福祉避難所情報伝達等支援事業【新規】** (包括補助)

 - 福祉避難所において、障害者に対して必要な情報伝達等が円滑に行えるよう、情報伝達機器の整備、導入等に取り組む区市町村を支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助]
- **聴覚障害者意思疎通支援事業** 15 百万円

 - 意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制の整備を行い、聴覚障害者の広域的な移動を円滑にする環境を整えるとともに、障害者団体等が主催又は共催する広域的な行事に意思疎通支援者を派遣します。
- **失語症者向け意思疎通支援者養成事業** 28 百万円

 - 失語症のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、失語症者向け意思疎通支援者の養成を図ります。
- **失語症者向け意思疎通支援モデル事業** 10 百万円

 - 失語症者と意思疎通支援者が参加する会話サロンを都内2か所で定期的を開催するとともに、意思疎通支援事業の実施主体となる区市町村の体制整備を促すことで、失語症者向け意思疎通支援事業の推進を図ります。

◎ **障害者芸術活動基盤整備事業**

9 百万円

- 障害者の芸術活動の支援拠点を設置し活動基盤を整備することにより、芸術活動を通じた障害者の社会参加を促進します。

3 保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実により 身近な地域での生活を支援します

精神障害者、重症心身障害児（者）や療的ケア児（者）、発達障害児（者）及び高次脳機能障害者への支援について、保健・医療・福祉等が密接に連携することで、一層の充実を図ります。

主な事業展開

- **精神科医療地域連携事業** **45 百万円**
 - ・ 精神障害者が地域で必要なときに適切な医療が受けられるよう、精神疾患に関する地域連携体制の整備を図るため、地域連携を推進するための協議会を設置するとともに、都内 12 の二次保健医療圏ごとに地域連携会議を設置し、連携ツールの検討・活用などの取組を行うほか、一般診療科向けの研修等を実施します。

- **地域精神科身体合併症救急連携事業** **45 百万円**
 - ・ 一般救急との円滑な連携を構築し、精神身体合併症患者をできる限り地域で受け入れられるようにするため、都内を5つのブロック（地域）に分け、地域における精神科の拠点となる医療機関に医師等を配置するとともに、地域の精神科医療機関相互の連携体制を構築するための会議を設置することにより、拠点医療機関を核とした、地域の精神科医療機関の相談、受入体制の整備を図ります。

- **アウトリーチ支援事業** **4 百万円**
 - ・ 未治療や医療中断等のため、地域社会での生活に困難を来している精神障害者の地域での安定した生活の確保に向け、精神保健福祉センターに設置する「アウトリーチ支援チーム」が区市町村・保健所等関係機関と密接に連携して、計画的かつ集中的な支援を行うとともに、関係機関に対して援助技法の普及を図ります。
[中部総合精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター]

- **精神障害者アウトリーチ支援事業** **（包括補助）**
 - ・ 地域社会での生活に困難を来している精神障害者に対する専門職チームの訪問型支援や、地域社会への定着に向けた継続的かつ計画的な支援を行うための体制整備を行う区市町村を支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助]

- 災害時こころのケア体制整備事業** **8 百万円**

 - ・ 災害時のこころのケア体制を強化するため、被災地において精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「東京都災害派遣精神医療チーム」（東京 DPAT）を整備します。

[登録機関 31 機関（令和5年3月現在）]
- 災害時精神科医療体制整備事業** **6 百万円**

 - ・ 災害時において、被災病院から入院患者を受け入れる医療機関を「災害拠点精神科病院」及び「災害拠点精神科連携病院」に指定し、災害時の精神科医療提供体制の強化を図ります。
- 依存症対策の推進** **17 百万円**

 - ・ 依存症対策の一層の推進に向け、依存症対策に係る計画の策定や進行管理を行うとともに、関係機関の連携強化に向けた取組等を実施します。
 - ・ 区市町村等職員向け研修や地域連携会議の実施により、地域での連携を推進します。
- 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業** **33 百万円**

 - ・ 障害者支援施設等や在宅において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施するとともに、事業者及び従事者の登録、登録研修機関への初度経費補助等を行います。
- ◎ 医療的ケア児支援センター事業** **31 百万円**

 - ・ 医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援センターを設置し、相談支援や情報提供を行うとともに、支援に関わる人材を養成します。
- 医療的ケア児に対する支援のための体制整備事業** **16 百万円**

 - ・ 医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の連絡調整や意見交換を行う協議会を設置するとともに、地域で医療的ケア児等に対する支援を適切に行うことができる人材を養成するための各種研修を実施します。
- ◎ 医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業【新規】** **8 百万円**

 - ・ 訪問看護ステーション向けに人材育成研修を実施し、医療的ケア児の受入経費を補助することで、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの受入拡充を図ります。
- ◎ 医療的ケア児コーディネーター支援体制整備促進事業【新規】** **23 百万円**

 - ・ 民間の事業所に配置されている医療的ケア児コーディネーターの活動に要する経費の一部を補助することで、医療的ケア児の支援体制の整備を促進します。

- ◎ **医療的ケア児日中預かり支援事業【新規】** **83 百万円**

 - ・ 医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対し支援を行うことで、日中の預かり先を確保し、医療的ケア児の保護者が安心して就労できる環境を整備します。
- ◎ **医療的ケア児ペアレントメンター事業【新規】** **9 百万円**

 - ・ 医療的ケア児の保護者に対し、ペアレントメンターが就労等について自身の経験を基にノウハウの提供や相談に応じることで、医療的ケア児の保護者の就労に向けた取組を支援します。
- **重症心身障害児等在宅療育支援事業** **201 百万円**

 - ・ 在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケア児への専門医等による健康管理や看護師等による訪問看護サービスの提供に加え、NICU 等に入院している段階においても、在宅への円滑な移行のための早期支援等を実施します。
- ◎ **障害者（児）ショートステイ事業（病床確保）** **121 百万円**

 - ・ 短期入所事業所において、病床確保することで、特に医療ニーズの高い重症心身障害児（者）や、医療的ケア児（者）の受入れの促進を図ります。
- ◎ **障害者（児）ショートステイ事業（医療機器等整備費補助）【新規】** **106 百万円**

 - ・ 新たに医療型短期入所事業に参画する等、より多くの医療的ケア児等を受け入れるための環境を整備した場合に、必要となる医療機器等の整備を補助することにより、医療型短期入所における医療的ケア児等の受入れを促進します。
- ◎ **障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置）** **174 百万円**

 - ・ 病床確保事業を実施する短期入所事業所に対して、受入促進員である看護師等の経費を支援することで、重症心身障害児（者）や、医療的ケア児（者）の受入れの促進を図ります。
- **重症心身障害児通所委託（受入促進員配置）** **27 百万円**

 - ・ 都が指定する重症心身障害児（者）通所事業所に高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図ります。
- ◎ **障害者（児）ショートステイ事業（短期入所開設支援）【新規】** **13 百万円**

 - ・ 新規に医療型短期入所事業所を開設しようとする事業者に対して、講習会を開催する等の開設支援を行います。

- **重症心身障害児（者）通所運営費補助事業** （包括補助）
 - ・ 在宅の重症心身障害児（者）に日中活動の場を提供し、療育を実施するため、通所施設における適切な療育環境の確保を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- **重症心身障害児施設における看護師確保対策事業** 38 百万円
 - ・ 重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修や資格取得の機会を提供するとともに、職場環境改善及び看護師募集対策の充実を図ることで、看護師の確保・定着に努め、重症心身障害児（者）への支援の充実を図ります。

- ◎ **在宅レスパイト・就労等支援事業** 113 百万円
 - ・ 重症心身障害児（者）及び医療的ケア児の家族の休養（レスパイト）や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援します。

- **発達障害者支援体制整備推進事業** 12 百万円
 - ・ 発達障害児（者）のライフステージに応じた地域における支援体制の整備を推進するため、支援機関に従事する専門的人材の育成を行います。
また、発達障害者支援センターと医師や弁護士等が連携し、区市町村等から寄せられる困難事例について専門的見地から支援を行います。

- **発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業** 13 百万円
 - ・ 発達障害を早期に診断する体制を確保するため、専門性の高い医療機関を中心とした医療機関のネットワークを構築し、地域の医療機関に対して実地研修等を実施します。

- **ペアレントメンター養成・派遣事業** 12 百万円
 - ・ 発達障害児（者）の家族の社会的及び心理的孤立を防ぎ、地域で安心して生活できるよう、同じ発達障害のある子供を持つ親の立場から相談・助言するペアレントメンターの養成を行う区市町村の支援や、家族同士で支援できる体制の構築等を支援します。

- **区市町村発達障害者支援体制整備推進事業** （包括補助）
 - ・ 発達障害に対する支援拠点の整備や関係機関の連携促進など、区市町村が行う発達障害児の早期発見や支援体制の構築を支援します。
また、支援を要する成人の発達障害者に対し、社会参加や就労などに関する取組を行う区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- **発達障害者支援センター事業** 53 百万円
 - ・ 発達障害児（者）とその家族に対する総合的支援拠点として、相談、普及啓発、研修などを行い、発達障害児（者）の地域生活をサポートします。

- **高次脳機能障害支援普及事業** **35 百万円**
 - ・ 高次脳機能障害者への支援を行うことを目的として、地域生活や就労などの専門的な相談支援、区市町村や関係機関等の地域ネットワークの構築、人材育成を図る研修等を実施するとともに、地域において高次脳機能障害に対応した専門的リハビリテーションを提供できる体制の充実を図ります。

- **摂食障害治療支援体制整備事業【新規】** **5 百万円**
 - ・ 摂食障害について、適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制を整備するため、医療機関の連携促進等、必要な検討を行います。

- **医療連携型グループホーム事業** **(包括補助)**
 - ・ グループホームにおいて医療的ケアが必要な障害者を受け入れるため、医療支援を行う生活支援員等を配置するとともに、医療連携ケア会議等により、医療的ケアが必要な障害者のグループホーム受入促進に主体的に取り組む区市町村を支援します。 [障害者施策推進区市町村包括補助]

- **心身障害者（児）医療費の助成** **16,414 百万円**
 - ・ 障害者の保健の向上及び福祉の増進を図るため、身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方を対象に、医療費の一部を助成します。

- **在宅要介護者の受入体制整備事業** **80 百万円**
 - ・ 在宅で障害者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した際に、介護が必要な障害者が緊急一時的に利用できる短期入所事業所に支援員等を配置するなど受入体制を整備する区市町村を支援します。

4 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

障害者がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられるよう、行政・企業・福祉施設が一体となって支援していきます。

主な事業展開

- ◎ **東京都障害者就労支援協議会等** **4 百万円**
 - ・ 東京都障害者就労支援協議会
経済団体、企業、労働・福祉・教育・医療関係機関、就労支援機関、学識経験者等で構成する「東京都障害者就労支援協議会」を通じて関係機関の連携を強化し、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成します。[年2回]
 - ・ 障害者就労支援体制レベルアップ事業
区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識、情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行います。

- ◎ **「東京チャレンジオフィス」の運営** **78 百万円**
 - ・ 都庁内に設置したオフィスの運営を通じ、知的障害者、精神障害者が会計年度任用職員や短期実習生として就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援します。

- ◎ **区市町村障害者就労支援事業** **(包括補助)**
 - ・ 区市町村が設置する「区市町村障害者就労支援センター」において、職業相談や就職準備、職場定着など就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供し、身近な地域での相談・支援体制を強化します。また、地域開拓促進コーディネーターの配置を支援し、就労希望者の掘り起こしと企業側に対する障害者雇用の働きかけを推進します。[障害者施策推進区市町村包括補助]

- ◎ **就労支援機関連携スキル向上事業** **7 百万円**
 - ・ 就労支援機関等を対象に、企業へのアプローチ・マッチング、精神障害者の就労定着支援に必要な医療機関との連携及び就労定着支援に必要な知識・スキルを付与する各種研修を実施することで、就労支援機関等の支援力の向上を図ります。

- ◎ 精神障害者就労定着連携促進事業** **42 百万円**

 - ・ 精神障害者就労定着支援連絡会を設置し、医療機関・就労支援機関・企業等の連携を推進するとともに、各障害者就業・生活支援センターに医療機関連携コーディネーターを配置し、就労を希望する精神障害者を就労支援機関につなぎ、企業等への就労と定着の促進を図ります。
- 就労継続支援A型事業所経営適正化事業** **7 百万円**

 - ・ 経営向上セミナーの実施やアドバイザーの派遣等により、企業的経営手法の導入を図ることで、就労継続支援A型事業所の収益性の向上や業務の効率化等、適正な事業所運営に向けた取組を支援します。
- ◎ 福祉施設における工賃アップの推進** **6 百万円 包括補助**

 - ・ 経営コンサルタント派遣等事業 (包括補助)
 区市町村が地域のネットワークの核となる福祉施設に対して経営コンサルタントを派遣する経費及び工賃アップを推進するための経費を補助することで、工賃向上を図ります。
〔障害者施策推進区市町村包括補助〕
 - ・ 工賃アップセミナー事業 **6 百万円**
 販路の拡大方法等の工賃引上げのための研修や、利用者と作業のマッチングのアドバイス等を実施することにより、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高め、工賃向上に向けた気運の醸成を図ります。
- ◎ 受注促進・工賃向上設備整備費補助事業** **9 百万円**

 - ・ 受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備を整備する福祉施設に対して補助を行います。
- ◎ 区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築** **26 百万円**

 - ・ 就労継続支援B型事業所のネットワーク、区市町村、企業、その他関係者からなる協議の場を設置し、共同受注体制の構築や民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注拡大及び工賃向上を図ります。
- ◎ 福祉・トライアルショップの展開** **230 百万円**

 - ・ 福祉施設の商品を扱うトライアルショップ「KURUMIRU」を安定して運営するとともに、ネット通販を展開し、就労継続支援 B 型事業所における自主製品の販路拡大及び工賃向上を図ります。
- ◎ 商品開発等業務改善支援モデル事業** **39 百万円**

 - ・ 新たな販路開拓や利益率の向上に向け、商品開発、営業手法、作業に係る工程管理等への支援を、就労継続支援B型事業所に対してモデル事業として実施することにより、工賃向上の実現を図ります。

- ◎ **生産活動に係る営業開拓等支援事業【新規】** **28 百万円**
 - ・ 就労継続支援 B 型事業所に対し、事業所の状況に応じて、仕事が受注できるよう、企業と事業所の間で仕事のマッチングができる環境を構築し、営業活動を支援します。

- ◎ **デジタル技術を活用した重度障害者に対する就労支援事業** **30 百万円**
 - ・ 遠隔操作が可能な分身ロボットや意思伝達システム等を活用し、重度肢体不自由等の重度障害者の就労を支援するモデル事業を実施します。

- ◎ **就労移行支援事業におけるテレワーク等支援力向上事業** **6 百万円**
 - ・ 就労移行支援事業所等向けに、新しい日常におけるテレワーク等の多様な働き方に対応するための研修や事例紹介等を行い、障害者の円滑な就職活動及び就労促進・定着を図ります。

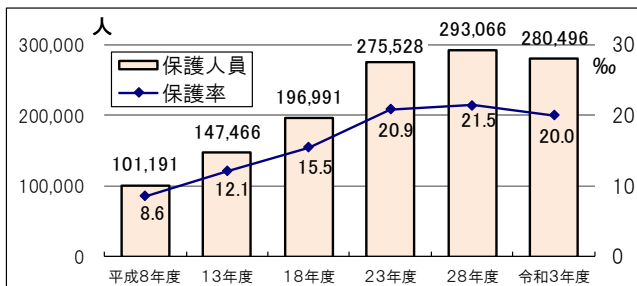
第4 都民の生活を支える取組を推進します

（低所得者・離職者対策）

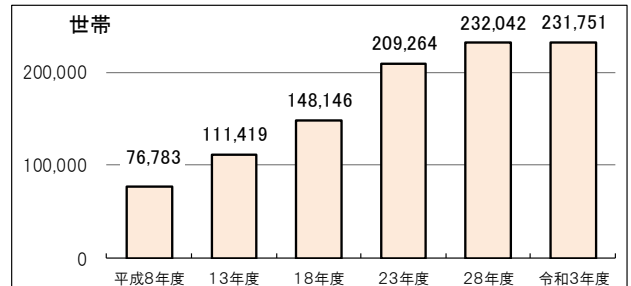
- 都は、生活安定・正規雇用への意欲を持つ人を支援するため、区市町村が主体的に行う低所得者・離職者対策への支援を行うとともに、住居喪失不安定就労者等を対象としたサポートセンターの設置や生活資金等の貸付けに取り組むなど、様々な施策を展開してきましたが、生活保護受給世帯数は横ばいで推移しています。

<生活保護の動向>

○ 被保護人員・保護率の推移



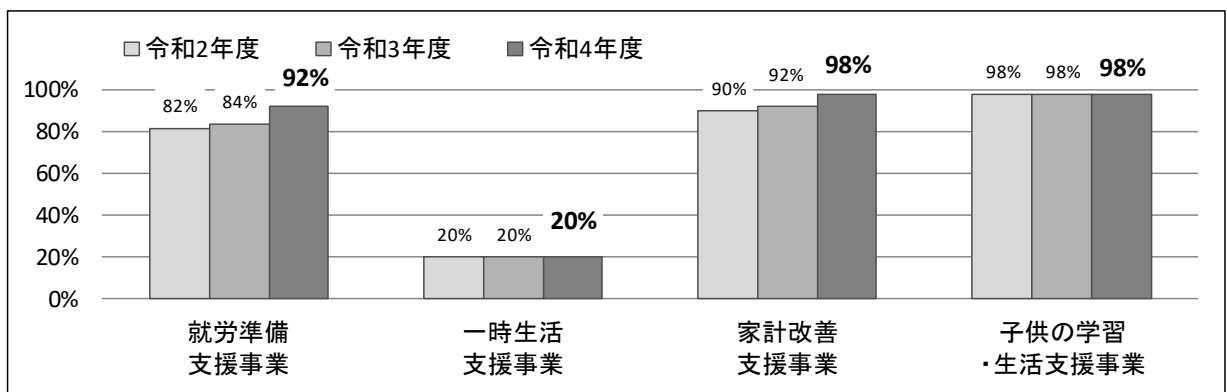
○ 被保護世帯の推移



資料：東京都福祉保健局「福祉衛生統計年報」

- 都は、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく区市の任意事業の実施を促進してきました。生活困窮者が抱える複合的かつ複雑な課題や、困窮に至った根本の原因を明らかにして、より質の高い支援を行うため、支援員が高い専門知識や技術、ノウハウを習得することができるよう、引き続き、広域的な見地から、区市を支援していく必要があります。

<都内における任意事業実施区市の割合>



資料：東京都福祉保健局調べ

- 生活困窮者自立支援法施行後、相談につながった多くの人に支援の効果が表れてきている一方で、まだ支援につながっていない生活困窮者が数多くいると考えられ、今後とも、適切に窓口につなげていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、生活に困窮する方を支援することが必要です。
- 都は、特別区と共同してホームレス対策に取り組んでおり、ホームレスの数は、漸減傾向にあります。一方で、路上生活が長期化し、高齢化したホームレスの存在が課題となっており、引き続き、本人の状況に応じて適切な福祉施策につなぐなど、重点的な支援が必要です。

（地域生活課題への対応）

- 少子高齢化の急激な進行、高齢世帯や一人暮らし世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化など、地域の状況が変化し続けており、高齢の親とひきこもりの状態にある子が同居するいわゆる 8050 問題など、複合的な課題を抱えた住民や世帯への支援が課題となっています。
- 平成 29 年の改正社会福祉法では、区市町村が、地域住民及びその世帯が抱える様々な地域生活上の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図るため、支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされました。
さらに、令和 2 年の改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、区市町村が対象者別に各法に基づき実施してきた相談・支援・体制整備等に関する事業を、一体的かつ重層的に実施できることとされました。
- 都は、令和元年度に、ひきこもりに係る支援を担当する組織を福祉保健局に移管し、区市町村や保健所、精神保健福祉センターなどの関係機関との一層の連携を図るなど、相談体制を強化しています。また、令和 3 年 12 月に、令和 8 年度までの 6 年間に計画期間とする「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定し、地域福祉を推進するため、区市町村を支援する施策を展開しています。
今後、複雑化・複合化する地域生活課題に対応していくためには、身近な地域において、行政内部での連携はもとより、地域住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多様な主体同士の連携を進め、分野や世代を超えたきめ細かな支援体制を構築することが必要です。

（福祉人材の確保・定着・育成）

- 高齢化の進展により今後更に増加が見込まれる介護分野をはじめ、保育分野や障害福祉分野などの福祉サービスへのニーズに対応していくためには、福祉人材を安定的に確保するとともに、質の向上に取り組む必要があります。

- しかしながら、福祉人材の確保は、経済情勢や他の業種の動向に影響されやすく、少子化により若年労働人口が減少する中、ますます困難な状況となっています。都内の令和3年度の介護関連職種の有効求人倍率は5.27倍となっており、全職業の1.09倍を大きく上回っています（有効求人倍率のグラフについては、P65参照）。
- 都は、これまで、福祉の仕事の魅力を発信するとともに、就職説明会等による採用支援、各種研修による能力向上の促進などを行ってきましたが、このような状況に対応するため、福祉人材の確保・定着・育成に向けた取組を、関係機関とも連携しながら強力に進めていく必要があります。

（福祉のまちづくりの推進）

- 都は、高齢者、障害者を含めた全ての人々が自由に行動し、社会参加できるまちづくりを実現するため、平成7年に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定しました。
- 平成21年には、従来のバリアフリーによる考え方からユニバーサルデザインの考え方を基本とした内容に条例を改正し、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人々が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりに取り組んでいます。
- 平成31年3月には、令和5年度までの5年間を計画期間とする新たな「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定しました（本計画については、P11参照）。
- 東京2020大会を契機とした都市のレガシーとして、誰もが外出や活動を楽しむことのできる、ユニバーサルデザインのまちづくりが社会に浸透することを目指して、ハード面の取組と情報バリアフリーの充実や心のバリアフリーの推進などのソフト面の取組を一体的に進めていきます。

（令和5年度の取組）

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます**
- 2 地域生活課題への対応に向けた取組を進めます**
- 3 福祉人材の確保・定着・育成への取組を充実します**
- 4 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます**

1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます

低所得者・離職者の就労・住居の確保、生活の安定に向けて、第二のセーフティネットの活用や都独自の区市町村支援等を行うことで、国・区市町村等と連携して効果的な施策を展開していきます。

主な事業展開

- ◎ **自立相談支援機関窓口の体制強化支援事業** 28 百万円
 - ・ 都内の自立相談支援機関窓口の従事者に対し、研修や助言・相談を行うことで、生活困窮者に対する支援の質の向上を図ります。

- **生活困窮者自立支援事業** 86 百万円
 - ・ 都内町村部において、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施することで、生活困窮者等に対する支援を行います。

- ◎ **子供サポート事業立上げ支援事業** (包括補助)
 - ・ 生活困窮者世帯の子供に対して支援を実施する民間団体による事業の立上げ支援や、民間団体間の連携促進に取り組む区市町村を支援することにより、子供の学習支援事業や子供の居場所創設事業（P51参照）の充実を図ります。[地域福祉推進区市町村包括補助]

- ◎ **フードパントリー設置事業** (包括補助)
 - ・ 住民の身近な地域に、生活困窮者に対して食料提供を行うと同時に、生活困窮者から生活の状況や困りごと等を聴く機能を持つ「フードパントリー（食の中継地点）」を設置することで、適切な相談支援機関等につなぐ取組を行う区市町村を支援します。
[地域福祉推進区市町村包括補助]

- **フードパントリー緊急支援事業【新規】** 226 百万円
 - ・ 食料価格が上昇する中でも、生活困窮に陥った方への食の提供と適切な支援機関につなぐ取組を実施する区市町村社会福祉協議会等を支援します。

- ◎ **住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業** 2,381 百万円
 - ・ 都内に拠点相談所を設置し、インターネットカフェなどでの生活を余儀なくされる低所得者・離職者等に対する生活・居住・就労相談等を実施するとともに、区市等の自立相談支援窓口への後方支援を行います。

- ◎ **受験生チャレンジ支援貸付事業** **5,412 百万円**
- ・ 低所得世帯の子供たちの進学に向けた取組を支援するため、学習塾等の受講料及び高校・大学等の受験料の負担が経済的に困難な低所得世帯に対して、貸付けを行います。
 - ・ さらなる活用を促進するため、SNS等による周知を行うとともに、申請の受付事務を行う区市町村を支援します。
- [（貸付限度額）学習塾等受講料：20万円、高校受験料：2万7千4百円、大学等受験料：8万円]
- ◎ **ホームレス対策の強化** **1,680 百万円**
- ・ **自立支援センター事業**
路上生活者が就労して自立し、地域で安定した生活を営むことができるよう支援するため、都区共同で自立支援センターを運営します。
 - ・ **巡回相談事業**
路上生活者に対する巡回相談や自立支援センターの退所者に対して訪問による相談助言等を行います。
 - ・ **支援付地域生活移行事業**
路上での生活が長期化・高齢化した路上生活者に対し、重点的な相談を行うとともに、一時的な住まいにおいて、地域生活へ移行するために必要な見守り等の支援を行うことにより、路上生活からの脱却を支援します。
- ◎ **地域サポートステーション設置事業（再掲 P111）** **（包括補助）**
- ・ 地域住民同士のつながりを醸成し、地域の課題を解決していくための気付きが生まれる場を整備するために、世代や属性を超えて住民同士が交流できる拠点（多世代交流拠点）の設置に取り組む区市町村を支援します。[地域福祉推進区市町村包括補助]
- ◎ **新生活サポート事業** **108 百万円**
- ・ 生活の再生や自立への意欲のある多重債務者や児童養護施設入所者等に対し、生活相談を行うとともに、必要に応じ資金を貸し付けることにより支援します。
- **保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業** **64 百万円**
- ・ 保護施設等における新型コロナウイルス感染症に係る施設内感染対策等の取組を支援します。
- **新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業補助** **450 百万円**
- ・ 国の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、生活困窮者自立支援の機能強化等に取り組む区市町村を支援します。
- **東京おこめクーポン事業** **28,463百万円（繰越明許費）**
- ・ 国産の米や野菜などの食品と引き換え可能な「東京おこめクーポン」を配付し、物価高の影響を受けやすい低所得世帯の生活を支援します。

2 地域生活課題への対応に向けた取組を進めます

高齢の親とひきこもりの状態にある子が同居するいわゆる 8050 問題などの複合的な課題等に対応できるよう、身近な地域における相談支援体制の充実に向けた取組を行う区市町村への支援など、様々な施策を展開します。

主な事業展開

- ◎ **ひきこもりに係る支援事業【一部新規】** **465 百万円**
 - ・ ひきこもりの状態にある当事者やその家族の状況に応じた切れ目のないきめ細かな支援についての検討及び情報共有を行います。
 - ・ ひきこもりについての理解を深めるとともに、当事者やその家族が必要な情報を得ることができるよう、都民や関係者への普及啓発及び効果的な情報発信を行います。
 - ・ 東京都ひきこもりサポートネットにおいて、ひきこもりについての相談を広く受けるとともに、元当事者やその家族によるピアオンライン相談を実施します。
 - ・ 身近な地域で切れ目のない支援体制を整備する区市町村等を支援します。
 - ・ 相談員や支援員、地域包括支援センターの職員、民生委員・児童委員等への研修を実施します。

- **生活支援付すまい確保事業（再掲 P74）** **（包括補助）**
 - ・ 住宅セーフティネット法に基づく住居（東京ささエール住宅）以外の住居等を対象に、居住支援協議会*等を活用して、低所得高齢者等の状況に応じた住まいの確保と見守り等の生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援します。
[地域福祉推進区市町村包括補助]
*住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障害者、子育て家庭など住宅の確保に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方自治体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織

- ◎ **地域サポートステーション設置事業（再掲 P110）** **（包括補助）**
 - ・ 地域住民同士のつながりを醸成し、地域の課題を解決していくための気付きが生まれる場を整備するために、世代や属性を超えて住民同士が交流できる拠点（多世代交流拠点）の設置に取り組む区市町村を支援します。[地域福祉推進区市町村包括補助]

- ◎ **人生 100 年時代セカンドライフ応援事業（再掲 P68）** **332 百万円**
 - ・ 人生 100 年時代において、高齢者が地域で活躍できるよう、文化・教養・スポーツ活動などの生きがいづくりにつながる機会の提供のほか、高齢者が気軽に立ち寄り参加できる活動拠点の整備や、高齢者・障害者・子供など多世代が交流でき、元気高齢者を中心としたボランティアが運営する居場所の整備に取り組む区市町村を支援します。

- **民生委員・児童委員活動の推進** 1,232 百万円
 - ・ 地域で援助を必要とする人を把握し、日常的な見守りや相談・支援、助言等にあたるとともに、福祉事務所、児童相談所など関係機関に対する協力活動を行う民生委員・児童委員の活動を支援します。

- ◎ **デジタル機器活用による民生・児童委員活動支援事業【新規】** 23 百万円
 - ・ 生活困窮者支援や孤独・孤立対策等に取り組む民生委員・児童委員等がデジタル機器を活用して地域で活動することを支援します。

- **民生委員・児童委員活動環境整備事業【一部新規】** (包括補助)
 - ・ 各地域で民生委員・児童委員に協力して活動する民生・児童委員協力員の配置、班体制等支え合いの仕組みの立ち上げ・運営、パンフレットや活動マニュアルの作成等、民生委員・児童委員の活動環境の整備に資する取組を行う区市町村を支援します。
 - ・ オンライン会議等、民生委員・児童委員活動のDX化の推進を支援するほか、区市町村の実情を踏まえた創意工夫によるデジタル機器の積極的な活用を促進します。

[地域福祉推進区市町村包括補助]

- **福祉サービス総合支援事業** (包括補助)
 - ・ 福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、苦情対応、権利擁護相談などの福祉サービス利用に対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的、一体的に実施するための支援を行います。[地域福祉推進区市町村包括補助]

- ◎ **成年後見活用あんしん生活創造事業【一部新規】** 17 百万円 包括補助
 - ・ 都民の誰もが身近な区市町村で成年後見制度の利用相談等が受けられるよう、成年後見制度推進機関の機能の充実や地域連携ネットワークの強化を図る区市町村を支援するとともに、研修の実施等により、利用者の意思決定支援（自己決定）や身上保護を重視した後見業務の実現を図ります。[一部地域福祉推進区市町村包括補助]

3 福祉人材の確保・定着・育成への取組を充実します

今後の高齢者の増加等に伴う福祉人材の需要増加に対応するため、福祉の仕事の魅力を高めるとともに、人材確保や早期離職防止に関する介護事業者の取組を支援するなど、福祉人材の確保・定着を図ります。

また、質の高い福祉サービスを提供できる人材の育成を支援します。

主な事業展開

◎ 東京都福祉人材センターによる就労支援の強化 369 百万円

福祉分野の無料職業紹介事業を実施するとともに、以下の取組を行います。

- キャリアカウンセリング・就職支援セミナー
介護福祉士等の有資格者を対象として、専門相談員によるキャリアカウンセリングや就職支援セミナーを実施し、介護分野等への再就職を支援します。
- 地域密着相談面接会
身近な地域での就職を希望する求職者等に対し、地区社協、ハローワーク等と連携し、地域の福祉事業者が出展する相談面接会を開催します。
- 福祉・介護人材のマッチングの強化
東京都福祉人材センターの相談員がハローワーク等に出向き、求職者の相談に応じて就職を支援するとともに、事業者の求人開拓を行います。
- 福祉の仕事就職フォーラム
学生等を対象とした大規模な就職説明会を開催し、学生や求職者が事業者から事業内容や勤務条件等について直接話を聞ける場を提供するとともに、福祉の仕事の現状や魅力を伝え、業界の未来を担う人材を確保します。
- 東京都福祉人材センター多摩支所の運営
東京都福祉人材センターの多摩支所（立川市）を運営し、福祉の仕事の紹介・あっ旋を行います。
- 次世代の介護人材確保事業
福祉の仕事に対する興味関心を高めるため、中学・高校への訪問セミナーや、小中高生を対象とした福祉施設での職場体験、小中高校の教員に福祉の仕事の魅力や重要性を伝える講座を実施します。
- 人材定着・離職防止に向けた相談支援事業
福祉事業所で働く職員等を対象に、仕事や職場環境等に関する相談を受け付ける相談窓口を設置し、人材の定着と離職防止を図ります。

- 事業所に対する各種育成支援事業
小・中規模の事業所における職場研修の実施を支援するため講師派遣や研修アドバイザーによる相談・助言等を行い、事業所職員のキャリアアップや資質の向上及び職場定着を図ります。
- 福祉人材の掘り起こし
様々な世代の方に福祉職場に就業する意欲を持ってもらえるよう、専門員を配置し、大学や関係機関等へ働きかけるとともに、福祉系学部以外の学生を対象に助成金付きのインターンシップを実施します。

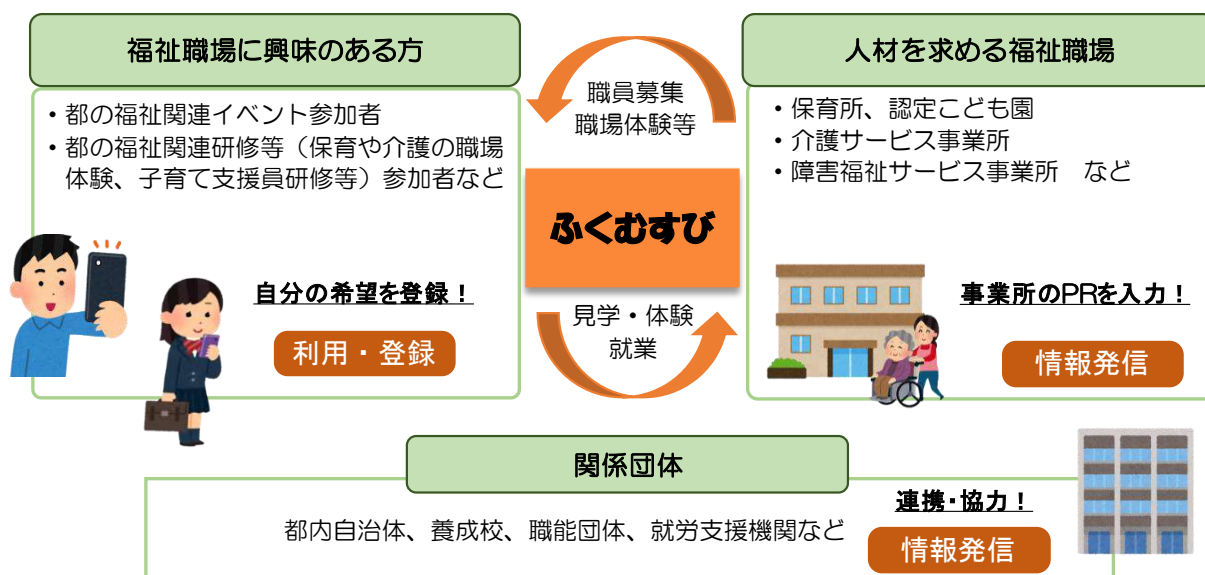
○ **東京都福祉人材対策推進機構の運営** 17 百万円

- 福祉事業者、職能団体、養成施設、就労支援機関、区市町村等が参画する東京都福祉人材対策推進機構において、東京都福祉人材センターと連携し、多様な人材が希望する働き方で福祉職場に就業できるよう、福祉人材の確保・定着・育成のための方向性や具体策を検討し、施策の推進に繋げていきます。

◎ **東京都福祉人材情報バンクシステムによる情報発信** 145 百万円

- 福祉職場に関心のある方に、東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」(Web サイト)への登録を促し、福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策や研修・イベント等の情報を発信します。

＜東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」のイメージ＞



◎ **福祉の仕事イメージアップキャンペーン事業** 35 百万円

- 福祉人材の確保を図るため、若年層を中心に幅広い世代に福祉の仕事の魅力・やりがい等を発信する普及啓発キャンペーン等を実施します。

- ◎ **働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業** **54 百万円**
- 働きやすい職場づくりに取り組む福祉事業所における人材育成、キャリアパス、ライフ・ワーク・バランス等の「働きやすさ」に関する情報を、東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」に登録・公表することで、人材確保・定着を推進するとともに、福祉業界全体の職場環境の向上を図ります。
- **福祉・介護就労環境改善事業** **(包括補助)**
- 福祉人材の確保・定着のため、介護ロボットの導入やデジタル技術の活用により職員の負担を軽減し就労環境を改善する福祉・介護事業所の取組に対して補助を行う区市町村を支援します。〔地域福祉推進区市町村包括補助〕
- **福祉用具の活用による人材定着支援** **11 百万円**
- 福祉・介護事業所に対して研修等を実施し、福祉用具の積極的な活用等により介護負担を軽減することで、腰痛等による離職を防止し職場定着を図ります。
- **若手職員による福祉の仕事 PR 事業【新規】** **20 百万円**
- 若年層に対し、福祉の現場で悩みや葛藤を抱えながらやりがいを持って働く若手職員が福祉の仕事の PR 活動を行うことで、福祉分野への就労意欲を喚起します。

4 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

ユニバーサルデザインの考え方を理念とした福祉のまちづくり条例に基づき策定した推進計画を着実に実施し、区市町村、事業者、都民等と連携しながら、全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりをより一層推進します。

主な事業展開

- **福祉のまちづくりの普及・推進** **25 百万円**
 - ・ 福祉のまちづくり推進協議会等を運営し、全ての人が自由に行動し、社会参加できるまちづくりの実現のため、都民、事業者及び区市町村等と連絡調整を図りながら施策を進めるとともに、福祉のまちづくりの理念などの普及・推進活動を行います。

- ◎ **情報バリアフリーの普及推進** **26 百万円**
 - ・ ユニバーサルデザインに関する情報サイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」*の活用促進を図ります。
 - * 高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイト
 - ・ 車椅子利用者対応トイレ等の設置場所や設備等の情報を収集し、都が公表するオープンデータ情報の更新を行います。

- ◎ **心のバリアフリーの理解促進 【一部新規】** **43 百万円**
 - ・ 幅広い層の都民に心のバリアフリーの理解が広まるよう、新たなポータルサイトによる体系的な情報発信や、動画やキャッチコピーによる分かりやすく効果的な普及啓発、小中学生を対象とした心のバリアフリーに関するポスターコンクール等を行います。
 - ・ 心のバリアフリーの推進に向けて、従業員への普及啓発の実施などに自ら取り組むとともに、都や区市町村の取組に協力する企業を心のバリアフリーサポート企業として登録し、その取組状況を公表します。

- ◎ **心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援** **(包括補助)**
 - ・ 心のバリアフリーに関するガイドラインを活用しながら、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーターの養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援します。[地域福祉推進区市町村包括補助]

○ **情報バリアフリーに係る充実への支援** (包括補助)

- 地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備します。[地域福祉推進区市町村包括補助]

○ **公共トイレへの介助用ベッド設置促進事業** (包括補助)

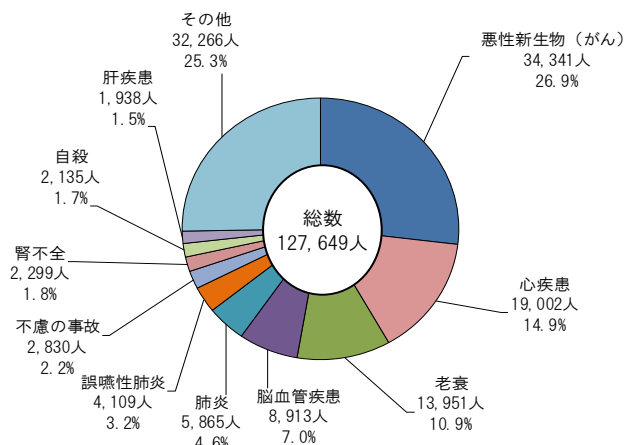
- 公共トイレのバリアフリー化を一層推進するため、公共トイレへの介助用ベッドの計画的な設置に取り組む区市町村を支援します。[地域福祉推進区市町村包括補助]

第5 ライフステージを通じた健康づくりの取組を推進します

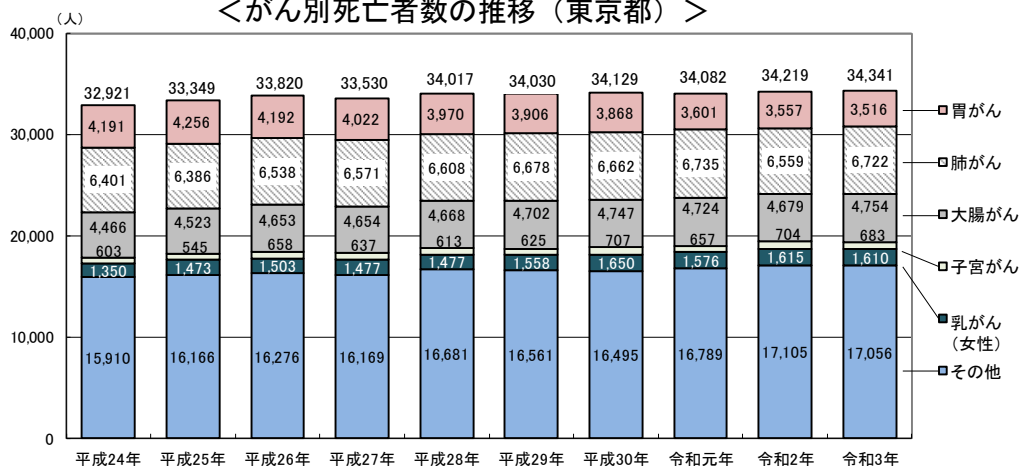
(都民の健康をめぐる状況)

- 我が国の疾病構造は、生活水準の向上や医療技術の進歩に伴い、かつての結核などの感染症から大きくシフトし、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病などの生活習慣病が大きな割合を占めるようになりました。都民の主要な死因のうち、がん、心疾患、脳血管疾患が約5割を占めています。

＜令和3年主要死因割合（東京都）＞



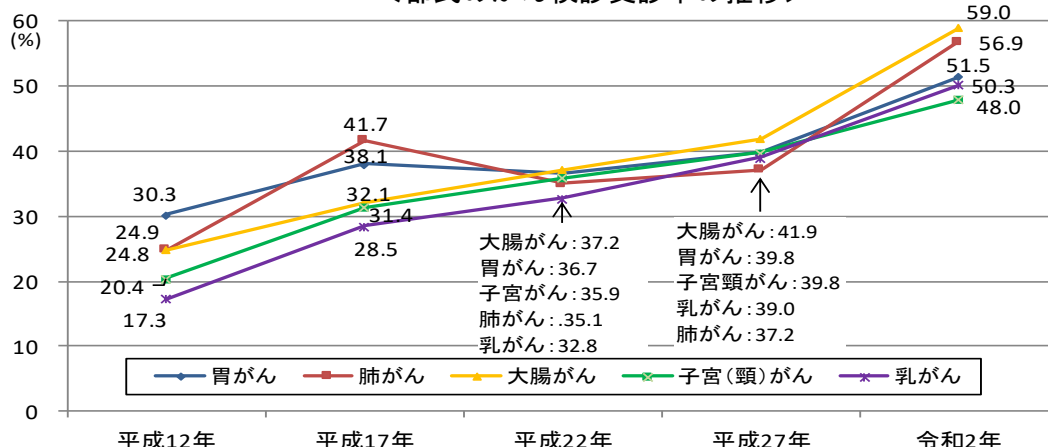
＜がん別死亡者数の推移（東京都）＞



資料：両グラフとも厚生労働省「人口動態統計」より作成

- がんの死亡率減少のためには、生活習慣改善による発症予防や、定期的ながん検診の受診による早期発見が重要ですが、都民のがん検診受診率は、上昇傾向にあるものの、がん種によっては都が掲げる目標である50%に達していないものもあり、一層の受診率向上に向けた取組が必要です。

＜都民のがん検診受診率の推移＞



資料：東京都福祉保健局「老人保健法等に基づく健康診査及びがん検診の対象人口率調査」及び「健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査」

- 40歳から74歳までの都民の約4人に1人は糖尿病又はその予備群と推計されています。都民の食生活や運動の状況の調査結果では、適切な量（1日350g以上）の野菜を摂取している人の割合が低く、食塩や脂肪を摂りすぎている人の割合は高くなっています。また、20歳以上の都民の1日の歩数は全国平均を上回っていますが、健康づくりのために推奨されている歩数である1日8,000歩以上歩いている人の割合は、20歳から64歳まででは男性で50%程度、女性で40%程度となっています。
- 今後、高齢化の進展に伴い、生活習慣病に罹患する都民の増加が予想されますが、高齢になっても、病気や障害によって日常生活が制限されないで、健やかに暮らせる期間（健康寿命）を延ばすことが課題となっています。
- そのためには、日常生活の中での適切な量と質の食事、適度な身体活動・運動等を確保することや、特定健康診査等の健(検)診を定期的に受診することにより、生活習慣病を予防することが必要です。
- また、たばこによる健康影響に対する取組も重要です。都は、受動喫煙対策の一層の推進を図るため、平成30年6月に「東京都受動喫煙防止条例」を制定し、令和2年4月に全面施行しました。今後も、都民や事業者の理解促進を図るとともに、受動喫煙を防ぐ環境整備を進めていく必要があります。禁煙希望者への禁煙支援をさらに進めることも必要です。
- 健康づくりは、個人の自覚と実践が基本であり、都民自らが積極的に取り組むことが重要ですが、区市町村や関係団体等を含めた社会全体で都民の健康づくりを支援することも必要です。

（難病患者を取り巻く状況）

- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月に施行され、医療費助成の対象となる指定難病は、令和5年4月時点で338疾病となっています。
- 難病は、発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病とされており、長期療養が必要な一方、適切なケアがあれば就労等が可能であるなど、患者の状況は多様です。難病患者が安心して療養生活を送るためには、早期診断により適切な医療を受けられる体制整備や、相談支援の充実が必要です。

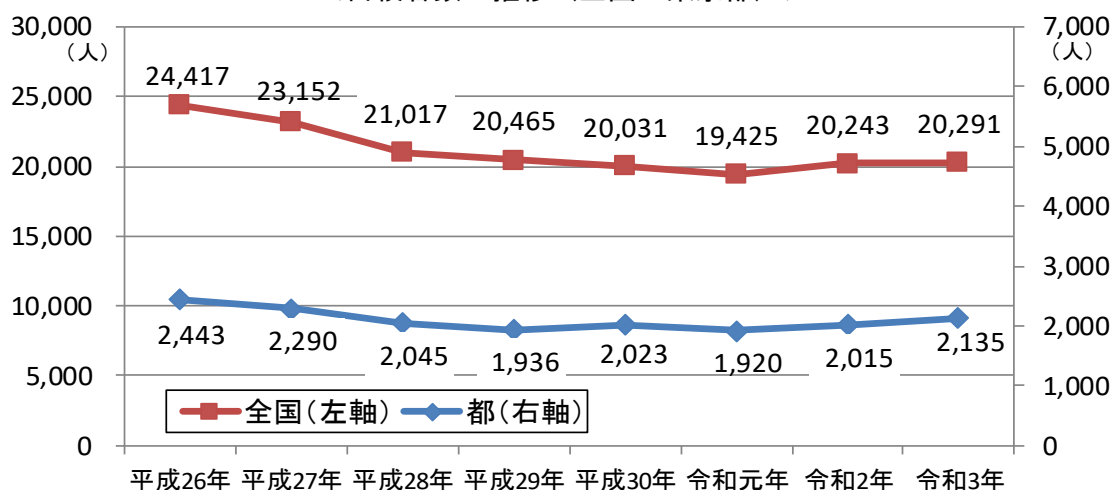
（自殺に関する現状）

- 令和3年の全国の自殺による死亡者数は20,291人、都内では2,135人と、令和2年以降増加しており、依然として高い水準にあります。

また、新型コロナウイルス感染症による影響は、健康問題にとどまらず、失業や休業等による就労環境の変化や、生活の不安定化等による心身面の不調など、都民生活のあらゆる面に拡大しており、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことが指摘されています。

自殺の背景には、健康問題や経済問題など様々な要因が複雑に絡み合っていることから、自殺対策は福祉、医療、経済、教育等との連携のもと、社会全体で取り組む必要があります。

<自殺者数の推移（全国・東京都）>



資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成

（都の取組）

【健康づくりの推進】

- 「東京都健康推進プラン21（第二次）」（平成25年3月策定。平成31年3月中間評価実施）に基づき、生活習慣の改善などに向けた広域的な普及啓発や人材育成を行うとともに、区市町村や関係団体等とも連携し、ライフステージ等に応じた都民の健康づくりのための取組を進めています（プランについては、P17参照）。

- また、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙対策に関する普及啓発を引き続き進めるとともに、禁煙希望者が禁煙しやすいよう環境整備を進めています。

【がんの予防、早期発見】

- 「東京都がん対策推進計画（第二次改定）」（平成30年3月）に基づき、がんの早期発見・早期治療につなげるため、がんの種別や対象年齢等に応じたキャンペーンを実施するなど、がん検診の受診促進を図るとともに、区市町村や職域における科学的根拠に基づくがん検診の実施、受診率・精度管理の向上に向けた取組を支援しています（本計画については、P16参照）。

【糖尿病をはじめとした生活習慣病対策】

- 働く世代を中心とした健康づくりを推進するため、糖尿病の発症予防、早期発見・早期治療・治療継続による重症化予防の重要性等に関する普及啓発を進めています。また、適切な量と質の食事や、身体活動・運動等についての普及啓発を行うなど、都民一人ひとりの主体的な生活習慣の改善に向けた取組を推進しています。

【難病対策】

- 難病患者の療養生活を支援するため、国の指定難病及び都独自に対象としている疾病について医療費助成を行うとともに、在宅難病患者への支援事業を実施しています。また、国の基本方針等を踏まえ、難病医療提供体制の確保や、地域における支援体制の強化、相談支援の充実等に取り組んでいます。

【自殺対策】

- 社会全体の自殺リスクを低下させ、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を実施するため、「東京都自殺総合対策計画（第二次）」（令和5年3月）に基づき、総合的に推進していきます（本計画については、P19参照）。

（令和5年度の取組）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します2 難病患者の療養生活を支援します3 自殺対策を総合的に推進します |
|--|

1 がんを含めた生活習慣病の予防、健康づくりを支援します

がんの早期発見の鍵となるがん検診の受診率の向上に向け、検診受診の重要性について普及啓発を行うとともに、都民が質の高いがん検診を受診できるように体制を整えます。

生活習慣の改善や早期治療・治療継続に向けた意識を高める取組を行うなど、生活習慣病対策を推進し、都民の健康寿命の延伸を図ります。

主な事業展開

- ◎ **がん予防・検診受診率向上事業【一部新規】** **52 百万円**
 - ・ 5つのがん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん）検診の一層の受診促進を図るため、企業や関係団体（職域団体を含む）等と連携したキャンペーンやターゲットを絞った効果的な普及啓発を行います。【一部新規】
 - ・ 女性の健康を支援するポータルサイト「TOKYO#女子けんこう部」を活用し、子宮頸がんや乳がんに対する正しい知識や検診のメリット・デメリットなどの普及啓発を行います。
 - ・ がん検診をはじめとするがん対策の推進に向け、区市町村・企業の機運醸成を図り、各主体の自主的な取組を支援します。

- **がん検診実施体制の整備** **43 百万円 包括補助**
 - ・ **地域の受診率・精度管理向上事業** **13 百万円 包括補助**
 - ・ 検診受託機関に対する講習会を実施するとともに、区市町村連絡会等を活用して、関係機関との連携方法や受診率・精度管理向上の効果が確認された取組についての情報の共有化を進めるなど、区市町村のがん検診を技術的に支援します。
 - ・ がん検診の案内の個別通知や未受診者への再勧奨などの受診促進、検診機関を交えたがん検診の精度管理に関する検討会の実施、がん検診要精密検査者への受診勧奨及び精密検査結果把握を行う区市町村の取組を支援します。[医療保健政策区市町村包括補助]
 - ・ 区市町村が精密検査の未受診者に対して効率的・効果的に受診勧奨できるよう、精密検査の受診結果が、医療機関から区市町村へ確実に情報提供される仕組みづくりを進めます。
 - ・ 内視鏡による胃がん検診に従事する医師等へのオンライン研修を行うことにより、胃がん検診の実施体制を整備します。
 - ・ 企業や健康保険組合等の検診実施主体が科学的根拠に基づいたがん検診を実施するとともに、対象者に対してがん検診の利益・不利益の説明等を適切に実施するよう、担当者向けにオンライン講習会を実施します。

- ・ マンモグラフィ読影医師等養成研修 30 百万円
マンモグラフィによる乳がん検診に従事する医師や診療放射線技師の読影・撮影能力の向上を図ることにより、乳がん検診の実施体制を整備します。
[読影医師養成研修 100 人、撮影技師養成研修 100 人]

○ **がん登録事業** 23 百万円

- ・ 予防から治療に至るがん対策全般の評価や企画立案に活用するため、がん患者に係る情報収集を行う地域がん登録及び全国がん登録を着実に進めます。

◎ **受動喫煙対策の推進** 58 百万円 包括補助

- ・ 都民や事業者、東京を訪れる人を対象として、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙対策に関する普及啓発を行います。
- ・ 専門相談窓口を設置し、都民や施設管理者等からの個別相談に対応するとともに、アドバイザーを施設等に派遣し、喫煙専用室の整備等に関する助言を行います。
また、ホームページ上で都民や事業者が入力した質問に AI が自動応答する「チャットボット」により、利便性の向上を図ります。
- ・ 都民及び事業者に対して法や条例の認知度等を把握するための調査を実施するとともに、都保健所に補助員を配置し、受動喫煙対策の円滑・適正な実施体制を整備します。
- ・ 公衆喫煙所の整備や禁煙治療費の助成など、区市町村が行う受動喫煙防止等に関する取組を支援します。[医療保健政策区市町村包括補助]

○ **喫煙の健康影響に関する普及啓発の推進【一部新規】** 9 百万円（特別会計）

- ・ 小・中・高校生を対象に 20 歳未満喫煙防止・受動喫煙防止ポスターコンクールを実施し、入賞作品を用いて普及啓発を行います。
また、小・中・高校別に保健の授業等で使用できる禁煙教育の副教材を配布し、正しい知識の普及を図ります。
さらに、両親学級等で使用できる啓発資材を区市町村等に配布し、母親だけでなく、父親にも喫煙の健康影響等を啓発します。
- ・ モデル事業として、喫煙習慣のある特定健康診査受診者の方に禁煙支援プログラムを提供し、禁煙を希望する方がたばこを止められるように支援します。

[特別会計 国民健康保険事業費] 【新規】

○ **COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策** 4 百万円

- ・ 都民向けの普及啓発動画や喫煙者向けの啓発物等を通じ、COPD を自分事として捉えて理解を深める機会を提供し、COPD の認知度向上を図るとともに、発症予防、早期発見・早期治療の大切さを伝えていきます。

- **ウイルス肝炎対策の推進** **1,005 百万円**
 - ・ 感染者を早期に発見し、適切な治療へとつなげるため、肝炎ウイルス検査の実施、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした肝炎診療ネットワークによる医療連携の推進、肝炎治療や肝がん・重度肝硬変の治療にかかる医療費の一部助成などを実施します。また、肝がんへ進行する可能性のあるウイルス肝炎について、都民や職域に対し正しい知識の普及啓発を行い、早期発見・早期治療への意識醸成を図ります。

- **肝硬変治療薬開発の推進** **120 百万円**
 - ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所において、治療薬候補である低分子化合物 PRI-724 をヒト肝細胞モデルマウス等に投与し、肝臓の機能が回復するメカニズムを解明する基礎研究を推進します。

- ◎ **糖尿病予防対策事業** **2 百万円**
 - ・ 糖尿病の発症や重症化を予防するため、食事・運動等の生活習慣の改善や健診受診の必要性、継続的に治療を受けることの重要性などについて、講演会を開催することにより、医療保険者や医師への普及啓発を行います。

- **「東京都健康推進プラン21（第二次）」の推進** **23 百万円**
 - ・ 「東京都健康推進プラン21（第二次）」（平成25年3月）の着実な推進と実効性の確保に向け、東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議や部会を開催し、区市町村や関係団体等の連携・協力を図りながら取組の方策等を検討します。また、研修により、区市町村等における健康づくりの指導的役割を担う人材の育成を図ります。

- **生活習慣改善推進事業【一部新規】** **12 百万円**
 - ・ 都民が自ら負担感なく生活習慣の改善に取り組めるよう、「野菜たっぷりメニュー」を提供する飲食店の増加や、区市町村等のウォーキングマップを集約したホームページの充実など、区市町村や民間団体と連携し、普及啓発と環境整備を行います。
また、野菜摂取量増加に向けたガイドブックの普及等を通じ、働く世代に向けた普及啓発を行います。
 - ・ 特設サイト「withコロナ時代の健康づくりガイド」のコンテンツを拡充し、withコロナ時代における都民の健康づくりを支援します。【一部新規】

- **職域健康促進サポート事業** **40 百万円**
 - ・ 東京商工会議所が養成している「健康経営アドバイザー」を活用し、職場における「健康づくり」「がん対策」「肝炎対策」「感染症対策」について普及啓発するとともに、取組支援評価ツールの活用や取組事例の展開などを通じ、事業者の取組支援を行います。

- **区市町村等が行う特定健康診査等への支援** **3,338 百万円**
- **特定健康診査等負担金等** **1,721 百万円**
国民健康保険の被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導が適切に実施されるよう、区市町村及び国民健康保険組合を支援します。
 - **後期高齢者医療健康診査事業** **1,617 百万円**
75歳以上の後期高齢者に対する健康診査が適切に実施されるよう、後期高齢者医療広域連合を支援します。

2 難病患者の療養生活を支援します

難病は、長期の療養を要し、患者や家族の負担も大きいことから、質の高い医療と安定した療養生活の確保を図るため、医療費助成や在宅難病患者の療養支援を実施します。

国の基本方針や、難病患者を取り巻く状況等を踏まえ、難病患者の療養生活の質の向上を図っていきます。

主な事業展開

- **難病等医療費助成** **30,517 百万円**
 - ・ 国の指定難病及び都独自に対象としている疾病について、医療費の自己負担の一部を助成します。

- **在宅難病患者訪問診療事業** **104 百万円**
 - ・ 医療の確保と療養環境の向上を図るため、寝たきり等により専門的な診療を受けることが困難な在宅難病患者に対して、専門医等による訪問診療を実施します。

- **一時入院事業** **131 百万円**
 - ・ 在宅難病患者が、家族等の介護者の疾病や事故等により、一時的に介護を受けられない場合に入院できる体制を整備し、安定した療養生活の確保を図ります。

- **在宅レスパイト事業** **59 百万円**
 - ・ 在宅で人工呼吸器を使用している難病患者が、家族等の介護者の病気治療や休息（レスパイト）等により、一時的に在宅で介護を受けることが困難であって、一時入院が難しい場合に、患者宅に看護人を派遣することにより、安定した療養生活の確保を図ります。

- **難病医療ネットワーク** **28 百万円**
 - ・ 難病患者が、早期診断から在宅療養まで、適切な医療が受けられるよう、都が指定する難病診療連携拠点病院と難病医療協力病院を中心とした医療提供体制を確保します。

- **難病相談・支援センター事業** **46 百万円**
 - ・ 難病相談・支援センター、多摩難病相談・支援室及び難病ピア相談室において、難病患者やその家族の日常生活上の悩み・不安等を解消するための、きめ細かな相談支援や、就労に関する支援を行うなど、療養生活の安定及び継続を図ります。

○ **難病対策地域協議会**

2 百万円

- 難病患者が安定した療養生活を送ることができるよう、保健所を中心に、地域の関係機関による難病対策地域協議会を設置し、地域における課題の把握や情報収集を行い、支援体制を協議・検討します。

また、東京都難病対策地域協議会を設置し、都内全体の情報収集を行い、各保健所へフィードバックするなど、取組の均てん化を図ります。

3 自殺対策を総合的に推進します

様々な関係機関との連携のもと、困難を抱える女性への支援、若年層や働き盛りの方の自殺防止、早期に適切な支援窓口につなげる取組、自殺未遂者や遺された方への支援など、様々な分野で総合的に対策を推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

主な事業展開

- ◎ **自殺総合対策東京会議** **4 百万円**
 - ・ 保健、医療、福祉、労働、教育、警察など様々な分野の関係機関が参画する自殺総合対策東京会議において、東京都自殺総合対策計画の進行管理を行うとともに、重点的に取り組む施策の検討を行います。
 - ・ 東京都地域自殺対策推進センターにおいて、区市町村が地域の実情に応じた自殺対策を推進できるよう、情報提供や区市町村の自殺対策計画策定等の支援を行います。

- ◎ **こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク【一部新規】** **87 百万円**
 - ・ 自殺念慮者や未遂者がその悩みに応じた相談・支援を受けられるよう、関係機関によるネットワークを構築し、自殺の防止を図ります。
 - ・ 救急医療機関等に搬送された未遂者の自殺再企図を防止するための相談窓口「東京都こころといのちのサポートネット」による支援を強化します。
 - ・ 自死遺族の方々がニーズに応じた支援を受けられるよう、相談窓口や遺族の集い等に関する情報をまとめたリーフレットの作成・配布やホームページでの情報提供を行うとともに、自死発生直後から自死遺族等が直面する様々な問題に対する支援を行うための相談窓口を設置します。【一部新規】
 - ・ 働く世代の自殺対策を図るため、経営者や人事労務・健康管理担当者等を対象とした講演会を開催するとともに、企業への個別フォローアップを実施するなど、職場における心の健康づくりや自殺防止対策への取組を支援します。
 - ・ 自殺ハイリスク者と出会いやすい専門職（医療系専門職）を対象にした研修を実施し、対応力の向上を図ります。
 - ・ 悩みに応じた相談窓口等を掲載した小・中・高校生向けポケット相談メモを配布します。また、大学等で活用可能な動画コンテンツを作成します。【一部新規】
 - ・ 抱えている困りごとや悩みに応じた相談窓口を地域別に検索することができる都ホームページ「東京都こころといのちのほっとナビ～ここナビ～」について、精神的健康状態のセルフチェック機能を追加するとともに、こころを整える手助けを行う AI チャットボットの活用を促すなど、充実を図ります。【一部新規】

- ◎ **東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～【一部新規】 109 百万円**
 - ・ 自殺相談専用の電話相談窓口を設置し、自殺につながるような悩みを抱える人からの相談に応じるとともに、必要に応じて各分野の専門相談機関と連携し支援につなげることで、自殺防止を図ります。また、一部時間帯の回線数を拡充し、相談システムを導入するなど、体制強化を行います。【一部新規】

- ◎ **SNS 自殺相談 142 百万円**
 - ・ LINE による自殺相談窓口を設け、若年層が抱える悩みに対応するとともに、必要に応じて各種相談機関につなげることで、問題の解決を図ります。

- ◎ **自殺防止！東京キャンペーン 9 百万円**
 - ・ 9月及び3月を「自殺対策強化月間」に設定し、自殺に関する正しい認識や、自殺の多くは社会的な取組で防止できること、悩みを解決するための相談・支援機関があること等を広く都民に伝えるための普及啓発を行います。また、自殺相談ダイヤルや SNS 自殺相談などの体制を拡充した特別相談を実施します。

- **地域自殺対策強化事業 195 百万円**
 - ・ 区市町村及び民間団体が実施する、若年層や未遂者支援等の地域の実情に応じた自殺対策強化事業を支援することで、地域における自殺対策の更なる強化を図ります。

第6 都民の安心を支える質の高い 医療提供体制の整備を進めます

（医療を取り巻く状況）

- 我が国では、国民皆保険制度の下、誰もが必要な医療を受けることができる医療提供体制が整備されています。

今後、急速な高齢化の進展に伴い、がんを含めた生活習慣病など慢性疾患の患者や複数の疾患を抱える患者、病気になっても住み慣れた地域で療養生活を送ることを希望する患者等の増加などが見込まれます。

- こうした医療ニーズの増大・多様化に対応し、必要な時に必要な医療・介護が受けられる社会の実現などを目指して、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）に基づく措置として、平成26年に医療介護総合確保推進法*が制定され、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の確保や地域包括ケアシステムの構築を目指す方針が示されました。

*地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

- この中で、患者が症状や状態に応じた適切な医療を受けられるよう、病床の機能分化・連携や医療と介護の連携による在宅療養環境の整備等を推進することを目的として、都道府県は、令和7年（2025年）の医療需要の推計や、目指すべき医療提供体制とそれを実現するための施策などを内容とする地域医療構想を策定することが義務づけられ、すべての都道府県が構想を策定しています。

- 平成30年7月に医療法及び医師法の一部が改正され、都道府県は医師確保計画を策定し、地域における医師確保の方策を定めるとともに、国においては医師の勤務環境の改善に向けた検討が進められています。

（都の取組）

- 都は、保健医療施策の方向性を明らかにする総合的な計画である「東京都保健医療計画」（平成30年3月）及び「東京都保健医療計画 中間見直し」（令和3年7月）に基づき、がん、脳卒中や糖尿病などの疾病に関する医療連携や、救急・災害医療、周産期・小児医療、在宅療養、外国人患者への医療などの医療提供体制の整備、保健医療を担う人材の確保等に取り組んでいきます（本計画については、P14参照）。

- 「東京都地域医療構想」(平成28年7月策定)では、患者の受療動向や将来の人口推計などを踏まえて、令和7年(2025年)の高度急性期、急性期、回復期、慢性期ごとの病床数の必要量の推計等を行うとともに、東京の将来の医療の姿として、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を掲げ、その実現のために4つの基本目標を設定しました。地域医療構想は、保健医療計画の改定にあわせて、保健医療計画と一体化しています。

平成28年に構想区域*ごとに設置した「地域医療構想調整会議」において、医療機関、医療関係団体、保険者、区市町村等が、構想区域の現状や課題を共有しながら連携して、病床の機能分化・連携の推進や地域における医療機能の確保等について検討を行っています。

* 必要な病床の整備を図るとともに、地域における病床の機能分化及び連携を推進するための単位で、都内では13区域

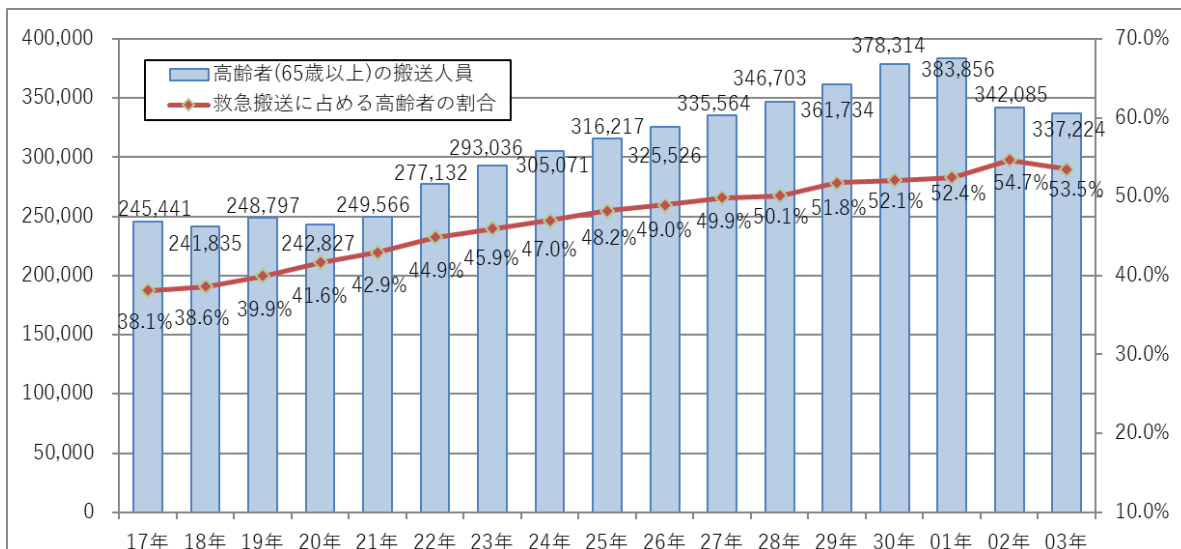
- また、有識者等で構成される東京都地域医療対策協議会での協議に基づく施策を東京都地域医療支援センター等で進めています。さらに、東京都地域医療介護総合確保基金も活用しながら、医療基盤の充実や医療人材の確保等に取り組んでいます。

【救急医療対策】

- 365日24時間の安心を支えるため、救急医療機関における休日や夜間に入院可能な病床の確保や救急患者の受入れの促進を図っています。

また、高齢化の進展等による救急搬送件数の増加傾向を踏まえ、搬送先医療機関の選定や搬送時間の短縮を図り、より迅速に救急患者を受け入れる体制を確保するため、「救急患者の迅速な受入れ」、「トリアージの実施」、「都民の理解と参画」からなる「救急医療の東京ルール」の取組を推進するとともに、機動力が高い小型ヘリを活用したドクターヘリの運航や救命救急体制の強化など、救急医療体制の整備を進めています。

(人) <高齢者の救急搬送人員の推移(東京都)>



資料：東京消防庁「救急活動の現況」及び稲城市消防本部「消防年報」より作成

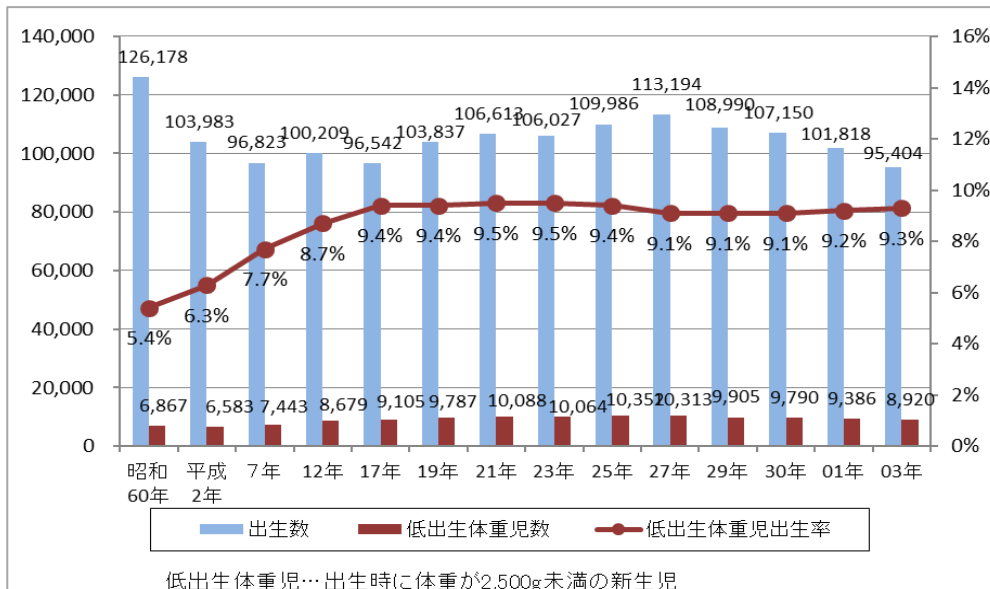
【災害医療対策】

- 大規模災害の発生時にも、都民に適切な医療が提供できるよう、多数の重症者を受け入れる災害拠点病院をはじめとした医療機関の耐震化やBCPの策定を促進するとともに、東京DMATの整備や、災害医療コーディネーターを中心とした連絡・調整体制の構築、区市町村支援など、災害時の医療提供体制の強化に取り組んでいます。

【周産期医療対策】

- 「東京都周産期医療体制整備計画」（平成30年3月改定）に基づき、ハイリスク妊産婦や低出生体重児に対応する周産期母子医療センターの整備、中核病院と地域の医療機関の機能分担、搬送体制の強化など、母体・胎児・新生児のリスクに応じた総合的な周産期医療体制の確保に取り組んでいます。

< 出生数、低出生体重児数及び低出生体重児出生率の推移（東京都） >



資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成

【小児医療対策】

- 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命治療を行う「東京都こども救命センター」など、初期から三次までの医療機関の連携体制を構築し、小児特有の症状に応じた適切な小児救急医療体制の充実を図っています。

【がん医療対策】

- 「東京都がん対策推進計画（第二次改定）」（平成30年3月）に基づき、がん医療・緩和ケアの提供体制、小児・AYA 世代*や働く世代などのライフステージに応じたがん医療等の提供、相談・支援や情報提供等の充実などに取り組んでいきます。（本計画については、P16参照）。

*AYA 世代：主に15歳以上40歳未満の思春期及び若年成人世代を指す

【循環器病（脳卒中・心血管疾患）対策】

- 「東京都循環器病対策推進計画（令和3年7月）」に基づき、医療機関間の医療連携体制の構築や予防等に係る知識の普及啓発等に取り組んでいきます。

【在宅療養環境の整備】

- 医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が続けられるよう、在宅医療・介護の連携推進や24時間対応の支援体制構築に取り組む区市町村を支援するとともに、入院患者の在宅療養生活への円滑な移行に向けた入院医療機関と地域の医療・介護関係者の連携の充実や、地域で在宅療養を担う人材の育成・確保に取り組んでいます。

【医療人材対策】

- 小児科・産科・救急医療・へき地医療等、医師の確保が困難な医療分野に従事する人材を確保するため、医師奨学金制度や東京都地域医療支援ドクター事業などを実施しています。

また、都内の医療機関、福祉施設等に必要とされる看護職員を安定的に確保するため、養成・定着・再就業対策を柱に、定年後のキャリア継続に向けての支援を新たに加え、総合的な確保対策に取り組んでいます。

さらに、医療機関が行う医療従事者の負担軽減や勤務環境の改善、復職支援等の取組を支援しています。

（令和5年度の取組）

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します**
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します**
- 3 がん、循環器病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境の整備を進めます**
- 4 医療人材の確保・育成を支援します**
- 5 都立病院機構による行政的医療の安定的かつ継続的な提供や地域医療の充実等に向けた取組を支援します**

1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します

高齢化に伴う救急搬送の増加等に的確に対応し、より迅速に適切な医療を受けられるよう、初期、二次、三次からなる救急医療体制の整備を進めます。

また、首都直下地震等の大規模災害時にも、迅速かつ適切な医療救護活動が行えるよう災害拠点病院等の医療体制の強化を進めます。

主な事業展開

◎ 「救急医療の東京ルール」の推進 601 百万円

- ・ 高齢化等に伴う救急搬送件数の増加傾向を踏まえ、救急搬送時間を短縮し、迅速・適切な救急医療を確保するため、「救急医療の東京ルール」に基づく取組を推進します。

[東京都地域救急医療センター指定施設 89施設（令和5年4月現在）]

東京ルールⅠ 「救急患者の迅速な受入れ」

- ・ 地域の救急医療の中核となる指定二次救急医療機関を「東京都地域救急医療センター」に指定。救急隊による搬送先選定に時間を要する事案について、地域内の受入先の調整を実施
- ・ 地域内の調整では受入れが困難な場合、東京消防庁に配置した「救急患者受入コーディネーター」が都全域で受入調整を実施

東京ルールⅡ 「トリアージの実施」

- ・ 救急医療の要否や優先順位を判断する「トリアージ」を救急の様々な場面で実施

東京ルールⅢ 「都民の理解と参画」

- ・ 都民の大切な社会資源である救急医療を守るため、都民一人ひとりが適切な利用を心がけるよう普及啓発を実施

○ 休日・全夜間診療事業 3,340 百万円

- ・ 入院治療を必要とする救急患者（内科系、外科系）に365日24時間対応するため、休日及び夜間の救急入院が可能な病床を確保します。

[休日・全夜間診療事業参画医療機関（内科系・外科系） 234施設（令和5年4月現在）]

◎ 救急搬送患者受入体制強化事業 203 百万円

- ・ 救急医療機関において救急依頼に対応できないケースを減らすため、救急外来に医師や看護師以外でも対応可能な調整業務等を行うことができる救急救命士を配置し、救急搬送患者の受入体制の強化を図ります。

- **救急患者の早期地域移行支援** **404 百万円**
 - ・ 救急患者の早期の地域移行を支援するため、初期治療後に状態が比較的安定した救急患者が居住地に近い医療機関へ円滑に転院できる仕組みを構築するとともに、入退院調整に係る取組の強化を図ります。

- ◎ **東京都ドクターヘリ運航事業** **376 百万円**
 - ・ 救急医療に必要な機器等を装備しているヘリコプターに医師及び看護師が搭乗して救急現場等に出動できる環境を整備することで、救急患者の救命率等の向上及び救急患者搬送体制の充実を図ります。

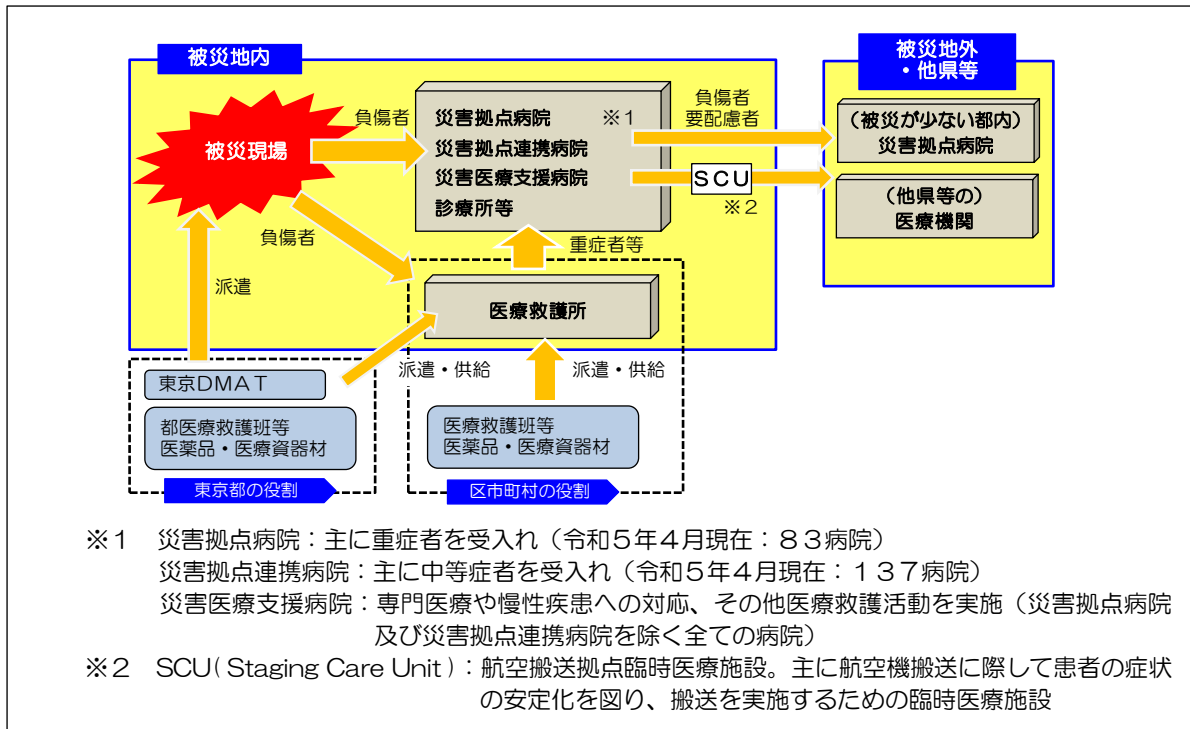
- **災害時の医療提供体制の整備** **267 百万円**
 - ・ 災害時に関係機関が連携して迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、「東京都災害医療協議会」で都全域の災害医療体制を検討するとともに、二次保健医療圏ごとに設置する「地域災害医療連携会議」で地域の実情に応じた医療救護体制の整備を進めます。
 - ・ 都内全ての医療施設の役割分担を明確化し、重症患者に対応する災害拠点病院や中等症患者等を受け入れる災害拠点連携病院の指定など、医療提供体制の強化を図ります。
 - ・ 他県からの医療支援チームの受入れや患者の搬送に関する調整など、都及び各二次保健医療圏に災害医療コーディネーターを中心とした連絡・調整体制を整備します。

- ◎ **災害拠点病院等事業継続計画（BCP）策定等支援事業** **132 百万円**
 - ・ 都内全ての病院において地震や風水害等の災害発生時でも診療機能を継続できるよう、専門家を活用しBCP策定等に取り組む病院を支援します。

- ◎ **医療機関水害対策 BCP 策定ガイドラインの策定【新規】** **5 百万円**
 - ・ 医療機関が台風や豪雨災害などによる浸水被害に備えられるよう、医療機関の水害対策に特化したBCP策定ガイドラインを策定します。

- ◎ **医療施設耐震化の促進** **384 百万円**
 - ・ 災害時の医療機能を確保するため、救急医療機関など都内全ての病院を対象に、耐震診断、新築建替、耐震補強工事に必要な経費の一部を補助し、耐震化を促進します。

＜災害時医療救護の流れ＞



◎ 災害拠点病院等における電源等確保対策の強化 1,995 百万円

- 災害拠点病院及び災害拠点連携病院が行う自家発電設備の浸水対策及び地震の揺れによる破損対策の工事費、給水設備の整備に係る経費等を補助し、災害時における医療提供体制を強化します。

○ 移動電源車を活用した停電時の病院機能の確保 44 百万円

- 大規模災害等による長時間にわたる停電発生に備え、移動電源車を確保し、病院の災害時における診療機能の維持を図ります。

○ 「東京 DMAT」の整備 209 百万円

- 大震災等の自然災害や大規模な交通事故、NBC災害等の現場で、救命処置を実施する災害医療派遣チーム（東京DMAT）を編成しています。

[東京DMAT指定病院 26病院（令和5年4月現在）]

- NBC災害時に迅速かつ的確な医療救護活動を行うため、医療資器材の整備や教育・訓練を実施し、体制整備を強化します。

○ 区市町村における災害医療計画の策定支援 （包括補助）

- 大規模災害発生に備え、区市町村災害医療コーディネーターを中心とした地域災害医療の確保を図るため、災害時の医療機能を確保するための計画策定や緊急医療救護所の設置準備などに取り組む区市町村を包括補助により支援します。[医療保健政策区市町村包括補助]

2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します

限られた医療資源を有効活用し、中核病院と地域の医療機関等がリスクに応じた役割分担と連携を図ることなどにより、的確に医療を提供する周産期医療・小児医療体制を確保します。

主な事業展開

- **周産期母子医療センターの運営費補助** 1,894 百万円
 - ・ NICU*や GCU*等を有し、産科・小児科が一貫した総合的かつ高度な医療をハイリスクな妊産婦や新生児に対して提供する周産期母子医療センターの運営費等の一部を補助します。
 - ・ 搬送調整や受入業務を行う医師の負担軽減を図るため、助産師、看護師等の配置を支援します。

また、早期から在宅への移行支援を行うNICU入院児支援コーディネーターの配置や、ハイリスク新生児の望ましい成長発達を支援する理学療法士の配置を支援します。

[総合周産期母子医療センター 14施設、地域周産期母子医療センター 15施設（令和5年4月現在）]

*NICU：新生児の治療に必要な保育器、人工呼吸器等を備え、24時間体制で集中治療が必要な新生児の治療を行う場。新生児集中治療管理室

*GCU：NICUの後方病床。NICUにおける治療により急性期を脱した児、又は入院時より中等症であってNICUによる集中治療までは必要としないものの、これに準じた医療的管理を要する児を収容する。

- **母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営** 264 百万円
 - ・ 緊急に母体救命処置を必要とする妊産婦の受入先が近くの救急医療機関で決まらない場合に、救急部門の医師と連携して必ず受け入れる母体救命対応総合周産期母子医療センター（「スーパー総合周産期センター」）を指定し、母体救命搬送体制を確保します。

[スーパー総合周産期センター 6施設（令和5年4月現在）]

- **周産期搬送コーディネーターの設置** 41 百万円
 - ・ 都内を8つの周産期搬送ブロックに分け、ブロック内の総合周産期母子医療センターで受入れや搬送先の調整が困難な場合に、東京消防庁に設置したコーディネーターがブロック間の搬送調整等を行い、緊急性を有する母体・新生児を迅速に医療施設につなぎます。

○ **周産期医療施設等整備費補助** 408 百万円

- 高度な周産期医療を適切に提供するため、M-FICU*や NICU 等を整備する周産期母子医療センターに対し、施設設備整備費を補助します。

*M-FICU：合併症妊娠、胎児異常等、母体又は胎児におけるハイリスク妊娠に対応するため、分娩監視装置、人工呼吸器等を備え、主として産科のスタッフが24時間体制で治療を行う施設。母体・胎児集中治療管理室

○ **周産期医療ネットワークグループの運営** 14 百万円

- 8つの周産期搬送ブロックごとに、周産期母子医療センターを中核とした、一次、二次、三次の周産期医療機関によるネットワークグループを構築し、症例検討会や研修等を通じて、医療機関の機能分担と連携強化を図ります。[8グループ]

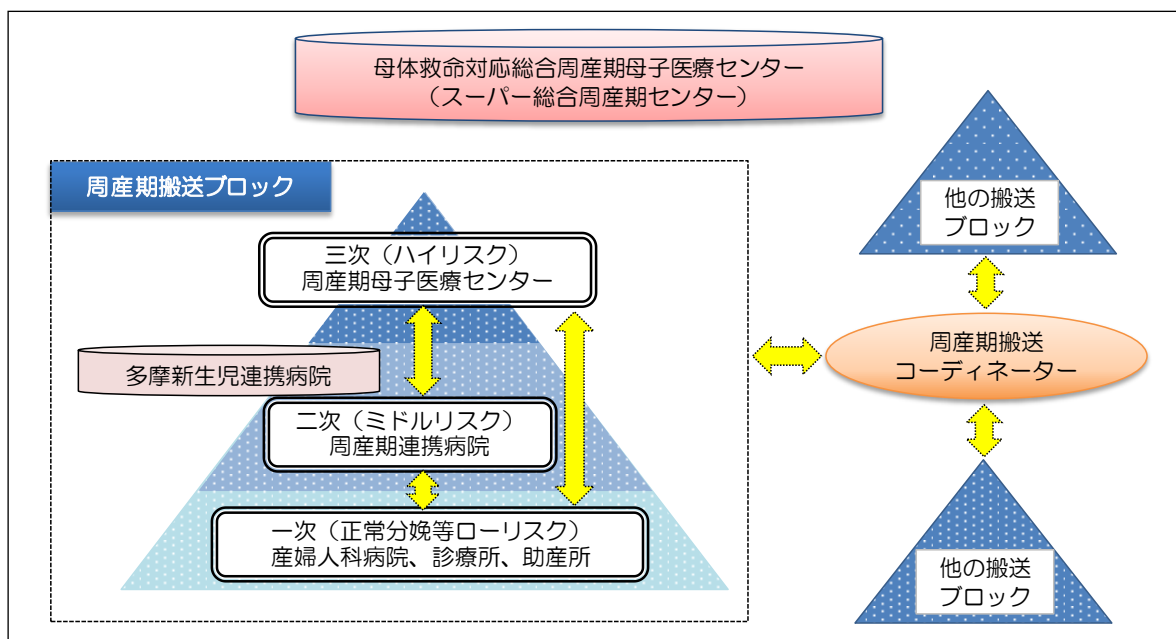
○ **周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）** 152 百万円

- 周産期母子医療センターへの分娩・搬送の集中を緩和するため、ミドルリスクの妊産婦を受け入れる救急医療機関を周産期連携病院に指定し、休日や夜間における妊産婦の救急搬送受入体制を確保します。[周産期連携病院 11施設（令和5年4月現在）]

○ **多摩新生児連携病院** 24 百万円

- 周産期母子医療センターの少ない多摩地域において、比較的高いリスクの新生児に対応可能な医療機関を指定し、新生児受入体制を確保します。[2施設（令和5年4月現在）]

＜東京都における周産期搬送体制＞



- **在宅移行支援病床運営事業** **188 百万円**
 - ・ NICU や GCU に長期入院している小児や呼吸管理を必要とする小児が、在宅療養生活に円滑に移行できるよう、NICU・GCU と在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置する周産期母子医療センター等に対し、運営に必要な経費の一部を補助します。

- **NICU 等入院児の在宅移行支援事業** **2 百万円**
 - ・ 退院後も医療的ケアが必要な NICU 等入院児の在宅療養への円滑な移行を推進するため、周産期母子医療センターや訪問看護ステーション等に対し、外泊訓練や関係機関の調整会議等の経費を補助することにより、退院に向けた支援の充実を図ります。

- **小児等在宅移行研修事業** **12 百万円**
 - ・ 周産期母子医療センターやこども救命センターにおける治療後、円滑に在宅療養に移行できるよう、医療機関の医師・看護師・MSW*等や、保健所、区市町村の職員等を対象に、必要な知識や技術習得のための研修を実施します。

*MSW（Medical Social Worker）：主に医療機関や老人保健施設等に勤務し、医師・看護師・理学療法士などと共に、患者・家族への相談や、様々な援助を行う。医療ソーシャルワーカー

- **在宅療養児一時受入支援事業** **32 百万円**
 - ・ 周産期母子医療センター等が、在宅療養に移行したNICU等長期入院児を、定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを目的として一時的に受け入れる場合に、必要な病床や看護師等の確保に要する経費の一部を補助します。

- **産科医等確保支援事業** **129 百万円**
 - ・ 産科医や助産師に分娩手当を支給する分娩取扱機関に対し、経費の一部を補助することにより、産科医療機関及び産科医等の確保を図ります。

- **産科救急対応向上事業** **4 百万円**
 - ・ 分娩取扱施設の医師及び看護師等を対象として、産科救急に関する研修を実施し、初期対応の強化を図ります。

- **新生児医療担当医育成支援事業** **3 百万円**
 - ・ 臨床研修終了後の専門的研修において小児科を選択し、かつNICU等で新生児医療を担当する医師に研修医手当を支給する医療機関に対し、経費の一部を補助することにより、将来の新生児医療を担う医師の育成を図ります。

○ 災害時周産期医療対策

6 百万円

- ・ 災害医療コーディネーターのサポート役として小児・周産期医療に関する調整を行う「災害時小児周産期リエゾン」の養成・配置を行うとともに、災害時の周産期医療提供体制の整備を進めます。

○ 東京都こども救命センターの運営

209 百万円

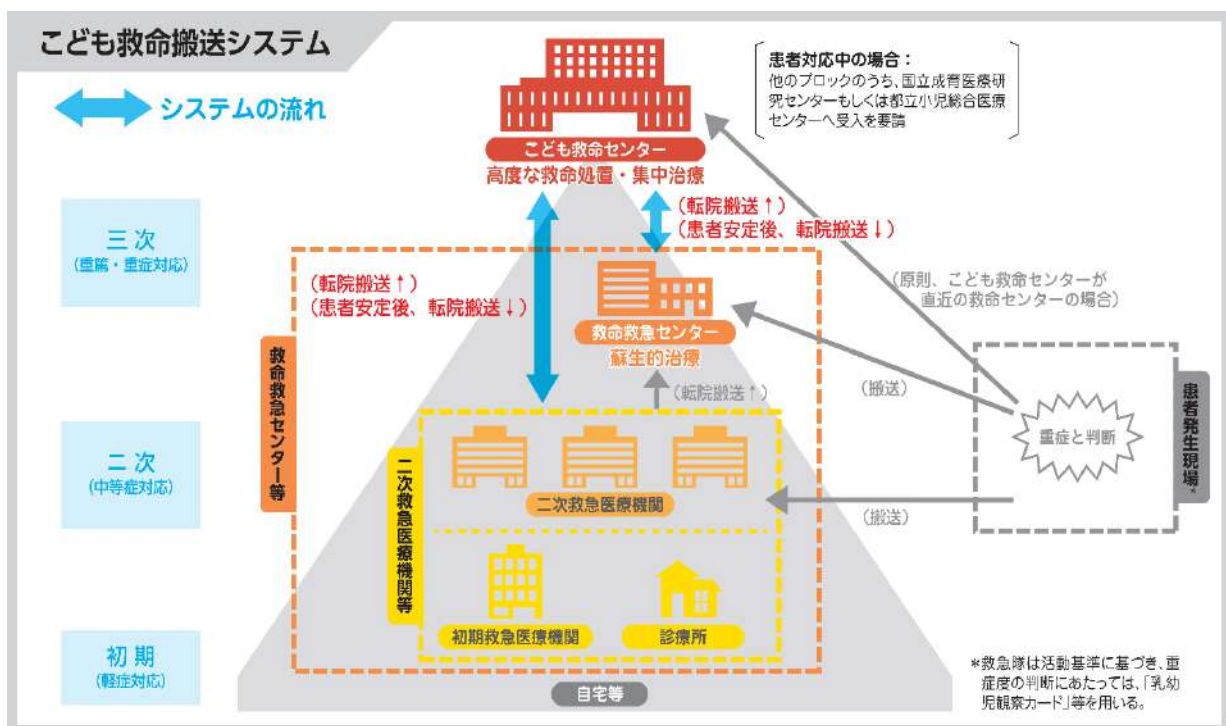
- ・ 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命治療を行う「東京都こども救命センター」4病院を中核として、こども救命搬送システムによる、小児特有の症状に対応した適切な医療提供体制を確保します。

また、退院支援コーディネーターを配置し、円滑な転退院を支援します。

○ 小児集中治療室医療従事者研修事業

13 百万円

- ・ 小児の集中治療に係る専門的な研修を実施し、小児の救命救急及び集中治療に従事する医師を養成します。



- **休日・全夜間診療事業（小児）** **1,034 百万円**
 - ・ 入院治療を必要とする小児の救急患者に365日24時間対応するため、休日及び夜間の救急入院が可能な病床を確保します。
[休日・全夜間診療事業参画医療機関（小児） 53施設（令和5年4月現在）]
 - ・ 緊急性の高い患者を迅速に適切な医療につなげるため、救急医療の要否や診療の優先順位を判断する「トリアージ」を行う専任看護師を休日・全夜間診療事業（小児）の参画医療機関に配置します。[3施設]

- **地域において小児救急医療を担う人材の養成・確保** **14 百万円**
 - ・ 地域の小児初期救急診療を担う医師を確保するため、地域の診療所の医師を対象とした小児救急医療に関する臨床研修等を実施します。
 - ・ また、診療所医師と指定二次救急医療機関（小児科）の医師等を対象とした専門的な研修受講への支援を行うことにより、地域の小児救急医療水準の向上を図り、小児救急医療を担う人材の確保を進めます。

- **助産所における安全・安心な分娩の支援【新規】** **36 百万円**
 - ・ 妊婦の多様なニーズに応え、身近な地域で安全・安心に出産できる環境を整備するため、分娩を取り扱う助産所に対して、設備整備への補助や、嘱託医師等の確保及び連携を支援します。

3 がん・循環器病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境の整備を進めます

「東京都がん対策推進計画」に基づき、がん診療連携拠点病院や東京都がん診療連携拠点病院等を整備し、高度で専門的ながん医療提供体制を確保するとともに、小児・AYA 世代のがんの診療連携体制の強化・構築及び相談支援の充実、生殖機能温存治療等にかかる費用の助成等に取り組みます。

また、循環器病、糖尿病の医療連携体制を強化し、速やかに専門的な医療を受けられる体制を整備します。

さらに、高齢化の急速な進展による医療ニーズに対応し、病床の機能分化・連携を推進するとともに、医療・介護の連携強化など在宅療養環境の整備を進めます。

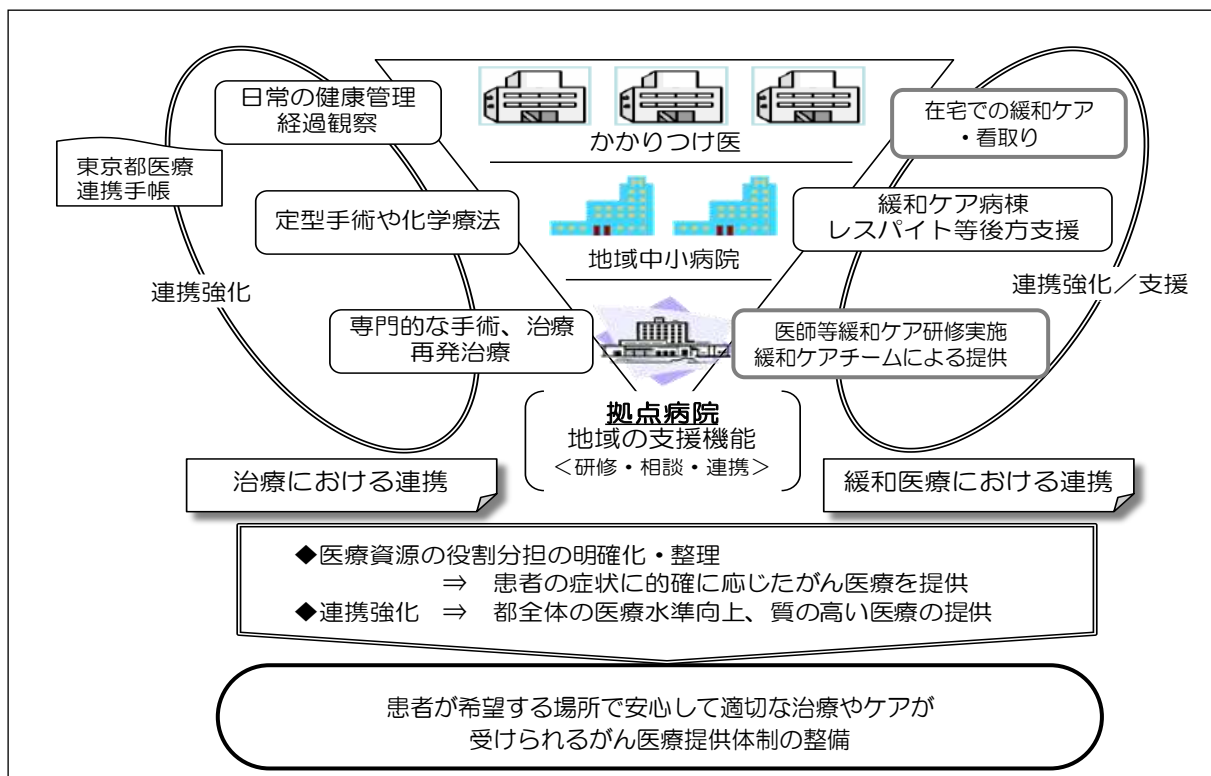
主な事業展開

- ◎ **がん診療連携拠点病院事業** **317 百万円**
 - ・ 質の高いがん医療の提供と地域のがん医療水準の向上を図るため、「がん診療連携拠点病院」を整備し、緩和ケアを含め、患者の症状に的確に対応できるがん医療提供体制を確保します。[がん診療連携拠点病院 28病院（令和5年4月現在）]
 - ・ 仕事をしながら治療を行う患者やその家族の利便性に配慮し、がん診療連携拠点病院の相談支援センターの一部で相談時間を休日や夜間にも拡大して支援を実施しています。

- ◎ **東京都がん診療連携拠点病院事業** **103 百万円**
 - ・ 国が指定するがん診療連携拠点病院と同等の機能を有する医療機関を、「東京都がん診療連携拠点病院」として都独自に整備し、高度な診療機能、研修機能、地域医療連携機能等を充実します。[東京都がん診療連携拠点病院 9病院（令和5年4月現在）]

- **地域がん診療病院事業** **8 百万円**
 - ・ がん診療連携拠点病院が指定されていない二次保健医療圏において、緩和ケア、相談支援等の基本的ながん診療機能を確保した病院を整備し、隣接する二次保健医療圏のがん診療連携拠点病院と連携して、質の高いがん医療提供体制を確保します。
[地域がん診療病院 1病院（令和5年4月現在）]

＜都におけるがん医療提供体制＞



◎ 東京都小児・AYA 世代がん診療連携推進事業

14 百万円

- 希少がんである小児がんの患者やAYA世代のがん患者に適切な医療の提供や支援を行うため、小児がん拠点病院や東京都小児がん診療病院、AYA世代がん患者の診療を行うがん診療連携拠点病院等で構成する診療連携ネットワークを中心として、「東京都小児・AYA世代がん診療連携協議会」を設置・運営し、症例検討会や相談支援員向け研修の実施など、都全体の診療連携体制の強化や相談支援体制の充実等に取り組みます。

[小児がん拠点病院（国指定）2病院、東京都小児がん診療病院 13病院（令和5年4月現在）]

- また、小児がんの疑いのある患者をネットワーク参画病院等に適切につなげるための地域の小児科等の医師等を対象とした小児がんに関する研修や、患者や家族へのケアなど、小児がん特有の課題に対応した適切な緩和ケアを提供するための研修を実施します。

◎ AYA 世代等がん患者支援事業

15 百万円

- AYA世代のがん患者への適切な医療提供体制の構築や、多様なニーズに応じた環境の整備に向けた検討を進めるとともに、がん診療連携拠点病院等を「AYA世代がん相談情報センター」に指定し、専門的な相談支援体制を整備します。

◎ 若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業

212 百万円

- 若年がん患者等が、将来の妊娠に備えるため、卵子・精子凍結等の生殖機能温存治療から、受精卵移植等の妊娠のための治療を一体的に受ける際の費用の助成を行います。

- ◎ **がん患者へのアピアランスケア支援事業【新規】** **(包括補助)**
 - ・ がん治療に伴う外見の変化に悩みを抱えている患者に対し、ウィッグや胸部補正具（補正下着等）の購入やレンタル等にかかった費用を助成する区市町村を支援します。
[医療保健政策区市町村包括補助]

- ◎ **がん患者の治療と仕事の両立支援事業** **9 百万円**
 - ・ がん患者の治療と仕事の両立の実現に向けた環境の充実など、就労継続に必要な支援策の検討を進めるとともに、企業等の取組を促進するための普及啓発を行います。

- ◎ **がん治療と就労の両立に向けた支援事業【新規】** **24 百万円**
 - ・ 頭頸部がん患者のニーズを調査し、患者本位の医療技術の開発提供や病院施設の充実など、治療と就労の両立を多角的に支援する体制モデルを構築します。

- ◎ **緩和ケア推進事業** **19 百万円**
 - ・ 薬剤師、リハビリテーション職、臨床心理士等に対し、都が作成したプログラムによる緩和ケア研修を行い、地域の医療従事者への緩和ケアの知識等の普及を図ります。

- **循環器病対策【一部新規】** **97 百万円**
 - ・ **循環器病対策推進協議会** **3 百万円**
東京都循環器病対策推進計画に基づき、円滑な医療連携の推進や普及啓発等の必要な取組について検討を行い、東京の実情に応じた循環器病対策を総合的・計画的に推進します。
 - ・ **脳卒中医療連携推進事業** **21 百万円**
脳卒中を発症した患者を速やかに急性期医療機関に救急搬送するとともに、地域において切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる体制を推進します。
 - ・ **心臓循環器救急医療体制整備事業** **50 百万円**
CCU*医療従事者等への研修等、CCU 救急医療機関のレベルアップと連携体制を確立し、心臓循環器患者の生命の安全を図ります。
*CCU (Coronary Care Unit) : 主に急性心筋梗塞等の冠状動脈疾患の急性危機状態の患者を収容し、厳重な監視モニター下で持続的に管理する部門
 - ・ **心不全サポート事業【新規】** **17 百万円**
地域における医療・介護関係者への心不全に対する理解促進や相談支援の充実を図るとともに、関係者間の連携を強化し、患者が地域において安心して療養生活を送れる体制を整備します。
 - ・ **循環器ポータルサイト運営事業【新規】** **6 百万円**
循環器病ポータルサイトにより、患者や家族のニーズに応じた情報や相談窓口を一元管理し、都民に対し循環器病に関する情報を分かりやすく提供します。

○ **糖尿病医療連携推進事業**

33 百万円

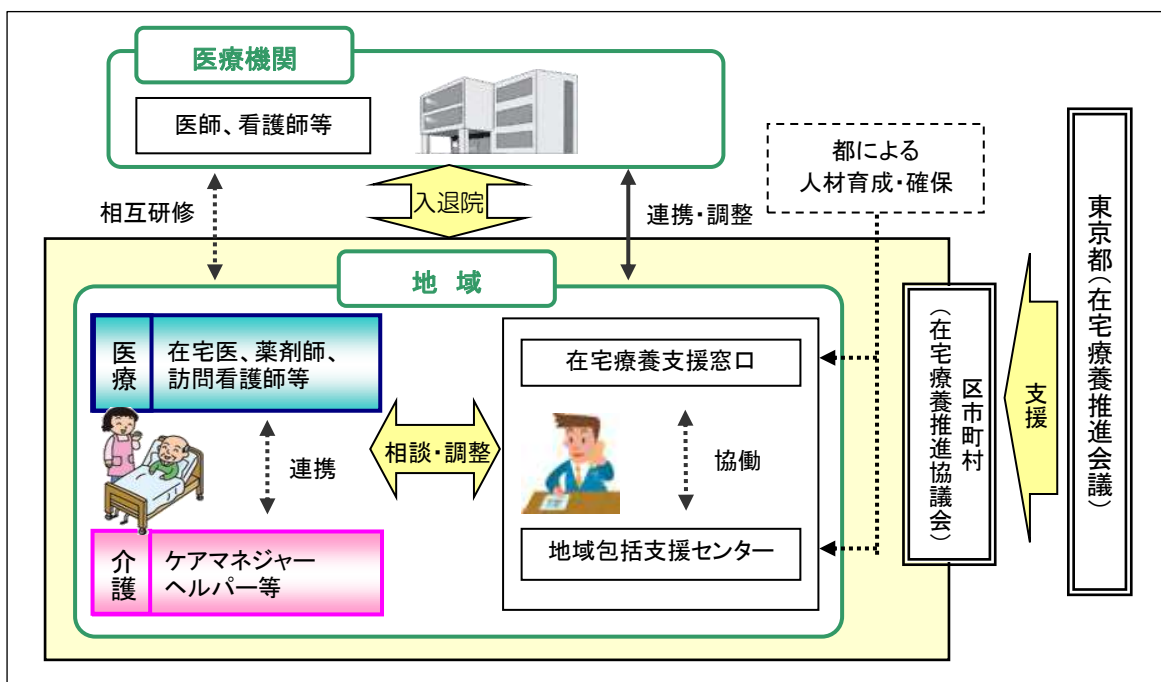
- 糖尿病の専門医療の提供可能な医療機関の確保、合併症予防の取組、地域における病院・診療所間の医療連携を推進します。

◎ **東京都在宅療養推進会議（在宅療養普及事業）**

7 百万円

- 都民、医療・介護関係者、関係団体等で構成する「東京都在宅療養推進会議」において、都民が地域で安心して在宅療養ができる環境づくりを進めるため、医療と介護の連携体制の整備や、在宅療養等に関する都民・関係者への普及啓発等に関する検討などの取組を進めます。

<在宅療養支援体制のイメージ>



○ **区市町村在宅療養推進事業**

193 百万円

- 在宅療養における医療と介護の連携を推進するため、24時間診療体制や後方支援病床の確保など切れ目のない在宅医療・介護提供体制の構築や医療・介護関係者等の情報共有への支援、医療的ケアが必要な小児等の在宅医療体制の整備など区市町村の地域の実情に応じた取組を支援します。

○ **東京都多職種連携ネットワーク事業**

27 百万円

- 各地域で運用されている複数の多職種連携システムからそれぞれの患者情報に円滑にアクセスできる共通のポータルサイトを運用し、地域の医療・介護関係者の情報共有を充実するとともに、病院と地域の情報共有、病院間の連携にも活用するなど、広域的な連携を促進します。

- ◎ **在宅医療推進強化事業【新規】** **200 百万円**

 - ・ 在宅医療をより一層推進するため、往診医療機関の活用などにより、地域における24時間診療体制の構築に取り組む地区医師会を支援するとともに、在宅医等がオンラインを活用して病院からの診療支援を円滑に受けられる仕組みを構築します。
- **在宅療養研修事業** **11 百万円**

 - ・ 在宅療養患者の支援体制を整備するため、多職種による相互理解・連携強化のための連絡会（多職種連携連絡会）や、医療・介護関係者等の在宅療養に関する知識・課題の共有や相互理解の促進を図るシンポジウムを実施します。
 - ・ 各地域の在宅療養推進の中心的な役割を担う人材（在宅療養地域リーダー）を育成する研修や、病院と診療所の連携を推進する相互研修、病院医師、スタッフの在宅療養に関する理解を促進する研修を実施します。
- ◎ **在宅医療参入促進事業** **10 百万円**

 - ・ 訪問診療等を実施していない診療所医師等を対象に、在宅医療に関する理解を促進するためのセミナーを開催するとともに、在宅医の訪問診療に同行して実際の現場を体験できる研修を実施し、在宅医療への参入を促進します。
- ◎ **入退院時連携強化事業** **205 百万円**

 - ・ 医療機関等で入退院支援に取り組む人材の育成や、入退院時の地域の医療・介護関係者との連携を一層強化し、在宅療養生活への円滑な移行を促進します。
- **小児等在宅医療推進研修事業** **6 百万円**

 - ・ 診療所等の在宅医等に対し小児医療に関する研修を実施し、小児等在宅医療への参入促進を図ります。
- ◎ **ACP 推進事業** **18 百万円**

 - ・ 都民が希望する医療・ケアを受けることができるよう、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）について、医療・介護関係者の実践力向上のための研修等を行い、住み慣れた暮らしの場における看取り支援の充実を図ります。
- ◎ **地域医療構想推進事業（ソフト）** **322 百万円**

 - ・ 東京都地域医療構想に基づき、病床機能の転換や病床の整備を検討する医療機関に対し、経営分析、転換計画の立案や課題への助言等、医療経営の専門家が支援します。
また、病床機能の転換や病床の整備を行う医療機関に対し、開設準備や人員体制の確保に要する経費の一部を補助します。

- ◎ **地域医療構想推進事業（施設設備整備）** **2,364 百万円**

 - ・ 地域医療構想に基づき、病床機能の転換や病床の整備を行う医療機関に対し、改修・改築等の施設・設備整備費の一部を補助します。
 - ・ 緩和ケア、看取りケア、リハビリテーション、在宅療養の後方支援等の機能強化に取り組む地域医療を支える医療機関に対し、施設設備整備費の一部を補助します。
- **病床機能再編支援事業** **438 百万円**

 - ・ 地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制の構築に向け、地域医療構想に即した病床機能の再編を行う医療機関を支援します。
- **地域リハビリテーション支援事業** **34 百万円**

 - ・ 地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援することにより、保健・医療・福祉が連携した地域リハビリテーションのシステム化を図ります。
[地域リハビリテーション支援センター 12病院（令和5年4月現在）]
- **人工神経接続装置開発の推進** **60 百万円**

 - ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所において、脊髄損傷患者や脳梗塞患者の身体機能の回復を目指し、独自に開発した「人工神経接続」を用いて、疾患病態に合わせた神経接続方法と刺激方法を新規に開発するための臨床研究を推進します。
- **周術期口腔ケア推進事業** **6 百万円**

 - ・ がん患者等の治療の苦痛を軽減し QOL を高めるために、周術期の患者の口腔ケアや歯科治療に対応できる歯科医療従事者を育成する研修や、周術期における口腔ケアの大切さについて都民向けの普及啓発を行います。
- **在宅歯科医療推進事業** **6 百万円**

 - ・ 在宅療養患者を支える介護支援専門員や訪問看護師などの多職種等を対象に、口腔内の状況が療養生活に及ぼす影響や歯科支援の重要性などに関する講習会を実施するとともに、口腔内のチェックシートやマニュアルの活用を促進することにより、在宅療養患者の口腔機能の維持、向上を図ります。
- **東京都地域医療連携システムデジタル環境整備推進事業** **541 百万円**

 - ・ 地域の医療機関間でデジタル技術を活用して患者の医療情報の共有化を図る取組を支援し、地域医療連携を推進します。
- **病院診療情報デジタル推進事業** **972 百万円**

 - ・ 中小病院の電子カルテシステムの整備等を支援するとともに、地域医療連携ネットワークへの参画を進め、デジタル技術を活用した効果的な医療情報の共有等を促進します。

- ◎ **東京都オンライン医療相談・診療等環境整備補助事業** **8 百万円**
 - ・ かかりつけ医等によるオンライン医療相談・診療を推進するため、情報通信機器等の初期経費等を支援します。

- ◎ **オンライン診療に係る都民及び医療機関への普及啓発事業【新規】** **8 百万円**
 - ・ オンライン診療等に関する理解促進を図るため、広報動画の作成や医療機関向けオンラインセミナーを開催します。

- **へき地医療対策の充実強化【一部新規】** **301 百万円**
 - ・ 島しょ地域などのへき地の公立医療機関への医師等の定期的な派遣のため、へき地医療対策協議会の設置や町村、大学病院等との調整を行います。
 - ・ また、島しょ救急患者搬送における島しょ医療機関と本土医療機関との間の情報共有を円滑に行うため、医療従事者用コミュニケーションツールを導入します。

- **外国人旅行者等への医療情報提供体制の整備** **25 百万円**
 - ・ 外国人旅行者等が安心して医療を受けられるよう、外国人患者の受入れ体制整備に対する補助、医療従事者向けの外国人対応に関する研修、電話による医療機関向け救急通訳サービス等を実施し、医療機関の受入れ体制の整備を支援します。
 - ・ また、外国人患者への医療提供体制の充実に向けた検討を進め、外国人患者が地域で安心して受診できるよう地域の実情に応じた受入環境整備を行います。
 - ・ 宿泊施設等で外国人が体調を崩した場合にスタッフが症状に応じた適切な医療機関への受診を支援するため、作成した対応マニュアルの周知を図ります。

- **医療現場への「やさしい日本語」導入・普及事業** **49 百万円**
 - ・ 医療現場への「やさしい日本語」の導入・普及を推進し、患者と医療現場の間における、より円滑なコミュニケーションの実現を図ります。

4 医療人材の確保・育成を支援します

都内において救急医療、へき地医療等の医療分野や、小児科、産科等の診療科に従事する医師確保に努めるとともに、医療従事者の勤務環境の改善や定着・再就業を支援するなど総合的な人材確保対策に取り組みます。

主な事業展開

- **医師奨学金制度** **875 百万円**
 - ・ 都内で小児、周産期、救急、へき地医療等に従事する医師を確保するため、これらの医療に将来従事する意志のある学生を対象に奨学金を貸与します。

- **東京都地域医療支援センター事業** **4 百万円**
 - ・ 医療機関における医師確保支援、医師奨学金被貸与者のキャリア形成支援など、都の特性を踏まえた総合的な医師確保対策を推進します。

- **東京都地域医療支援ドクター事業** **18 百万円**
 - ・ へき地及び多摩地域の医療提供体制を支援するため、地域医療の支援に意欲のある医師を「東京都地域医療支援ドクター」として都が採用し、周産期、小児、救急等医師確保が困難な市町村公立病院及びへき地医療機関に派遣します。

- **新人看護職員研修体制整備事業** **129 百万円**
 - ・ 新人看護職員の臨床研修に要する経費の一部を補助するとともに、卒後臨床研修の自主的な実施を支援するための研修責任者等研修や採用数の少ない複数の病院による合同研修を実施し、新人職員の早期離職防止と定着促進を図ります。

- ◎ **島しょ看護職員定着促進事業【一部新規】** **8 百万円**
 - ・ 島しょで働く看護職員に対する出張研修や、看護職員が一時的に島を離れる際の短期代替看護職員の派遣を実施することにより、島しょ看護職員の定着促進を図ります。
 - ・ 島しょ地域で従事する看護職員が、島を離れずオンラインで研修を受ける機会を新たに確保します。

- **島しょ地域医療従事者確保事業** **(包括補助)**
 - ・ 医療従事者を対象とした現地見学会を開催する島しょ町村に対して、その経費の一部を補助することにより、島しょにおける医療従事者の確保や定着促進を支援します。

[医療保健政策区市町村包括補助]

- **看護職員地域確保支援事業** **88 百万円**
 - ・ 離職した看護職員が、身近な地域の病院や訪問看護ステーション等で、自らの経験やスキルに応じて受けられる復職支援研修・再就業支援相談を実施することにより、潜在看護職等の就業意欲を一層喚起し、再就業を促進します。

- **看護職員再就業支援事業** **131 百万円**
 - ・ 東京都ナースプラザにおける再就業希望者に向けた情報発信の充実や短時間・非常勤勤務希望者を受け入れる求人施設情報の積極的収集、再就業・定着に向けた奨励金の支給等を実施します。

- **看護職員定着促進支援事業** **75 百万円**
 - ・ 看護職員の定着促進を図るため、都が委嘱した就業協力員が、中小病院を訪問し、勤務環境改善や研修体制の構築など、各施設の取組を支援するとともに、地域医療機関を含めた研修を実施します。

- **プラチナナース就業継続支援事業** **26 百万円**
 - ・ 経験豊富な看護職員のキャリア継続を支援するため、定年退職前からその後のライフプランを考え、多様な職場を知る機会を提供し、看護職員の潜在化を防止するとともに、定着・再就業の促進を図ります。

- **助産師定着促進事業** **12 百万円**
 - ・ 医療機関間の調整を行うコーディネーターの配置や出向研修発表会の開催等により、助産師の出向を支援し、助産師の資質向上と定着促進を図ります。

- ◎ **病院勤務者の勤務環境改善や復職支援** **265 百万円**
 - ・ 病院勤務の医師や看護職員の勤務環境を改善し、離職防止及び定着を図るとともに、出産や育児などにより職場を離れた医師等の復職に向けた取組を行う病院に対する支援を行います。

- **医療勤務環境改善支援センター事業** **22 百万円**
 - ・ 働きやすい環境整備に向けた医療機関の取組を支援し、医師・看護師等の医療スタッフの勤務環境を改善することにより、医療安全の確保及び医療の質の向上を図ります。

- **地域医療勤務環境改善体制整備事業** **170 百万円**
 - ・ 医師の働き方改革を推進するため、救急医療など地域において特別な役割を担い、勤務医の労働時間が長時間に及ぶ医療機関が行う、ICT環境整備、休憩室整備、短時間勤務要員確保などの勤務環境改善に向けた体制整備を支援します。

5 都立病院機構による行政的医療の安定的かつ継続的な提供 や地域医療の充実等に向けた取組を支援します

令和4年7月1日、高度・専門的医療を担ってきた都立病院（8 病院）と地域医療を強みとしてきた公社病院（6 病院・東京都がん検診センター）を一体として地方独立行政法人化した、地方独立行政法人東京都立病院機構を設立しました。

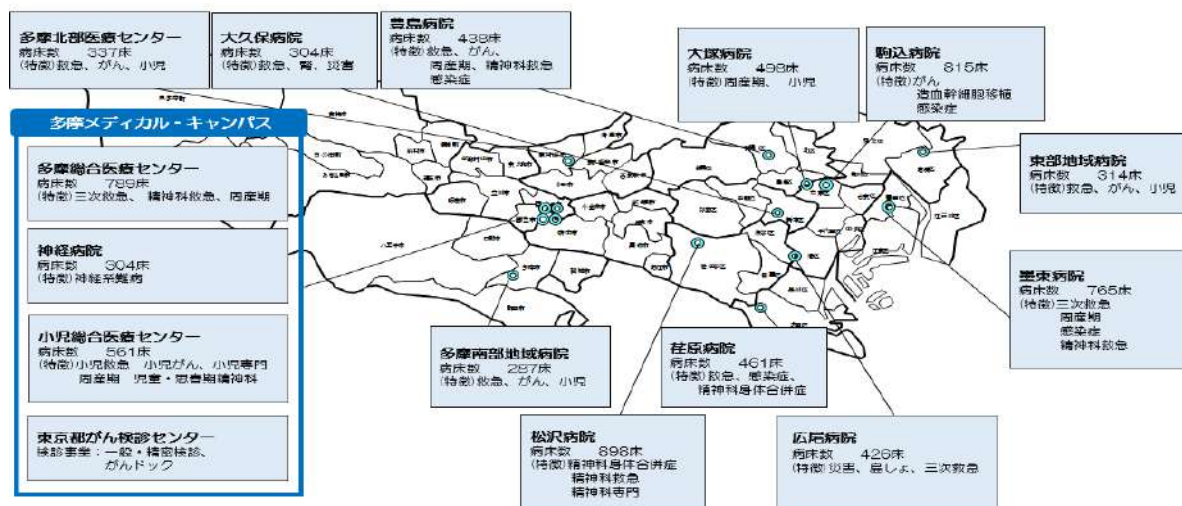
東京都は、「大都市東京を医療で支える」との理念の下、すべての都民のための病院として、たゆまぬ自己改革を行い、質の高い医療サービスを提供し、都民の生命と健康を支えていく都立病院機構の取組を支援します。

主な事業展開

○ 東京都立病院機構への支援【一部新規】 52,723 百万円

- 行政的医療の安定的かつ継続的な提供をはじめ、高度・専門的医療等の提供及び地域医療の充実への貢献に向けた取組を推進するため、地方独立行政法人東京都立病院機構の運営の支援を行います。
- その他、都立病院の臨床現場を活用して、都独自の総合診療医の育成プログラムを作成し、人材育成を行うとともに、育成した人材を地域に輩出し都における総合診療体制を充実・強化します。
- また、都立広尾病院と町立八丈病院との間で、5G通信を活用した高精細な映像等の送受信による診療支援を実施します。
- さらに、都内未導入の粒子線治療について、都立病院粒子線治療施設整備計画（仮称）を策定します。

東京都立病院機構が運営する施設の概要



令和5年4月現在

都立病院による行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供

各病院等の医療機能に応じ、他の医療機関等との適切な役割分担と連携のもと次の医療を提供

ア がん医療	<ul style="list-style-type: none"> ・難治性がんや合併症を伴うがん患者等に高度で専門的ながん医療を提供 ・AYA世代がん患者に適切な医療等を提供
イ 精神疾患医療	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療、精神科身体合併症医療など専門性の高い精神疾患医療を提供 ・こころとからだを総合した児童・思春期精神科医療を提供
ウ 救急医療	<ul style="list-style-type: none"> ・東京ERの運営など総合的な救急医療を提供 ・脳血管疾患や心疾患、重度外傷等の様々な救急患者の受入れを推進
エ 災害医療	<ul style="list-style-type: none"> ・都の方針を踏まえ、災害拠点病院等に求められる役割に応じた災害医療を提供 ・関係機関等との合同訓練等を通じて地域の災害対応力を向上
オ 島しょ医療	<ul style="list-style-type: none"> ・島しょ地域の救急患者等を受け入れる体制を整備し、島しょ医療を提供 ・島しょ地域の医療を支える人材を育成
カ 周産期医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク妊産婦や新生児等に対して高度で専門的な周産期医療を提供 ・未受診妊婦など社会的リスクを抱えた妊産婦に適切な医療等を提供
キ 小児医療	<ul style="list-style-type: none"> ・希少疾患等に対し先進的かつ専門性の高い小児医療を提供 ・医療的ケア児の在宅療養への円滑な移行を支援
ク 感染症医療	<ul style="list-style-type: none"> ・都が行う感染症対策を踏まえながら、各病院の感染症医療提供体制を整備 ・有事の際に即戦力となる看護師等を育成し法人全体の感染症対応力を強化 ・看護師の派遣による指導等により、地域の感染症対応力の強化に貢献
ケ 難病医療	<ul style="list-style-type: none"> ・脳・神経系難病、免疫系難病等に対して高度で専門的な難病医療を提供 ・早期の診断から進行期の診療・ケア、療養支援に至る一貫した医療を提供
コ 障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の合併症医療や障害者歯科医療等を提供 ・地域の医療機関等への技術支援等を通じて、在宅療養への移行を支援
サ 総合診療の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・総合診療科を充実し、入院患者の様々な症候に対応 ・大学や地域の医療機関とも連携しながら総合診療医を確保・育成
シ その他の行政的医療等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・難治性のアレルギー疾患等の質の高い行政的医療を提供 ・新たな医療課題や地域の医療課題に対応

第7 多様化する健康危機から都民を守ります

（健康危機の発生状況等）

【危険ドラッグ等の状況】

- 都内の薬物事犯検挙人員は平成26年以降増加傾向にあり、インターネットで取引される製品から、規制薬物が検出されることも多く、特に若年層への薬物乱用の広がりが懸念されています。

平成27年7月末以降、危険ドラッグを販売する都内の街頭店舗はゼロとなっていますが、危険な成分を含む未規制薬物の海外からの流入は続いており、また、SNSの利用など販売方法が巧妙化しています。

また、近年、大麻の乱用や市販薬の過剰摂取が問題となっており、特に30歳未満の若い世代での乱用が深刻化しています。

【食品の安全にかかわる問題】

- ノロウイルスによる大規模な食中毒の発生や、医薬品成分を含む「健康食品」の流通など、食に関する健康被害が顕在化しています。

【アレルギー疾患の状況】

- 食物アレルギーなどのアレルギー疾患は、重篤な過敏反応を起こすこともあるなど、多くの国民の生活に影響を及ぼしており、アレルギー対策を総合的に推進するため、平成27年にアレルギー疾患対策基本法が施行されました。

（都の取組）

- 多様化する健康危機から都民を守るため、食品・医薬品・生活環境・飲料水等の安全を確保するとともに新たな危機に備えて体制を充実しています。

	日々の安全確保	健康危機の例
医薬品	薬物乱用防止対策、薬事関係免許 医薬品等の許認可・監視指導 医薬品等広告の適正化	危険ドラッグ・大麻等 不良医薬品・医療機器等 医薬品成分を含む健康食品
食品	食品などの監視・検査 飲食店等の許可・監視指導 食中毒対策、食品表示の適正化	食中毒、残留農薬 食物アレルギー 食品表示偽装、放射性物質
環境	環境に係る健康影響対策 生活衛生対策 建築物・水道事業の監視指導	アレルギー疾患 レジオネラ症 放射性物質

【危険ドラッグ対策等】

- 「東京都薬物の濫用防止に関する条例」に基づき、知事指定薬物の指定や国への情報提供など、危険ドラッグ規制の強化に取り組んでいます。
- また、「東京都薬物乱用対策推進計画」（平成31年3月改定）に基づき、国内・海外で乱用されている未規制薬物の動向やインターネット上の取引の把握、監視指導の強化及び若者を対象とした効果的な普及啓発の実施など、危険ドラッグの速やかな排除や、大麻などの薬物の乱用防止に向けた総合的な取組を推進しています。

【食品・環境保健対策等】

- 「東京都食品安全推進計画」（令和3年3月改定）に基づき、事業者による自主的衛生管理の推進、生産から販売に至る監視指導、食品の安全に関する国内外への情報発信など、様々な施策を推進しています（本計画については、P21参照）。
- アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、「東京都アレルギー疾患対策推進計画」（令和4年3月改定）に基づき、適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進、患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりに取り組んでいます。
- 大気汚染や室内環境、食品や食器に含まれる化学物質などの健康影響を未然に防ぐための保健施策、調査研究を実施しています。

【動物愛護管理】

- 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、「東京都動物愛護管理推進計画」（令和3年3月改定）に基づき、動物の適正飼養や終生飼養の徹底や飼い主のいない猫対策、新たな飼い主への譲渡拡大等の取組をボランティア団体等と連携して進めることにより、動物の殺処分*ゼロを実現しています。また、動物由来感染症への対応や災害対策の強化など、危機管理に係る施策を推進しています（本計画については、P22参照）。

*動物の殺処分：都においては、①動物福祉等（苦痛からの解放、著しい攻撃性、衰弱や感染症によって成育が極めて困難）の観点から行ったもの 及び ②引取・収容後に死亡したものを除いた致死処分を「殺処分」と表現しています。

（令和5年度取組）

- 1 危険ドラッグ等の速やかな排除、薬物の乱用防止を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します**
- 2 健康危機から都民を守る体制を確保します**
- 3 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します**

1 危険ドラッグ等の速やかな排除、薬物の乱用防止を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します

法の規制を逃れて次々と出現している危険ドラッグや近年、若者を中心に乱用が拡大している大麻等の脅威から都民を守るための対策を強化します。

主な事業展開

○ 危険ドラッグ対策等（薬物の乱用防止）【一部新規】 116 百万円

・ 規制の強化

高度な成分分析機器の活用等に加え、国内未流通成分等の合成を実施することにより、人体への影響が確認できた薬物を速やかに知事指定薬物に指定し、同時に国等へ情報提供を行い、全国的な規制につなげることで、危険ドラッグの流通拡大を防ぎます。

・ 監視指導等の強化

国内・海外で乱用されている未規制薬物や販売実態を把握するため、流通実態調査やビッグデータ解析*、海外文献情報の収集等を行うとともに、製品名等を隠した巧妙な販売方法に対応するため、ソーシャルリスニング監視*や通常の方法ではアクセスできないサイト等に対する監視を実施し、新たな危険ドラッグの流通を防ぎます。

* ビッグデータ解析：Twitter等のソーシャルメディア等を調査対象として定型的なキーワード等に関する情報を収集・分析し、流行製品や販売実態等を把握すること。

* ソーシャルリスニング監視：ソーシャルメディアやブログなどの書き込みをリアルタイムに収集、調査・分析を行い、非定型な取引ワードを抽出し、流行製品や販売実態等を把握すること。

・ 普及啓発の強化

若者を引き付ける啓発動画の放映、インターネット上の啓発用サイトやキーワード連動広告、大学生等と連携した効果的な普及啓発活動等を通じて、危険ドラッグ等の薬物の有害性を訴えていきます。特に、大麻の有害性についての誤った認識を持たないように、若者を中心に普及啓発を進めます。

・ 実態調査の実施

大麻・市販薬乱用防止を目的に、若者への効果的な啓発手法を検討するため、大麻・市販薬乱用に関する実態調査を実施します。【新規】

<危険ドラッグ>



ハーブタイプ



パウダータイプ



リキッドタイプ

＜東京都健康安全研究センター＞

東京都健康安全研究センターは、都民の生命と健康を守る科学的・技術的拠点として、医薬品、食品、飲料水や生活環境における日々の安全・安心の確保と、感染症などの健康危機への備えの両面から、試験検査、調査研究、研修、公衆衛生情報の解析・提供及び監視指導を行っています。

センターの業務は、検査・研究、広域監視、健康危機情報の3部門に大別され、各部門が連携をとりながら一元的に業務を実施しています。

○ 検査・研究部門

- ・ 保健所等からの依頼に基づき、感染症の病原体検査、食中毒の原因究明に関する検査をはじめ、食品、医薬品、家庭用品、大気や水の安全性など広範囲な試験検査を行っています。
- ・ また、健康危機に関わる様々な課題について、基礎的・応用的な研究を実施するほか、試験法の開発・改良に関する研究等を行っています。
- ・ このほか、都内の衛生検査所における検査精度の向上を図るための精度管理事業を実施しています。

○ 広域監視部門

- ・ 医薬品等の製造販売業等の許認可、監視指導、収去検査を実施するほか、毒物及び劇物の製造業、輸入業や、医療機器等を取り扱う事業者の登録・許可、監視指導を行っています。
- ・ また、広域流通食品を取り扱う食品輸入業、大規模製造業、問屋業などの流通拠点施設等に対する監視指導、収去検査、表示検査等を実施しています。
- ・ さらに、多数の人が利用する大規模なビル（特定建築物）の室内空気環境、給排水、ねずみ昆虫防除などの維持管理の適正化を図るため、各種調査・指導を行っています。

○ 健康危機情報部門

- ・ 感染症の発生状況や医薬品・食品の安全に関する情報、花粉の飛散状況等の環境保健衛生に関する情報の収集、解析を実施し、都民や関係機関に向けて発信するほか、都民向けの公開講座などの普及啓発事業を実施しています。
- ・ 感染症の疫学情報部門では、地方感染症情報センターとして、保健所等と連携しながら、患者発生情報や病原体情報等の収集・分析等を行っています。
- ・ また、東京都及び特別区・保健所設置市の技術系職員を対象とした研修や、健康安全分野における専門職種を対象とした研修等を実施しています。

2 健康危機から都民を守る体制を確保します

食中毒や不適正表示等の食の安全性に関わる問題や大気汚染など生活環境に起因する健康影響など、様々な危機から都民の生命と健康を守ります。

主な事業展開

- **食中毒対策** **51 百万円**
 - ・ 食中毒の発生原因を究明するための検査を実施するとともに、腸管出血性大腸菌等による食中毒の発生を未然に防ぐため、汚染状況の調査、営業者の自主的衛生管理推進のための指導を行います。

- **HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進** **16 百万円**
 - ・ 平成30年の食品衛生法の改正により、令和3年6月から原則全ての食品等事業者に「HACCP に沿った衛生管理」が義務化されたことから、食品等事業者が、「HACCP に沿った衛生管理」を円滑に導入し、定着できるよう、相談受付などの技術的支援を行うとともに、人材育成を進めます。

- **食品安全情報の外国人への発信等** **7 百万円**
 - ・ 東京を訪れる外国人が安心して食を楽しめるよう、飲食店等が外国人客に対してアレルギーの原因食品の情報を適切に提供できるよう支援します。
 - ・ また、近年、都内において外国人の飲食店等従事者が増加している背景を踏まえ、外国人従事者が適切な衛生管理を実施できるよう支援します。

- **健康食品対策** **9 百万円**
 - ・ 健康食品による危害の未然防止を徹底していくため、市販品の買上げによる成分分析や製品表示・広告の検査を行うとともに、事業者を対象とした講習会や都民への普及啓発を行います。

- **大気汚染医療費助成の実施** **1,480 百万円**
 - ・ 大気汚染の影響を受けていると推定される患者を対象とした医療費助成を実施します。

◎ **アレルギー疾患対策の推進【一部新規】** **70 百万円**

- アレルギー疾患に係る基礎知識や自己管理方法、専門的医療を提供する医療機関等について、「東京都アレルギー情報navi.」で情報提供するとともに、社会福祉施設等職員を対象とした研修の実施、相談体制や関係機関の連携体制の充実強化など、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ります。
- 医師向けのアレルギー疾患治療の専門研修や患者指導を行う看護師等を対象とした研修を実施します。
- 医療機関がそれぞれの役割に応じて適切な診療を実施することができるよう、地域の拠点となる医療機関と診療所等との連携事業を行います。【新規】
- デジタル技術を活用した「緊急時対応ガイドンス」を作成し、患者や家族、施設関係者に対して直感的で分かりやすいアナフィラキシー発生時の初期対応のサポートを提供することにより、迅速かつ適切な対応を可能とします。

○ **花粉症対策の推進** **10 百万円**

- スギ・ヒノキの花粉の飛散量の計測や解析を行うとともに、測定結果や飛散状況の説明、花粉症の基礎知識等の情報を都民に提供します。

○ **放射能測定体制及び情報発信の推進** **75 百万円**

- **空間放射線量の測定**
都内8か所に設置したモニタリングポストにより、空間放射線量を継続的に測定します。
また、測定機器の貸出しや技術的助言により、区市町村による測定を支援します。
- **食品等の放射性物質の検査の実施**
ゲルマニウム半導体核種分析装置等により、都内の小売店等に流通している食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、モニタリング検査を行います。
また、水道原水・飲用井戸等の検査についても計画的に実施します。
- **情報発信の推進**
放射能に関する測定・検査結果などの都民や他国からの観光者等が知りたい情報を提供するポータルサイトを運用し、分かりやすく情報提供していきます。

3 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します

動物の適正飼養・終生飼養の普及啓発や地域における相談支援体制の整備、ボランティア団体等と連携した動物の譲渡拡大に向けた取組を強化し、殺処分ゼロを継続するとともに、動物由来感染症対策などの危機管理施策を推進します。

主な事業展開

◎ 動物愛護事業

39 百万円

- 動物愛護精神の涵養を図るとともに、動物による人への危害を防止するため、動物教室の開催や啓発用資材の作成等による適正飼養に関する普及啓発、動物愛護推進員による地域での普及啓発等の活動に対する支援を行います。
- 動物病院等において適正飼養や防災対策に関するリーフレットを配布し、飼い主への情報提供を強化します。
- 新たな飼い主への動物の譲渡拡大に向けて、11月の動物譲渡推進月間を中心に、都民への啓発や譲渡活動への理解を促進するための積極的な広報等を実施するとともに、東京都動物情報サイト「ワンちゃんとうきょう」により登録譲渡団体の活動情報や飼い主支援のための情報を発信するなど、インターネットを活用した普及啓発を行います。
- 動物行動学や動物由来感染症等に関するシンポジウムを獣医系大学と連携して開催し、飼い主や動物愛護団体等の関係者に動物の適切な飼育や譲渡のための知識の普及を図ります。

○ 動物譲渡推進事業

4 百万円

- 新たな飼い主への動物の譲渡拡大に向けて、11月の動物譲渡推進月間を中心に、都民への啓発や譲渡活動への理解を促進するための積極的な広報等を行います。また、東京都動物情報サイト「ワンちゃんとうきょう」で登録譲渡団体の活動情報や飼い主支援のための情報を発信します。
- 離乳前子猫を育成し譲渡に繋げるため、登録譲渡団体等にミルクや哺乳瓶等を提供します。また、動物愛護相談センターから負傷動物等を譲り受ける登録譲渡団体等に対し、負傷部位の保護用具等の物資を提供することにより、譲渡拡大を図ります。
- 譲渡動物にマイクロチップを装着し、適正飼養・終生飼養を図るとともに、飼い主の負担を軽減し譲渡の拡大につなげます。



犬や猫の譲渡事業 PR イベント
(犬のしつけ方教室)



東京都動物情報サイト
「ワンニャンとうきょう」

○ **飼い主のいない猫対策** (包括補助)

- ・ 子猫の引取数や猫に関する苦情を減少させるため、地域の住民等の理解と協力を得て、地域で飼い主のいない猫を適正に管理していく取組を進める区市町村を支援します。

また、町内会や獣医師会、NPO 団体、行政等で構成する協議会を設置し、猫の引取数の減少に向けた計画を作成するなど、対策を強化する区市町村を支援します。

[医療保健政策区市町村包括補助]

◎ **地域における動物の相談支援体制整備事業** (包括補助)

- ・ 健康上の理由等で飼い主が飼養を継続することが困難となった場合や、不適切な飼養などにより生活環境が悪化するなど、動物に関する問題が発生した際に、身近な地域で相談ができ、飼養継続のための助言や動物を譲渡する場合のサポートを受けられる体制づくりに取り組む区市町村を支援します。 [医療保健政策区市町村包括補助]

○ **動物由来感染症対策** 5百万円

- ・ 動物病院におけるモニタリング調査など、飼い主や動物取扱業者への的確な情報提供や指導により、動物由来感染症の発生及びまん延を防止します。
- ・ 狂犬病検査技術の向上と狂犬病対策の体制強化を図るための訓練やモニタリング調査を実施します。

第8 様々な感染症から都民の生命と健康を守ります

（様々な感染症の脅威）

- 新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症は世界各地で人々の生命や健康、生活を脅かす存在であり、その克服は大きな課題となっています。
- 海外では鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）等の患者の発生が報告されていますが、これらのウイルスの変異により、人から人に容易に感染する「新型インフルエンザ」が発生し、世界的な流行を引き起こすことが懸念されます。
- 一類感染症*であるエボラ出血熱は、平成26年に西アフリカ3か国（ギニア、リベリア、シエラレオネ）で流行しましたが、その後、アフリカのコンゴ民主共和国等で流行が発生し、令和元年7月には世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態宣言」を行っています。
*一類感染症：感染症法において、感染力及びり患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症と位置付けられているもの
- 平成26年夏に、蚊媒介感染症であるデング熱の国内感染患者が約70年ぶりに発生しましたが、令和元年夏にも国内感染患者が発生しています。また、平成27年5月以降、ジカウイルス感染症が中南米等で流行し、我が国でも、平成28年2月以降、海外で感染した患者が報告されています。
- 国内においては、平成30年3月から沖縄県を中心に全国で多数の麻しん患者が報告され、また、同年7月以降には首都圏を中心に風しんの流行が発生しています。
- 中国武漢市での発生に端を発した新型コロナウイルス感染症の広がり、中国国内で急速に拡大した後、我が国を含む世界各地において感染が広がり、世界保健機関（WHO）は令和2年1月に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言しました。我が国においても令和2年に初めて新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が発出され、全国で多数の感染者が発生し、長期にわたって社会経済活動にも大きな影響を及ぼしました。

（都の取組）

- 「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成30年7月変更）等に基づき、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、サーベイランス体制や地域保健医療体制の確保などの取組を進めています。
- また、一類感染症等の患者発生に備え、感染症指定医療機関の指定や患者搬送車両の整備を行うとともに、指定医療機関への患者受入訓練の検証結果や疑似症患者の発生事例を踏まえた対応マニュアルを作成するなど、体制を整備しています。
- 蚊媒介感染症については、都内公園等での蚊のウイルス保有調査、患者検体の遺伝子検査等を行うとともに、都をはじめ、関係機関や都民が取り組むべき対策について取りまとめた「東京都蚊媒介感染症対策行動計画」（平成28年5月改定）に基づき、体制の強化に取り組んでいます。
- 国際化の進展や海外での感染症の発生動向等を踏まえ、「東京都感染症予防計画」（平成30年3月改定）に基づき、感染症への備えと対策を推進しています（本計画については、P20参照）。
- 麻しん・風しん対策としては、医療、教育、保育、行政等の関係者からなる対策会議を設置し、効果的な普及啓発のあり方等について協議を行うとともに、区市町村と協力し、風しんの抗体検査と予防接種を一体的に提供する取組を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月から感染症法上の位置付けが二類感染症から五類感染症に変更され、医療提供体制等は入院措置を前提とした特別な対応から、通常のコア対応に段階的に移行していくこととなります。

都は、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けの変更に当たり、都民の不安や医療現場等の混乱を招かないよう、必要な保健・医療提供体制を維持しつつ、段階的に移行していくとともに、感染が再拡大した場合に備え、機動的に対応できる体制を整備していきます。

また、令和4年12月に改正された感染症法に基づき、感染症予防計画の改定や連携協議会の設置等により、感染症発生時の備えを強固なものとしていきます。

（令和5年度の取組）

- 1 新型インフルエンザなどの新興・再興感染症等の発生予防及びまん延を防止する対策を強化します**
- 2 新型コロナウイルス感染症の法的位置付けの変更後も必要な保健・医療提供体制を維持し、段階的に移行を進めます**

1 新型インフルエンザなどの新興・再興感染症等の発生 予防及びまん延を防止する対策を強化します

新興・再興感染症等の脅威から都民を守るため、平時から地域保健医療体制の強化や医薬品・医療資器材の備蓄等を進めます。また、サーベイランスや検査体制等の強化を図るとともに、感染予防等のための普及啓発や予防接種の促進等を図ります。

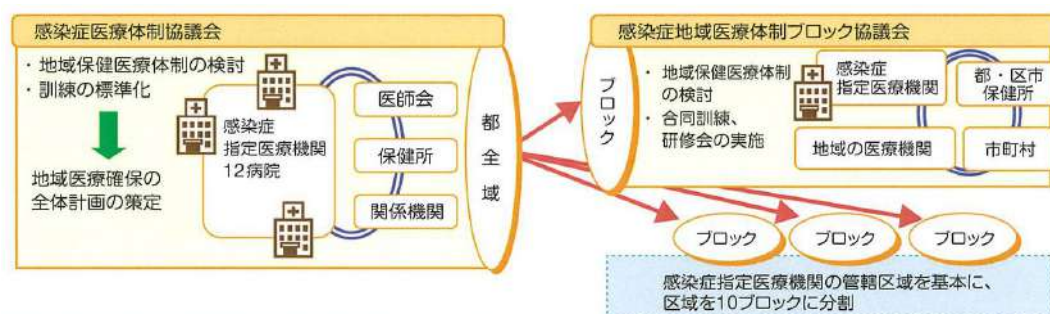
主な事業展開

○ 新型インフルエンザ対策

600 百万円

・ 地域保健医療体制の強化

新型インフルエンザ等対策特別措置法、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画等を踏まえ、都内を10のブロックに分けた地域ごと、感染症指定医療機関を中心に保健所、区市町村及び地域の医療機関等が連携した、海外発生期から都内発生早期までの初動体制、都内感染期における医療体制の強化を図ります。



・ 疑い患者等一時受入医療機関確保事業

確定診断が出るまでの間、疑い患者*が待機する医療機関を確保することにより、感染症医療体制の強化を図ります。

* 疑い患者：新型インフルエンザ等の症例定義に当てはまるが、確定診断が出ていない患者

・ 普及啓発活動の実施

新型インフルエンザに関する正しい知識や対応方法等について周知するため、「東京都インフルエンザ情報サイト」で情報提供するなど、効果的に情報発信を行います。

・ 医薬品・医療資器材等の確保

抗インフルエンザウイルス薬や、患者と濃厚接触することが想定される医療関係者等の感染防御を目的とした個人防護具等の備蓄を行います。

○ 感染症対策強化事業

160 百万円

・ 一類感染症等対策

エボラ出血熱などの一類感染症や中東呼吸器症候群（MERS）等の患者発生に備え、感染症指定医療機関、検疫所、東京消防庁等による連絡会議を定期的開催し、緊密な連絡体制を確保するとともに、医療従事者の防護資機材の整備などを行い、医療体制の充実を図ります。

・ 蚊媒介感染症対策

デング熱やチクングニア熱、シカウイルス感染症等の蚊が媒介し伝播する感染症について、平時からの蚊の発生抑制、ウイルス保有蚊の生息や患者発生のサーベイランス、発生時における調査と蚊の駆除等の迅速な実施など、状況に応じた総合的な対応体制を整えます。

・ 職場等における感染症対応力の向上

海外旅行者や外国人入国者に対し、感染症に関する正しい知識等を多言語で周知するとともに、企業団体や医師会と連携して、企業内研修や感染症 BCP の作成、新型コロナウイルス対策等の取組を実施する企業を支援するなど、感染症対策の普及に取り組みます。

○ アジア各都市との感染症対策共同事業・海外派遣研修の実施

13 百万円

- ・ アジア感染症対策プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の課題に協力して取り組み、共同で調査研究を実施するなど各都市の対策に活用します。
- ・ 専門職を参加都市に派遣し、日本では症例の少ない感染症等についての対応策を学ぶことにより、それらの感染症が都内で発生した際の対応力の強化に役立てます。

○ 結核地域医療ネットワーク推進事業

10 百万円

- ・ 連携パスを兼ねた服薬ノート*の普及を進め、保健所、医療機関、薬局などが連携して患者を支援する体制を構築します。

*服薬ノート：結核患者の治療状況等の情報を関係機関が記録し、共有することにより、退院後も確実に服薬が続けられるよう支援するためのツール

○ HIV／エイズ啓発拠点事業

37 百万円

- ・ HIV 感染者の割合が高い若年層や MSM*等に、効果的な予防啓発を行うため、青少年施設や大学、NPO 法人等と連携して、啓発活動を進めます。

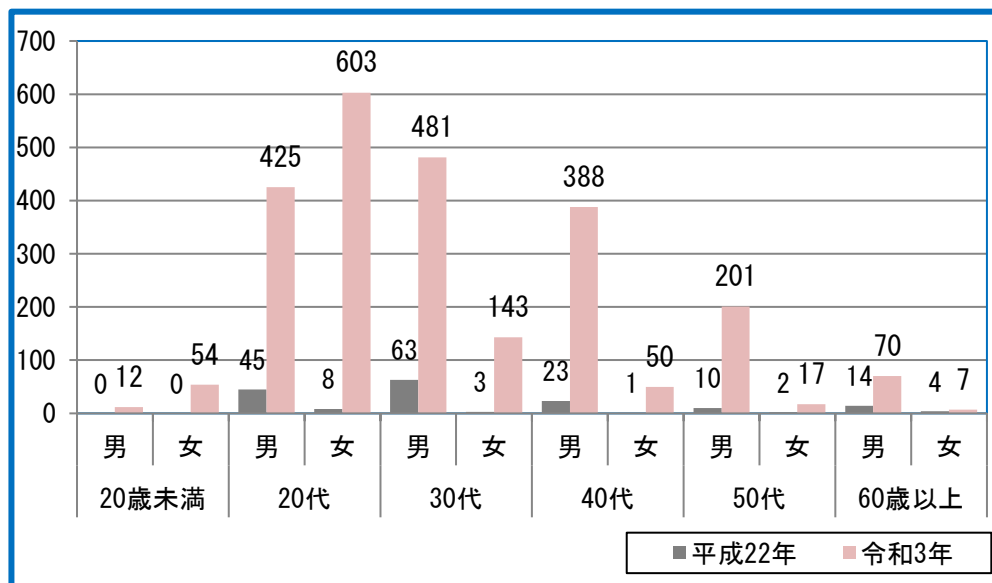
* MSM：男性間で性的接触を行う者

○ HIV／エイズ・性感染症対策

290 百万円

- HIV／エイズや梅毒などの性感染症の予防啓発や検査・相談体制の整備等の取組を進めています。
- 特に、近年患者が急増している梅毒のまん延を防止するため、梅毒予防啓発動画の配信など患者の多い20歳代から50歳代を中心に予防や検査受検のための啓発の実施、早期発見のための検査体制の確保、診断力の向上を図るための医療従事者向け研修の開催など、総合的な対策に引き続き取り組みます。

<梅毒患者報告数（平成22年・令和3年）>



資料：東京都福祉保健局「感染症発生動向調査事業報告書」より作成

○ 風しん抗体検査事業等

40 百万円

- 平成30年の風しん流行を受け、国が定期予防接種の機会がなかった年齢層の男性への抗体検査と予防接種を行うこととしたため、区市町村の取組を支援するとともに、妊娠を予定又は希望する女性及びその同居者、妊婦の同居者への抗体検査と予防接種を引き続き実施します。また、区市町村と連携し、麻疹・風しん対策の周知を図ります。

○ 高齢者へのワクチン接種の促進

1,279 百万円

- 高齢者への肺炎球菌ワクチン接種（定期予防接種）の接種率向上に向けて、区市町村が接種に係る自己負担分の軽減を行う場合に、その費用を補助します（被接種者一人当たり2,500円を上限）。
- 成人の9割以上がウイルスを保有し、加齢等に伴い発症する可能性が高まる带状疱疹の予防のため、带状疱疹ワクチンの接種に取り組む区市町村に対し、費用の2分の1を都独自に支援します。【新規】

2 新型コロナウイルス感染症の法的位置付けの変更後も 必要な保健・医療提供体制を維持し、段階的に移行を進めます

法的位置付けの変更に当たり、都民の不安や医療現場等の混乱を招かないよう、必要な保健・医療提供体制を維持しつつ、段階的に移行していくとともに、感染が再拡大した場合に備え、機動的に対応できる体制を整備していきます。

また、改正感染症法に基づき、感染症予防計画の改定や連携協議会の設置等により、感染症発生時の備えを強固なものとしていきます。

対策の実施に当たっては、東京iCDCの専門的知見を生かしてより効果的な対策を打ち出し、感染症に対する危機管理能力の向上を図っていきます。

主な事業展開

<全国一律の方針に基づき実施していく事業>

- **大規模接種会場における集団接種事業** 4,514 百万円
 - ・ 区市町村のワクチン接種の取組を補完し、接種を更に促進するため必要に応じて大規模接種会場の設置やワクチンバスの派遣を実施しています。

- **新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター** 1,485 百万円
 - ・ 接種後の副反応に関する医学的知見が必要となる専門的な相談体制を確保し、都民からの電話相談に対応する副反応相談センターを運営します。

- **患者受入体制確保のための病床確保料の補助** 63,539 百万円
 - ・ 入院治療が必要な患者を確実に受け入れられるよう、医療機関に対して病床確保料を補助します。

- **感染症法に基づく医療費の公費負担等** 12,151 百万円
 - ・ 新型コロナウイルス感染症により、入院治療を受ける患者の医療費の自己負担分を一部補助します。また、新型コロナウイルス感染症の治療薬の処方を受けた場合は、その薬剤費に要する費用を全額公費で負担します。

＜東京モデルとして当面継続すべき事業＞

1. ハイリスク者を守る

- **高齢者施設・障害者支援施設等への集中的検査** **22,494 百万円**
 - ・ 施設における感染拡大・集団感染を防止するため、重症化リスクの高い高齢者・障害者等が利用する施設の職員等を対象として、集中的・定期的にPCR検査や抗原定性検査を実施します。
- **高齢者等医療支援型施設等の設置・運営** **119,055 百万円**
 - ・ 介護度の高い高齢患者等を受け入れる高齢者等医療支援型施設や、酸素・医療提供ステーションを運営します。
- **妊婦等医療支援型施設の設置・運営** **2,852 百万円**
 - ・ 軽症等の新型コロナウイルス感染症患者のうち、妊婦や単身高齢者を対象とした宿泊療養施設を運営します。
- **東京都新型コロナ相談センター** **24,528 百万円**
 - ・ 発熱相談センター、自宅療養者フォローアップセンター、うちさぼ東京の相談機能を統合した新たな相談センターを設置し、相談者の状況に応じた対応を行っていきます。

2. コロナとの共生基盤を構築する

- **感染症診療協力医療機関等施設・設備整備事業** **3,042 百万円**
 - ・ 一般医療と感染症医療の両立に向け、施設・設備整備を行う病院を支援するとともに、外来診療を行う診療所の設備整備を支援します。
- **PCR検査等感染症検体検査機器設備整備費補助** **2,461 百万円**
 - ・ より多くの医療機関で発熱患者の診療・検査が行える体制の確保のため、都内全ての保険医療機関を対象にPCR検査等の機器の整備費を支援します。
- **区市町村との共同による感染拡大防止対策事業** **7,200 百万円**
 - ・ 都と区市町村が共同で行う連携の仕組みに参画する区市町村に対し、地域の実情に応じて集中的に実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組への支援を行います。
- **新型コロナウイルス感染症の後遺症対策【新規】** **44 百万円**
 - ・ 後遺症患者の増加や国内外の知見を集積した的確な情報発信の必要性を踏まえ、都民や医療従事者に対する後遺症への理解促進に向けた取組を行います。

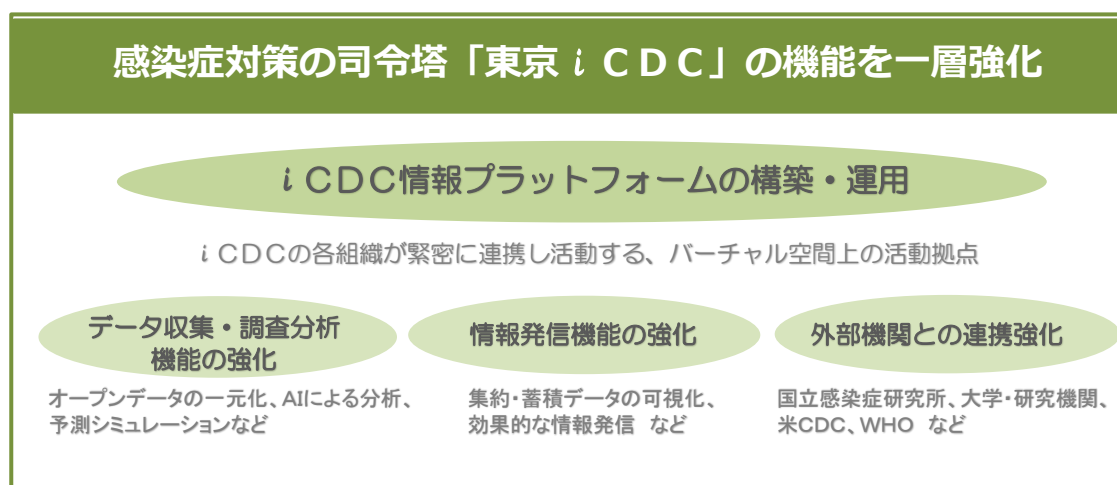
3. 感染拡大時の緊急対応

- **外来対応医療機関休日小児診療促進事業** 975 百万円
 - ・ 休日に新型コロナウイルス感染症の検査陽性又は感染の疑いがある小児患者の診療等を行う外来対応医療機関を支援します。

- **感染症疑い患者一時受入医療機関受入支援事業** 40,533 百万円
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の患者の受入れや感染の疑いがある患者の一時受入れ、症状が改善した患者の転院・新たな患者の受入れを行う医療機関を支援するとともに、介護度の高い高齢患者や重度の心身障害者（児）を受け入れる場合に支援金を加算します。

<平時からの感染症対策の充実強化>

- ◎ **東京 i CDC を核とした効果的な感染症対策の推進** 303 百万円
 - ・ 東京都における感染症対策の政策立案、危機管理、調査・分析、情報収集・発信などの拠点として設置された「東京感染症対策センター（東京 i CDC）」を中心に、効果的な施策を推進していきます。
 - ・ 東京 i CDC に設置された専門家ボードでは、専門分野ごとの検討チームを設置して調査・研究を行い、政策に繋がる提言や情報発信を行っていきます。
 - ・ より高度な分析のため関連データの集約・蓄積、データの可視化、予測シミュレーション機能など情報基盤の整備を進めます。
 - ・ 病院や高齢者施設等での感染拡大を防止するため、医師や看護師などで構成される感染対策支援チームにより、現場への支援を行います。
 - ・ 専門医療機関での臨床研修や研究機関等での専門研修、保健所等での勤務を行う専門家養成プログラムに基づき、専門的知見を備えた医師の養成に取り組みます。



「未来の東京」戦略 version up 2022 より（一部改変）

○ **医療体制戦略ボードの設置** **29 百万円**

- ・ 感染症医療体制戦略ボードを設置し、あらゆる感染症に係る全般的な医療提供体制について専門家からの助言を受け、必要な体制を確保します。

○ **新型コロナウイルス等予防ワクチン開発研究の推進** **100 百万円**

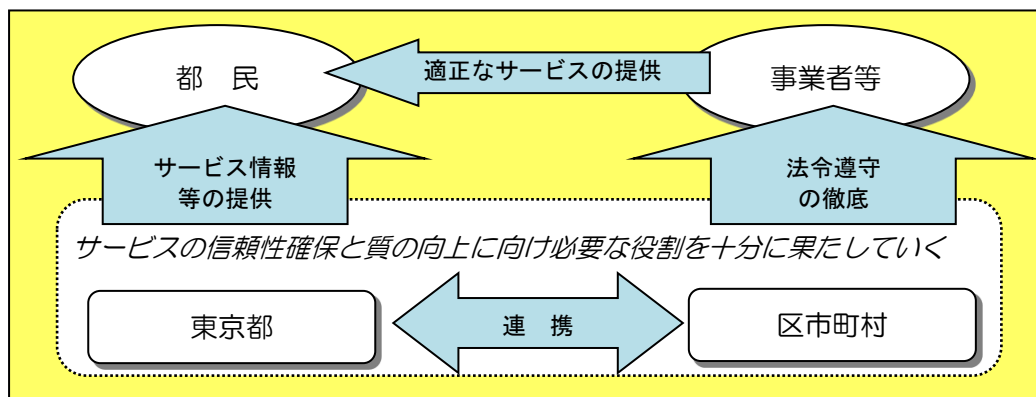
- ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所において、新型コロナウイルス（COVID-19）だけではなく、今後新たなコロナウイルスが発生した場合にも対応可能なワクチンの開発研究を推進します。

第9 広域的な自治体としての役割を 着実に果たします

(必要な役割を確実に実施)

- 多様な事業者等が提供する様々な福祉・保健・医療サービスの中から、利用者自らが必要なサービスを選択し、利用することができるようにするためには、事業者やサービス内容に関する情報提供、第三者評価など、利用者の選択を支援する取組をこれまで以上に進めていく必要があります。
- 同時に、サービスの提供主体である事業者等が、法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠です。そのためには、行政が、関係法令等に基づく適切な指導検査を実施し、良質な事業者等を育成していくことが重要となります。
- 事業者等が不適正なサービス提供や法令違反等を行った場合には、迅速・的確に対策を講じるとともに、住民やサービス利用者に身近な区市町村と連携しながら、サービスの信頼性確保と質の向上に向けて、広域自治体として必要な役割を果たしていきます。

<区市町村と連携したサービスの信頼性確保と質の向上への取組>



(令和5年度の取組)

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します

福祉・保健・医療サービスを提供する多様な事業主体に対して、法令基準等に基づき適正にサービスを提供するよう指導検査体制を充実するとともに、事業者等が提供するサービスの質の向上に向けた取組を推進します。

主な事業展開

- **デジタル技術を活用した社会福祉施設等に対する指導検査の推進** 188 百万円
 - ・ 指導検査に係る事業者及び行政双方の事務負担の軽減と利便性の向上を図るため、デジタル技術の効果的な活用方法を検討し、指導検査における対面・書面による業務プロセスの見直しに必要なデジタル環境の整備を推進します。

- **社会福祉法人経営力強化事業** 12 百万円
 - ・ 経営組織のガバナンス強化や財務規律の確保など、社会福祉法人制度改革に対応した法人運営が適切に行われるよう、法人の自主的な取組の促進を図ります。
 - ・ 重点的な指導を要する法人の早期発見、早期対応等に機動的に取り組みます。

- **区市町村と連携した指導検査の体制の強化** 3 百万円 包括補助
 - ・ 都と区市町村による指導検査の合同実施など、区市町村と連携して指導検査の強化を図ります。また、専門的な知識付与のための指導検査支援研修会を行います。
 - ・ 区市町村が行う指導検査を促進するため、所轄する社会福祉法人及び当該法人が運営する特別養護老人ホームの一体的な指導検査や、障害福祉サービスの指導検査に取り組む区市町村を支援します。〔地域福祉推進区市町村包括補助〕

- **福祉サービス第三者評価の推進** 54 百万円
 - ・ 評価項目の見直しを行うなど、第三者評価制度の改善を図るとともに、関係機関等と連携して一層の普及に取り組みます。あわせて、指導検査の対象選定に評価結果を活用するなど、指導検査との連携に取り組みます。

- **積極的な情報提供の実施** ー
 - ・ 社会福祉法人、社会福祉施設、在宅サービス事業者、保険医療機関等に対する指導検査の実績や、その内容と結果、不適切なサービス等の実態について、ホームページや指導検査報告書等により、分かりやすく情報提供し、都民の施設やサービス等の選択や、事業者の問題点の早期発見と自主的な改善への取組に役立てます。

2 区市町村の主体的な施策展開を支援します

地域の実情に応じて、創意と工夫により、主体的な施策を展開する区市町村を包括補助事業により支援していきます。

主な事業展開

○ 福祉保健区市町村包括補助事業

28,140 百万円

- 国における様々な制度変更等の環境の変化に柔軟に対応し、地域の実情に応じた主体的な施策を展開する区市町村を一層支援していきます。

[子供家庭支援包括補助 5,994 百万円、高齢社会対策包括補助 5,680 百万円、障害者施策推進包括補助 10,000 百万円、医療保健政策包括補助 2,500 百万円、地域福祉推進包括補助 3,966 百万円]

<福祉保健区市町村包括補助事業の概要>

事業名	概	要
先駆的事业	新たな課題に取り組む試行的事業	補助率 10/10 上限 1 千万円（最長 3 年）
選択事業	都が示す政策分野の中から区市町村が選択・実施	補助率 1/2
一般事業	既存の個別事業	ポイントによる算定

<区市町村に対する補助金改革の取組>

平成 12 年度	<p>【福祉改革推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 地域における独自の取組により福祉改革を推進するための包括補助</p> <p>【高齢者いきいき事業】※平成 16 年度に福祉改革推進事業へ統合 高齢者在宅サービスを中心とした包括補助</p>
平成 16 年度	<p>【市町村地域保健サービス推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 市町村の先導的な取組を対象とした包括補助</p>
平成 18 年度	<p>【子育て推進交付金】 保育所運営費など用途が細分化された補助を再構築した交付金</p> <p>【子育て支援基盤整備包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 地域の実情に応じて行う子育て支援基盤整備を対象とした包括補助</p>
平成 19 年度	<p>【福祉保健区市町村包括補助事業】 高齢、障害、保健・医療の 3 分野に関する包括補助。従来、事業ごとに行ってきた個別補助を整理・統合。</p>
平成 20 年度	<p>【ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 ひとり親家庭の自立を総合的に支援することを目的とした包括補助</p>
平成 21 年度	<p>【福祉保健区市町村包括補助事業の再構築】 地域福祉推進区市町村包括補助事業と子ども家庭支援区市町村包括補助事業を創設。福祉保健基盤等区市町村包括補助事業を廃止し、基盤整備（ハード）とサービスの充実（ソフト）とを一体化させた分野別包括補助事業に再構築。</p>

<包括補助事業の補助対象例>

分 野	補助対象の主なもの
子供家庭支援	<ul style="list-style-type: none"> • 「東京都こども基本条例」を踏まえた新たな取組（P41） • 保育所等BCP策定支援事業（P43） • 学童クラブ待機児童対策提案型事業（P52） • 子供食堂推進事業（P59）
高齢社会対策	<ul style="list-style-type: none"> • 見守りサポーター養成研修事業（P67） • 介護サービスにおけるデジタル技術を活用した利便性向上支援事業（P68） • 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等推進事業（P72） • 認知症とともに暮らす地域あんしん事業（P76）
障害者施策推進	<ul style="list-style-type: none"> • グループホーム地域ネットワーク事業（P89） • 障害者地域生活移行・定着化支援事業（P91） • 区市町村ヘルプマーク活用推進事業（P95） • ヘルプカード活用促進事業（P95）
医療保健政策	<ul style="list-style-type: none"> • がん検診精度管理向上事業（P122） • 島しょ地域医療従事者確保事業（P149） • がん患者へのアピアランスケア支援事業（P144） • 飼い主のいない猫対策（P160）
地域福祉推進	<ul style="list-style-type: none"> • フードパントリー設置事業（P109） • 成年後見活用あんしん生活創造事業（P112） • 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援（P116） • 情報バリアフリーに係る充実への支援（P117）

3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

これまで「福祉・健康都市 東京ビジョン」における「都立施設改革のさらなる展開」の方針に基づき、都立施設改革を進めてきました。

これまでの取組と成果

- 都立施設は、民間によるサービス提供が不十分な時代には、サービスの絶対量の確保という点で重要な役割を担うとともに、民間施設では対応が困難な都民ニーズに応えるなど、先駆的、専門的な機能を果たしてきました。
- しかしながら、近年では民間施設の整備が進み、多様なニーズに対応したきめ細かなサービス提供や、柔軟で効率的な施設運営を行う民間事業者の参入等が進んでいます。こうした中で、「民間でできることは民間に委ねる」という原則に立ち、都立施設について、そのあり方を見直すことが必要となりました。

<取組の歴史>

- ・ 「福祉サービス提供主体の改革への取組について」（平成14年7月）
22施設について、平成19年度に向けた改革の基本方針を提示
- ・ 福祉保健局の発足（平成16年8月）
都立「福祉」施設改革から、「都立施設改革」へと実施施設を拡大
- ・ 指定管理者制度の本則適用（平成18年度）
公の施設の管理を、民間事業者が代行することが可能に。指定管理施設については、法に基づいて受託者を指定
- ・ 「福祉・健康都市 東京ビジョン」（平成18年2月）
「利用者本位のサービス徹底のため、民間でできることは民間に委ねる」との原則の下、所管80施設の改革方針「都立施設改革のさらなる展開」を策定
- ・ 東京の福祉保健の新展開2007～2012、東京の福祉保健 分野別取組2013～2022
社会的養護需要や法改正の状況など、新たな状況変化に対応するため、必要な改革に取り組む

- この結果、各施設では、各々の地域や利用者のニーズに合った支援の充実、建物の改築に伴う利用定員の拡大など、利用者サービスの向上が図られています。

＜「都立施設改革のさらなる展開」の取組状況＞

	福祉・健康 都市東京 ビジョン	民間 移譲 ※1	独法化 等	廃 止	都による設置、運営等（27）			方針を 検討 ※2 (6)
					直営 義務	運営 義務	その他	
高齢者施設	5	1	3	1				
児童・母子 婦人施設	16	6		1	3		2	4
障害者施設	49	31	2	2	5		7	2
医療施設・看 護専門学校等	10					7	3	
計	80	38	5	4	8	7	12	6

※1 民間移譲が決定している施設（1施設）も含む。

※2 施設全体のうち、一部の方針が決定している施設（2施設）も含む。

○ 民間移譲が決定している施設 [1施設]

- ・令和6年度（民間移譲）
清瀬喜望園（障害者支援施設）

○ 直営運営義務等がある施設 [15施設]

事 項	施 設 種 別
直営義務 [8施設]	児童自立支援施設 [2施設]、更生相談所 [2施設]、 婦人相談所[1施設]、精神保健福祉センター [3施設]
運営義務 [7施設]	看護専門学校 [7施設]

○ 公的な役割を果たす施設 [5施設]

事 項	施 設 名
指定管理施設	石神井学園、小山児童学園、東村山福祉園、七生福祉 園（福祉型障害児入所施設）八王子福祉園

(児童養護施設)

近年の社会的養護の需要増を踏まえ、虐待による重篤な症状を持つ児童等に対する支援を充実していきます。

・ 石神井学園

児童ケアの充実を図るため、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能モデル事業」を実施します。

・ 小山児童学園

情緒・行動上の問題を抱える中高生を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として機能の強化を進めていきます。

また、老朽化した建物整備の検討等と合わせて家庭的環境の整備を進めていきます。

(障害児施設)

・ 東村山福祉園

強度の行動障害等がある重度・最重度の知的障害児を確実に受け入れるという公的な役割を果たしていきます。

・ 七生福祉園

行動障害、精神疾患、虐待等により手厚い支援を必要とする知的障害児を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として機能の強化を図っていきます。

(障害者施設)

・ 八王子福祉園

医療的ケア等を必要とする重度・最重度の知的障害者を確実に受け入れるという公的な役割を果たしていきます。

○ その他、都の指定管理、直営施設 [8施設]

事項	施設名
指定管理施設	リハビリテーション病院、心身障害者口腔保健センター、東大和療育センター、東部療育センター
直営施設	北療育医療センター、府中療育センター、障害者福祉会館、薬用植物園

○ 取組方針の検討を行う施設 [6施設]

施設種別	施設名
児童養護施設	船形学園、八街学園、勝山学園、片瀬学園
障害者支援施設	七生福祉園、千葉福祉園

(児童養護施設)

・ 船形、八街、勝山、片瀬学園

社会的養護需要の状況を踏まえつつ、今後の在り方について検討していきます。

(障害者施設)

・ 七生、千葉福祉園

地域社会における共生の実現を目指し、各施設の在り方や適切な施設規模、老朽化した建物整備等について検討していきます。

○ 廃止する施設 [1施設]

施設種別	施設名
福祉型障害児入所施設	千葉福祉園(※)

※現在の入所児童が高校を卒業する令和6年度末に廃止予定

第10 福祉・保健・医療における様々な施策を総合的に支援します

（様々な施策を総合的に支援）

- 福祉・保健・医療の施策を推進するに当たっては、各部門で実施する施策の取組に加え、それらの連携の確保や最大限の効果が発揮できるよう、組織横断的にバックアップを行う必要があります。
- 特に、一段と進んだ少子高齢化など社会状況の変化に対応し、都民ニーズに丁寧かつきめ細かく対応するためには、高い専門性と機動性の発揮が可能となるようDXの取組の加速化が必要不可欠です。
- また、各部門で取り組む福祉人材対策についても、個々の事業の実効性を高めるため、施策全般を総合的に調整する必要があります。
- そのため、上記の観点から様々な施策を総合的に支援する役割を果たしていきます。

（令和5年度の取組）

- 1 福祉・保健・医療分野におけるDXを推進します
- 2 福祉人材対策を総合的に推進します

1 福祉・保健・医療分野における DX を推進します

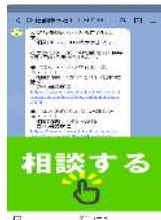
これまで「『未来の東京』戦略」及び「シン・トセイ」に基づき、SNS やオンラインを活用した情報発信など都民サービス・利便性の向上や、電子カルテやデジタル介護機器の導入経費の補助など民間事業者の負担軽減に資する DX の取組を進めてきました。社会状況の変化に対応し、都民ニーズに丁寧かつきめ細かく対応することが、これまで以上に求められています。高い専門性と機動性を発揮するため、より一層 DX を推進しています。

これまでの主な取組

- 各種相談事業での SNS やオンラインの活用、都民向け申請手続きのデジタル化、キャッシュレス決済の導入など、都民サービス・利便性向上に向けた様々な取組を実施。
- 社会福祉施設への指導検査業務のデジタル化（2023 年度都庁 DX アワード「知事賞」）、医療機関への電子カルテ等の導入や福祉施設への事務書類作成を支援する機器、デジタル介護機器等の導入経費への補助など、医療機関、福祉サービス事業者等の事務負担や従事者の業務負担軽減のための支援。



チャットボットを活用した
子育て情報の発信



SNSによる自殺相談

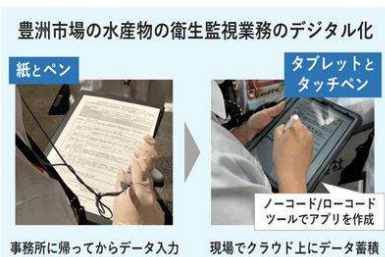


医療機関への電子カルテ導入支援

- 都保健所や児童相談所において、様々なデジタルツールを活用し、業務の効率化と職員の負担軽減、支援の質の向上に向けた取組を実施。



都保健所における感染症対策業務でのデジタルツール活用(一部)



市場衛生検査所における衛生監視業務のデジタル化

市場衛生検査所では、監視業務をタブレット等でデジタル化し、緊急時対応の迅速化・ペーパーレス化を実現（2022年度都庁DXアワード「大賞」/全国知事会先進政策バンク「デジタル・ソリューション・アワード大賞」）

更なるDX推進に向けて



「未来の東京」戦略における政策目標の設定年次である2030年に合わせ、DXによって目指すべき到達点と、その実現に向けた取組の方向性を明らかにする「福祉・保健医療分野におけるDX加速化方針」を令和5年4月に策定しました。

今後、加速化方針の当面3か年（2025年まで）の具体的な取組を定める「福祉・保健医療分野におけるDX推進計画(仮称)」を策定する予定です。



- 都民の利便性向上や事業者の負担軽減のための支援を一層強化するため、局が所管する全ての分野でDXを進めていきます。特に重点的な取組が必要な分野を検討し、DX推進計画(仮称)で重点事業に位置付け早期に着手するなど、集中的に取組を推進します。

福祉・保健医療分野におけるDXの到達点（2030年）

- ◆ 福祉・保健医療分野のデジタル技術の活用が進み、**都民・事業者の利便性が飛躍的に向上**している
- ◆ デジタルの力で**民間事業者の事務負担や福祉・医療従事者の業務負担がさらに軽減**され、今以上に利用者・患者等へのサービス提供に注力できるようになっている
- ◆ 改革の実践により、**すべての職員にとって働きやすい職場環境が整備**され、都政のQOS向上に向け、職員一人一人がいきいきと仕事をしている

実現に向けた取組の方向性

1.局事務事業のDX

- **都民サービスの利便性を向上する取組**
 - ▶ 各種申請等の紙ベースのみの手続きをなくします
 - ▶ すべての相談窓口、相談事業にデジタルを導入します
 - ▶ すべての手続きにキャッシュレス決済を導入します
- **民間事業者の負担軽減を図る取組**
 - ▶ 民間事業者のデジタル化を支援していきます
 - ▶ すべての申請手続きにDXを導入していきます
 - ▶ 各分野のシステムのデータ連携を進めます



2.都政の構造改革

- 未来型オフィスの整備
- 事業所における業務改革の実践
- 行政手続のデジタル化の推進



2 福祉人材対策を総合的に推進します

都民の福祉ニーズに応え、福祉サービスを安定的に提供していくためには、それを担う人材の確保が必要ですが、生産年齢人口の減少等により、多くの業種で人手不足が顕在化しています。イベント、体験、研修などの参加者を増やすための取組みや就業する際の経済的な支援の実施などにより、個々の事業の実効性を高め、福祉人材対策の一層の充実を図っていきます。

福祉人材対策に係る事業一覧

掲載分野	事業名（掲載ページ）	区分
生活福祉分野	◎ 東京都福祉人材センターによる就労支援の強化（P113）	介護・保育等人材対策
	○ 東京都福祉人材対策推進機構の運営（P114）	
	◎ 東京都福祉人材情報バンクシステムによる情報発信（P114）	
	◎ 福祉の仕事イメージアップキャンペーン事業（P114）	
	◎ 働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業（P115）	
	○ 福祉・介護就労環境改善事業（P115）	
	○ 福祉用具の活用による人材定着支援（P115）	
	○ 若手職員による福祉の仕事 PR 事業【新規】（P115）	
高齢者分野	○ 介護人材対策の検討等（P79）	介護人材対策
	◎ 介護人材確保対策事業（P79）	
	◎ 介護の仕事就業促進事業【新規】（P79）	
	○ 介護職員奨学金返済・育成支援事業（P79）	
	○ 東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業（P79）	
	◎ 介護現場改革促進事業（P80）	
	○ 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業（P80）	
	○ 介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業（P80）	
	○ 介護事業者の地域連携推進事業（P80）	
	○ 現任介護職員資格取得支援事業（P81）	
	○ 介護職員スキルアップ研修事業（P81）	
	○ 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業（P81）	
	○ 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業（P81）	
	○ 介護現場におけるハラスメント対策事業（P81）	
○ 介護施設内保育施設運営支援事業（P81）		

掲載分野	事業名（掲載ページ）	区分
高齢者分野	◎ 東京都区市町村介護人材対策事業費補助金（P81）	介護人材対策
	◎ 介護現場のDX・タスクシェア促進事業【新規】（P81）	
	◎ 外国人介護従事者受入れマッチング支援事業【新規】（P82）	
	◎ 外国人介護従事者受入れ環境整備事業（P83）	
	◎ 経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援事業（P83）	
	◎ 外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業（P83）	
	○ 訪問看護人材確保育成事業（P82）	訪問看護人材対策
	○ 新任訪問看護師育成支援事業（P82）	
	○ いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業【新規】（P82）	
	○ 訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業（P82）	
	○ 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業（P82）	
障害者分野	◎ 障害者支援施設等支援力育成派遣事業（P92）	障害福祉サービス人材対策
	◎ 障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業（P92）	
	◎ グループホーム従事者人材育成支援事業（P93）	
	◎ 障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業（P93）	
	◎ 代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業（P93）	
	◎ 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業（P93）	
	◎ 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業（P93）	
	○ 東京都障害者ピアサポート研修事業（P93）	
	◎ 障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業（P93）	
	◎ 福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業（P93）	
	◎ 医療・福祉事業所内メンタルヘルスセルフケア等スキル向上支援事業（P93）	
	◎ 区市町村障害福祉人材確保対策事業（P94）	
子供家庭分野	◎ 保育人材確保事業（P47）	保育等人材対策
	○ 保育人材確保支援事業（P47）	
	○ 地域における保育人材就労サポート事業（P47）	
	○ 地域における保育力アップ推進事業（P47）	
	○ 保育士等キャリアアップ研修支援事業（P47）	
	○ 認証保育所等研修事業（P47）	
	◎ 東京都保育士等キャリアアップ補助（P47）	
	◎ 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業（P48）	
	○ 保育従事職員資格取得支援事業（P48）	
	○ 保育体制強化事業（P48）	
	○ 保育補助者雇上強化事業（P48）	
	◎ 保育所等デジタル化推進事業（P48）	

分野 子供家庭	◎ 放課後児童支援員資質向上研修・認定資格研修（P52）	保育等 人材対策
	◎ 子育て支援員研修（P53）	
	◎ 児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業（P57）	

参 考

審議会等の検討状況について

東京都社会福祉審議会（第22期）

➤ 第22期の目的

総人口の減少、高齢者人口の増加、年少人口と生産年齢人口の減少が同時かつ急速に進行するという人口や社会構造の急速な変化や、地域生活課題の複雑化・複合化に加え、新型コロナウイルス感染症が顕在化させた課題やデジタル化の一層の加速も踏まえ、団塊ジュニア世代が後期高齢者に入る2040年代も視野に入れた中長期的な視点から福祉施策を構築し直す必要性について議論を進め、意見具申として取りまとめる。

➤ 構成

学識経験者、福祉関係機関、公募都民、区市町村、都議会議員	29名
※令和4年度のみ上記委員に臨時委員5名が加わり	34名

➤ 開催実績

令和2年4月から令和5年3月まで総会を計3回、検討分科会を計4回開催

➤ 意見具申の概要（令和5年3月）

2040年代を視野に入れた東京の中長期的な福祉施策のあり方

- 戦後日本社会の構造的な変化
- コロナ禍で顕在化した課題や社会の変化
- 今後の取組に向けた視点

第1節 既存の制度では対応が困難な複雑化・複合化した課題

- ・ 高齢者に関すること
- ・ 障害者に関すること
- ・ 子供に関すること
- ・ 女性に関すること

第2節 支援が届きにくい層へのアプローチ

- ・ 孤独・孤立の深刻化
- ・ 包括的な対応の視点
- ・ 相談支援の重要性と相談員
- ・ 地域のネットワークづくり
- ・ オンラインでのつながり
- ・ 多様なつながり

第3節 多様化する地域社会や福祉の担い手の課題と新たな視点

- ・ 地域社会
- ・ 地域活動や市民貢献活動の担い手への支援
- ・ 企業との連携や果たす役割への期待
- ・ 福祉人材
- ・ 福祉におけるDXの推進

福祉・保健・医療に係る普及啓発

(様々な啓発活動への参加)

- 都は、福祉・保健・医療に関わる諸課題について、都民の幅広い理解と支援を得るため、様々なキャンペーン等を定め、又は参加しています。以下では、令和5年度に予定されている主な取組を紹介します。

期間	名称・内容
4月	世界自閉症啓発デー（4/2）・発達障害啓発週間（4/2～8） 自閉症等の発達障害に関する理解が進むよう、都庁舎などをブルーにライトアップ
5月	民生委員・児童委員の日 活動強化週間（5/12～18） 民生委員・児童委員の活動を周知するため、キャンペーン等を実施
	世界禁煙デー（5/31）・禁煙週間（5/31～6/6） 喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響に関して正しい知識を持ってもらうため、パネル展等を実施
6月	HIV 検査・相談月間 HIV/エイズの理解を深め、早期発見の重要性を知ってもらうため、キャンペーンを実施
	蚊の発生防止強化月間 地域での蚊の発生抑制対策の重要性を知ってもらうため、キャンペーンを実施
	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6/22） ハンセン病の理解を深め、偏見や差別を解消するため、普及啓発を実施
	6・26国際麻薬乱用撲滅デー・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6/20～7/19） 薬物乱用問題に対する認識を高めてもらうため、キャンペーンを実施
7月	夏の献血キャンペーン「愛の血液助け合い運動」 献血運動の一層の推進を図るため、重点的なPRを展開
	日本肝炎デー（7/28）・肝臓週間 肝炎の予防や治療に係る正しい理解が進むよう、ウイルス検査の受検勧奨などの普及啓発を実施
9月	東京都自殺対策強化月間「自殺防止！東京キャンペーン」 ※3月にも実施 自殺防止を呼びかけるため、特別電話相談や街頭キャンペーン、講演会等を実施
	東京都食生活改善普及運動（9/1～30） 食生活を改善し、生活習慣病の発症と進行を防ぐため、普及啓発を実施
	救急の日（9/9）・救急医療週間（9/3～9） 救急医療・救急業務に対する正しい理解と認識を深めるため、シンポジウム等を実施
	老人週間（9/15～21） 長寿をお祝いする等の趣旨で、各種施設の無料公開・割引等を実施
	世界患者安全の日（9/17） 都庁舎をオレンジ色にライトアップするなど医療安全に係る普及啓発を実施

期間	名称・内容
9月	動物愛護週間 （9/20～26） 動物の愛護と適正な飼養の推進のため、フェスティバルを開催
	世界アルツハイマーデー （9/21） 都庁舎をオレンジ色にライトアップするなど認知症に関する普及啓発を実施
	結核予防週間 （9/24～30） 結核の正しい知識と予防の重要性を知ってもらうため、街頭キャンペーン等を実施
10月	脳卒中月間、世界脳卒中デー （10/29） 脳卒中の初期症状や予防などに関する理解が進むよう、普及啓発を実施
	乳がん月間 乳がんの早期発見のため、乳がん検診の受診啓発キャンペーンを実施
	臓器移植普及推進月間・骨髄バンク推進月間 臓器移植等の普及啓発のための街頭キャンペーン等を実施
	里親月間 （10～11月） 親と一緒に暮らすことのできない子供を家庭に迎え入れて育てる「里親制度」の普及啓発を実施
	麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 （10～11月） 薬物乱用の根絶を図るため、キャンペーンを実施
	児童虐待防止推進月間 児童虐待防止普及啓発のためのキャンペーンを実施
	動物譲渡促進月間 保護犬、保護猫の譲渡活動を知ってもらうため、PRを実施
11月	世界糖尿病デー （11/14） 糖尿病の予防や早期発見・早期治療の重要性を周知するため都庁舎などをブルーにライトアップ
	世界 COPD デー （11月第3水曜日） COPD（慢性閉塞性肺疾患）に関して正しい知識を持ち、適切な受診につなげるため、パネル展等で普及啓発を実施
	エイズ予防月間 （11/16～12/15） 世界エイズデー（12月1日）を中心に予防啓発キャンペーンを実施
12月	障害者週間 （12/3～9） 障害や障害のある方々について知り、考えるきっかけとなるよう、「ふれあいフェスティバル」や啓発ポスター掲示等を実施
	「はたちの献血キャンペーン」 （1～2月） 献血者が減少傾向になる冬季に、若者を中心に重点的なPRを展開
2月	アレルギー疾患対策推進強化月間 アレルギー疾患に関する正しい知識を普及するため、集中的にPRを実施
3月	女性の健康週間 （3/1～8） 女性の健康づくりを支援するため、がん検診の受診促進キャンペーンを実施
	「春季献血キャンペーン」 都独自のキャンペーンを展開し、企業と連携した普及啓発等を実施

<各種運動への参加・都庁舎等のライトアップ>

■ 世界自閉症啓発デー

〔世界自閉症啓発デー〕 4月2日

〔発達障害啓発週間〕 4月2日～8日

- * 平成19年12月の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」と定めることが決議されました。これを踏まえ、社会全体で自閉症等の発達障害の理解が進むよう、4月2日から8日までの1週間が「発達障害啓発週間」と設定されました。
ライトアップに用いるブルーの色は、癒しや希望などを表しています。



■ 自殺予防週間、自殺対策強化月間

〔自殺予防週間〕 9月10日～16日、〔自殺対策強化月間〕 3月

- * 自殺対策基本法では、9月10日から16日までを「自殺予防週間」、3月を「自殺対策強化月間」と位置付けています。国が定めた「いのち支えるロゴマーク」は、自殺対策の相談対応で重要な「気づき、傾聴、つなぎ、見守る」の流れを一体的に行うことで、いのちを支えるという決意が込められています。
ライトアップでは、本ロゴマークに使用されている4色を点灯します。



■ 世界患者安全の日

〔世界患者安全の日〕 9月17日

- * 患者安全を促進すべく WHO 加盟国による世界的な連携と行動に向けた活動をするを目的として、医療制度を利用する全ての人々のリスクを軽減するため、2019年に WHO 総会で制定されました。
この日の前後に、都庁舎をオレンジ色にライトアップします。



■ 世界アルツハイマーデー

〔世界アルツハイマーデー〕 9月21日

- * 国際アルツハイマー病協会が1994年のこの日、英国エジンバラで開催した第10回国際会議を機に、世界保健機関（WHO）の後援を受けて「記念日」として宣言しました。
この日の前後に、都庁舎をシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップします。

■ 結核予防週間

〔結核予防週間〕 9月24日～30日

- * 結核予防週間における結核の予防・普及啓発の一環として、都庁第一本庁舎を、世界共通の結核予防運動のシンボルマークである「複十字」のイメージカラー、「赤色」にライトアップします。



■ ピンクリボン運動

〔乳がん月間〕 10月1日～31日

- * 1980年代に、アメリカで、乳がんで娘を亡くした女性が「同じ悲しみを繰り返さないように」との願いを込めて、孫にピンク色のリボンを手渡したのが、運動のきっかけになったとされています。



（乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の重要性を伝えるシンボルマーク）



■ オレンジリボン運動



〔児童虐待防止を目指すシンボルマーク〕

〔児童虐待防止推進月間〕 11月1日～30日

- * 平成16年9月に、栃木県小山市で幼い兄弟が虐待の末に亡くなった事件を契機として、児童虐待防止を目指す運動が始まりました。里親の元で暮らす子供たちが、明るい未来を願って選んだ色です。



■ ブルーサークル運動



〔糖尿病の予防・治療・療養を喚起する運動のシンボルマーク〕

〔世界糖尿病デー〕 11月14日

（インスリンを発見したカナダのフレデリック・バンティング博士の誕生日）

- * 世界糖尿病デーは、平成18年12月20日の国連総会で指定されました。国連や空を表す青（ブルー）と団結を表す輪（サークル）を表現し、「糖尿病に対して団結しよう」という願いが込められています。



■ レッドリボン運動



〔HIV／エイズに対する理解と支援の象徴〕

〔エイズ予防月間〕 11月16日～12月15日

（12月1日の世界エイズデーを中心とする1か月間）

- * アメリカでエイズが社会問題化した1980年代の終わり頃から、エイズに倒れた仲間への追悼の気持ちと、エイズに対する理解と支援の意思を示すため、赤いリボンをシンボルとした運動が始まりました。



（キャンペーンキャラクター）

- 都には、各種取組を推進するためのキャラクターがいます。ここでは、そのうちの代表的なものを紹介します。

◆ OSEKKAIくん



児童虐待防止に関心を持ち、地域で OSEKKAI していただくことを目指して作成した児童虐待防止に係る普及啓発のキャラクターです。

都民一人ひとりの OSEKKAI により、児童虐待の未然防止や、早期対応に繋がることとなります。皆さんに、「OSEKKAI」の理解と協力をしていただけるよう、「OSEKKAIくん」と一緒に広報していきます。

- * OSEKKAI…従来の余計なお世話という意味でのお節介ではなく、子育てしている親と子供を優しく温かく見守る行動のこと。

◆ さとぺん・ファミリー



様々な理由で親と一緒に暮らすことのできない子供を家庭に迎え入れ育てる「里親制度」の普及啓発キャラクターです。ペンギンのコミュニティがヒナを守り育てるように、里親という家庭のかたちのごく普通のこととして受け入れられ、里親が地域社会と手を取り合いながら子育てできる社会になるようにという願いを込めています。

都民の皆さんに、里親制度の理解を深めていただけるように、「さとぺん・ファミリー」と一緒に広報していきます。

◆ ホイクマ & ホイクマン



保育人材の確保・育成・定着を目的に設置している「東京都保育人材・保育所支援センター」のキャラクターです。

同センターでは、保育人材コーディネーターによる各種相談支援や都内保育所への就職斡旋、就職支援研修・相談会、就職支援セミナーなど、様々な取組を実施しています。

東京都では、「ホイクマ」「ホイクマン」と共に、保育の仕事に興味・関心のある皆さんや保育所を応援していきます。

◆ フクシロウ



福祉人材の確保・育成・定着を目的に設置している「東京都福祉人材センター」（本部：千代田区飯田橋、多摩支所：立川市）のキャラクターです。

同センターでは、福祉の仕事に関する相談支援や求人への紹介、求職者向けのイベント開催のほか、中高生や一般の方向けの職場体験など福祉の仕事に関する様々な取組を行っています。

「フクシをシロウ！」を合言葉に、福祉の仕事の魅力ややりがいを広く発信していきます。

◆ ミンジー



民生委員・児童委員
キャラクター「ミンジー」

まじょう
徽章をつけて
活動しています



民生委員・児童委員のキャラクターです。

みんなが協力して子育てをするペンギンの姿を通して、「地域における支え合いを目指す」「社会全体で子育てを応援する」活動に取り組む姿を表しています。

民生委員・児童委員の活動を広く都民の皆さんに知っていただけるよう、ミンジーと共に活動紹介を進めていきます。



「すけだちくん」

◆ すけだちくん

障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重しあうことのできる共生社会の実現に向けた、障害者理解促進のキャラクターです。

「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」(P196参照)をはじめとした、障害及び障害のある方への理解を促進するための普及啓発を推進しています。

「一緒に、すけだちいたそう。」をキャッチフレーズに、障害のある方が困っていたら、ちょっとした配慮や手助けを行うことを広く都民に呼びかけています。



◆ ケンコウデスカマン

「ちょっと実行、ずっと健康。」をキャッチフレーズに、健康づくりに向けたちょっとした行動を呼びかける東京都健康づくり推進キャラクターです。

生活習慣病の予防や生活習慣の改善について、都民一人ひとりが負担感なく実践できるよう、「ケンコウデスカマン」と一緒に広報していきます。



◆ モシカモくん

がん検診の認知度が特に低い20代から30代の若年層に、がん検診を知ってもらうきっかけとするためのカモシカのキャラクターです。がん検診に行ってほしい。もっと自分を大事にしてほしい。そんな願いから生まれました。

皆さんに「モシカモくん」を知ってもらい、がん検診の大切さをお伝えするため、「じぶんに献身、がん検診。」をキャッチフレーズに、普及啓発を行っています。



◆ PostPet「モモ」

乳がんの早期発見・早期治療による死亡率の減少を目指し、検診受診の大切さを呼びかける東京都乳がん検診普及啓発事業公式キャラクターです。

皆さんに、乳がん及び乳がん検診に関する正しい知識を知っていただき「40歳になったら2年に1回」の検診を受診していただけるよう、PostPet「モモ」と一緒に広報していきます。



◆ かんぞうくん

肝炎ウイルスの感染者の早期発見と早期治療による肝がんへの進行防止を目指して作成した、東京都における肝炎対策の啓発キャラクターです。

検査を受けたことがない皆さんに「一日」でも早く受けていただけるよう、そして、検査結果に応じて専門医を受診していただき、適時適切な治療を受けられるよう、「かんぞうくん」と一緒に広報していきます。



◆ 勇者・ストップ

東京都の薬物乱用防止啓発キャラクターです。

乱用の拡大が懸念される10代、20代の若い皆さんが、薬物乱用の危険性・有害性等を正しく認識し、誘われても断る勇気を持つことができるように、「勇者・ストップ」と一緒に薬物乱用防止の啓発を行っていきます。



◆ きいちゃん

アレルギー疾患に関する正しい知識の普及を目的に開設しているポータルサイト「東京都アレルギー情報 navi.」のイメージキャラクターです。

アレルギー反応（抗原抗体反応）は、「鍵」と「鍵穴」に例えられる場合があることや、本サイトで症状改善につながる「キーポイント」を紹介することから、「鍵」をモチーフに生まれました。

「きいちゃん」と共に、都民、患者やそのご家族、医療従事者を対象に、アレルギー疾患に関する様々な情報を発信していきます。

(シンボルマーク等)

- シンボルマークには、都が定めたもの、国や法令等に基づくもののほか、関係団体が独自に提唱しているものもあります。ここでは、そのうちの代表的なものを紹介します。

 <p>東京都認証保育所</p>	<p>□認証保育所適合証</p> <p>0歳児保育又は1歳児保育や13時間以上の開所を義務付けるなど、独自の基準により東京都が認証する保育施設を示すマークです。</p>
	<p>■マタニティマーク</p> <p>妊産婦が身につけ周囲が配慮を示しやすくするとともに、交通機関等が掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。</p>
	<p>□赤ちゃん・ふらっとマーク</p> <p>乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめるよう、公共施設やデパート内などに授乳やおむつ替え等のスペースがあることを示す東京都のマークです。</p>
	<p>□ほっとファミリー</p> <p>養子縁組を目的とせず、親と一緒に暮らすことのできない子供を養育する養育家庭（里親）の愛称「ほっとファミリー」を表す東京都のマークです。</p>
	<p>□子育て応援とうきょうパスポート事業協賛ステッカー</p> <p>子育て世帯や妊娠中の方がいる世帯に対して、粉ミルクのお湯の提供や商品の割引などのサービスの提供を行う、子育て応援とうきょうパスポート事業の協賛店であることを示すステッカーです。</p>
	<p>□東京都福祉のまちづくり整備基準適合証</p> <p>東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合する建築物・公共交通施設等には、請求に基づき、この適合証を交付しています。</p>
	<p>□福祉サービス第三者評価受審済ステッカー</p> <p>専門的知識をもつ中立的な評価機関による福祉サービスの内容等の評価を受けた事業所に、評価を受けた目印となるステッカーを配布しています。</p>
	<p>□食品衛生自主管理認証制度の認証マーク</p> <p>食品製造業者及び飲食業者等の自主的な衛生管理を推進する東京都独自の認証を取得した施設を示すためのマークです。</p>
	<p>■標準営業約款制度（Sマーク）</p> <p>消費者が生活衛生関係営業（理容業、美容業、クリーニング業等）を安全に安心して利用するための目印です。 Safety（安全）、Sanitation（清潔）、Standard（安心）</p>
	<p>□受動喫煙対策推進シンボルマーク</p> <p>「健康ファースト」をコンセプトとした受動喫煙対策を普及啓発するための東京都のマークです。</p>

	<p>■身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由者であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。</p>
	<p>■聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。</p>
	<p>■ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。不特定多数の方が利用する施設では、補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の受け入れが義務付けられています。</p>
	<p>○障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです(国際リハビリテーション協会が1969年に採択)。</p>
	<p>○盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等につけられています。</p>
	<p>○耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されるマークです。</p>
	<p>○オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。</p>
	<p>○ハート・プラスマーク 心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるためのマークです。</p>
	<p>○「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p>
	<p>○手話マーク 聴覚に障害がある人が手話でのコミュニケーションの配慮を求める場合などに使用されるマークです。</p>
	<p>○筆談マーク 聴覚に障害がある人、音声言語障害者、知的障害者、外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求める場合などに使用されるマークです。</p>



□ TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業（宣言マーク）

東京都が働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組む宣言事業所として公表している福祉事業所を表すマークです。

【注】 □：都が定めたもの ■：国や法令等によるもの ○：関係団体等によるもの

◆ ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。

そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成しました。

また、平成29年7月20日には、JIS（日本工業規格）に採用され、全国共通のマークとなりました。

障害者等で利用を希望する方に、都営地下鉄の駅等でヘルプマークを配布するとともに、全ての都営交通の優先席にステッカーを標示しています。

（ステッカー）



◆ ヘルプカード

障害のある方が、周囲に支援を求めるための手段として、緊急連絡先や必要な支援内容を記載した「ヘルプカード」を所持し、都内で统一的に活用できるよう、標準様式を策定しました。また、作成ポイントや支援者に必要な配慮をまとめた区市町村向けガイドラインを作成しました。

各区市町村において、標準様式による「ヘルプカード」の作成が進み、障害のある方が都内で広く活用できるよう、普及促進を図っていきます。

(表面：東京都標準様式)



(裏面：参考様式①)

下記に連絡してください。

私の名前

(ア) 連絡先の電話
連絡先名(会社・機関等の場合)
呼んでほしい人の名前

(イ) 連絡先の電話
連絡先名(会社・機関等の場合)
呼んでほしい人の名前

(裏面：参考様式②)

耳が不自由です。

(指差して使います。)

筆談で話してください。
 手話通訳者を探しています。
 何が起きているのか紙に書いて教えてください。
 電話してください。
警察 消防車 救急車 タクシー
 分かるように合図してください。

◆ 臓器提供意思表示カード

臓器提供に関して、最期を迎えるときに自分の意思が生かされるよう、あらかじめ明確な意思表示をしておくためのカードです。


- * 意思表示の方法は他に、インターネットでの登録、健康保険証、運転免許証やマイナンバーカードの意思表示欄への記入などがあります。
- * カード単体での配布は行っておらず、リーフレットとセットになっています。
- * 詳細は、公益社団法人日本臓器移植ネットワークへ。



《 1, 2, 3, いずれかの番号を○で囲んでください。》

1. 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、xをつけてください。》
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】

【特記欄：
署名年月日：_____年____月____日 
本人署名(自筆)：_____
家族署名(自筆)：_____

東京の福祉保健 2023

分野別取組

編集・発行／東京都福祉局企画部企画政策課

保健医療局企画部企画政策課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 福祉局 03(5388)3950 (ダイヤルイン)

保健医療局 03(5320)4019 (ダイヤルイン)